

大学、短期大学及び高等専門学校における 障害のある学生の修学支援に関する実態調査 分析報告

(対象年度:平成17年度(2005年度)～平成26年度(2014年度))

目次

はじめに	1
------	---

第1章 支援体制の構築について

1. 障害学生支援に関する委員会等の設置状況	2
2. 障害学生支援担当部署・機関の設置状況	5
3. 障害学生支援に関する規程等の整備状況	7
4. 障害学生の相談受付窓口	9
5. 障害学生支援担当者の配置状況	12
6. 障害学生支援担当者の職種	14
7. 施設・設備の整備状況	16
8. 支援体制の実際	19

第2章 支援の水準について

1. はじめに(支援の水準とは何か)	28
2. 支援の実態【現状】	28
3. 支援の実態【課題】	34
4. おわりに	34

第3章 発達障害学生支援の課題

1. 診断カテゴリー別構成比	36
2. 発達障害学生が在籍する学校の割合と在籍学校数	37
3. 発達障害学生への支援内容	42
4. 入試関係	51
5. 大学等における発達障害学生の進路状況	53
6. 発達障害学生への支援における課題	58
7. 発達障害学生への支援の実際と工夫:聞き取り調査から	62

第4章 障害学生支援の経年推移

1. 障害学生数と在籍率	68
2. 障害学生在籍学校数	77

3. 障害学生支援に関する体制等	79
4. 障害学生の卒業後の進路状況	82
第5章 自由記述に見る障害学生支援の課題	85
1. はじめに	85
2. 障害学生の修学支援に関する課題	85
3. 障害学生の進路・就労・キャリア教育支援に関する課題	100
4. 最後に	112
まとめ	114
障害学生修学支援実態調査・分析協力者会議	117

※本調査における障害学生とは「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳を有している学生又は健康診断等において障害があることが明らかになった学生」であり、「学校に支援の申し出があり、それに対して学校が何らかの支援を行なっている障害学生」を支援障害学生と称しています。

はじめに

本年4月、障害者差別解消法の合理的配慮規定等が施行され、我が国の高等教育機関における障害学生支援も大きな転換期を迎えました。全ての高等教育機関において、学生を含む障害者への差別的取扱いの禁止が義務化され、合理的配慮の不提供の禁止については、国公立大学等は法的義務、私立大学等は努力義務となりました。また、国立大学等には障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の作成が義務付けられ、公立大学等は努力義務、私立大学等については、昨年11月に告示された文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針(以下、対応指針)に基づき、適切な対応を行なうことが求められています。

また、当機構については、対応指針に関する文部科学省通知(27文科高第849号)において、対応指針の内容を踏まえ、大学等における障害学生支援の充実に資する事業の推進に努めるよう、求められています。

こうした状況を踏まえ、当機構では平成26年度より「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」結果の分析報告を公表しています。平成17年度より毎年実施してきた調査の結果について、その経年推移や現状を障害種別や学校種別等で分析することにより、大学等における障害学生支援の課題をより明らかにし、各大学等における障害学生支援の参考資料として提供するとともに、今後の当機構の障害学生支援事業の推進、調査内容の改善等に役立てることを目的としています。

平成27年度調査・分析にあたっては、「障害学生修学支援実態調査・分析協力者会議」の委員の協力を得て、我が国の障害学生の状況や支援の全体像を、「支援体制の構築について」「支援の水準について」「発達障害学生支援の課題」「障害学生支援の経年推移」「自由記述に見る障害学生支援の課題」の5つのテーマについて分析を行いました。

本分析報告が、各大学等における障害学生支援の一助となれば幸いです。

分析のための訪問調査等にご協力いただきました大学等関係者の皆様、調査・分析にご協力いただき、分析報告をご執筆いただきました研究者の皆様に、この場を借りて感謝申し上げます。

平成28年9月1日

独立行政法人日本学生支援機構 学生生活部障害学生支援課

第 1 章 支援体制の構築について

日本福祉大学 社会福祉学部 教授 障害学生支援センター長

柏倉 秀克

1. 障害学生支援に関する委員会等の設置状況

平成 26 年度調査では、①専門委員会を設置する学校は 237 校(20.0%)、②他の委員会が対応する学校は 652 校(55.0%)、③対応する委員会がない学校は 296 校(25.0%)となっている。前回調査(平成 25 年度)と比較すると、①は 5.3 ポイント増、②は 1.5 ポイント増、③は 4.4 ポイント減となっており、専門委員会を設置する学校が増加傾向を示している。その反面、対応する委員会がない学校は減少傾向を示している。

(1) 設置形態別の状況

図1にあるように障害学生支援に関する委員会を設置する学校等を設置形態別に見ると、国立大学が 95.4%と最も多く、次いで公立大学が 87.2%、私立大学が 73.5%と最も少なくなっている。なお専門委員会を設置している大学の割合では、国立大学が 54.7%と最も多く、私立大学が 19.2%、公立大学が 12.8%と最も少なくなっている。なお短期大学については私立、高等専門学校は国立がそれぞれの校種の大半を占めているため、ここでは大学についてのみ取り上げた。

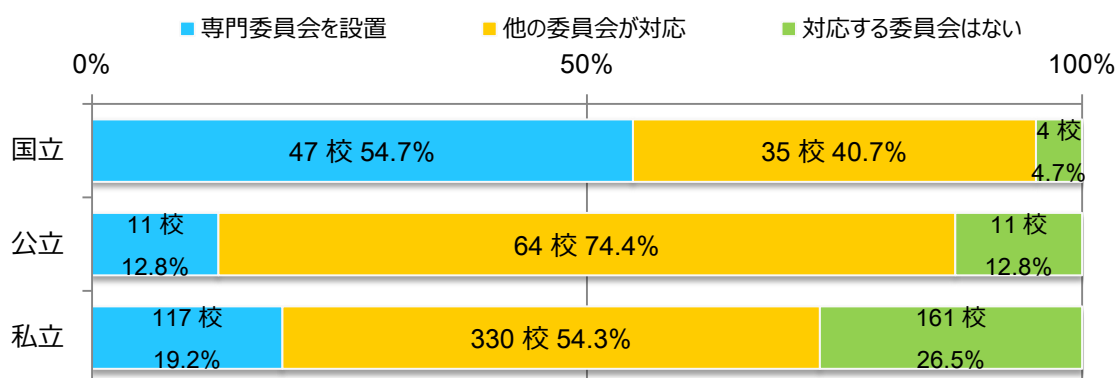


図1 障害学生支援に関する委員会等（設置別）〔大学〕

(2) 学校規模別の設置状況

図 2、3 にあるように障害学生支援に関する委員会を設置する学校等を規模別に見ると、学生数 10,000 人以上の学校が 85.0%と最も多くを占めるが、学生数が少なくなるの

に従いその割合が低下していく傾向にある。学生数が1,000人を切ると80.0%を下回り、1～499人規模の学校では67.1%と最も少なくなっている。

図3にあるように専門委員会を設置する学校の割合は、規模の大きさにほぼ比例している。ただし学生数が2,000～4,999人規模よりも1,000～1,999人規模で専門委員会が多くなっている背景には、この規模の学校の構成要素(学校種及び設置形態)がその背景にあることが考えられる。図4にあるように、1～499人規模と2,000～4,999人規模では私立大学と私立短期大学が大きな比率を占めている。また、1,000～1,999人規模と500～999人規模では、国立と公立の高等専門学校が一定の比率を占めている。

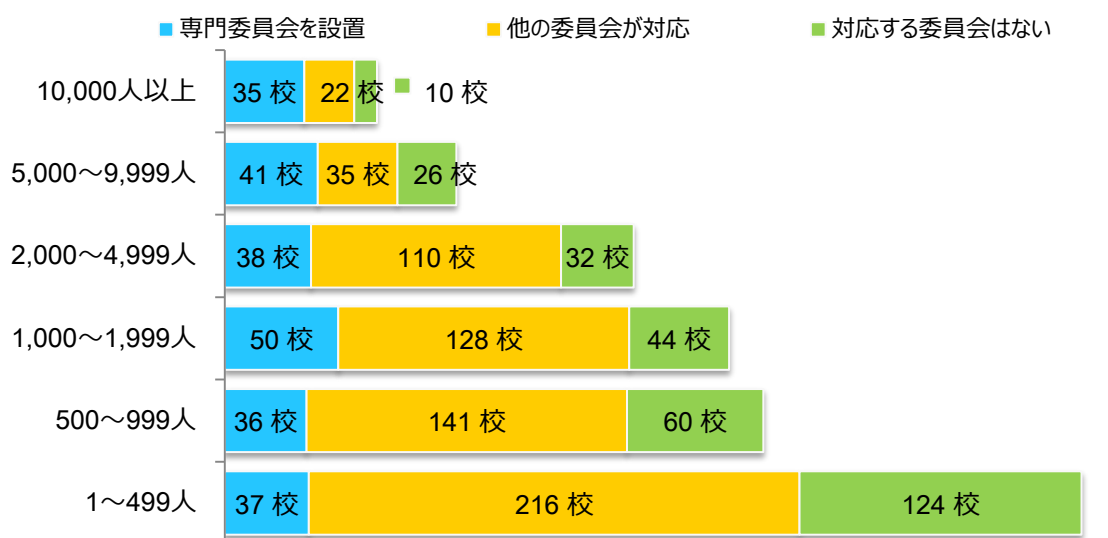


図2 障害学生支援に関する委員会等設置校数(規模(学生数)別)

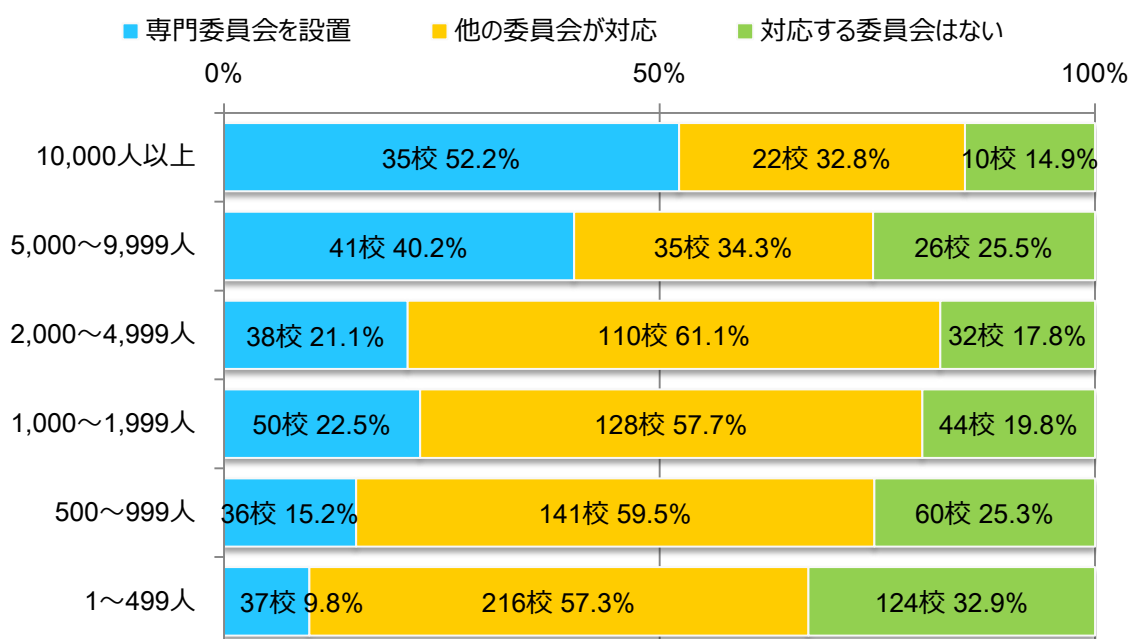


図3 障害学生支援に関する委員会等(規模(学生数)別)

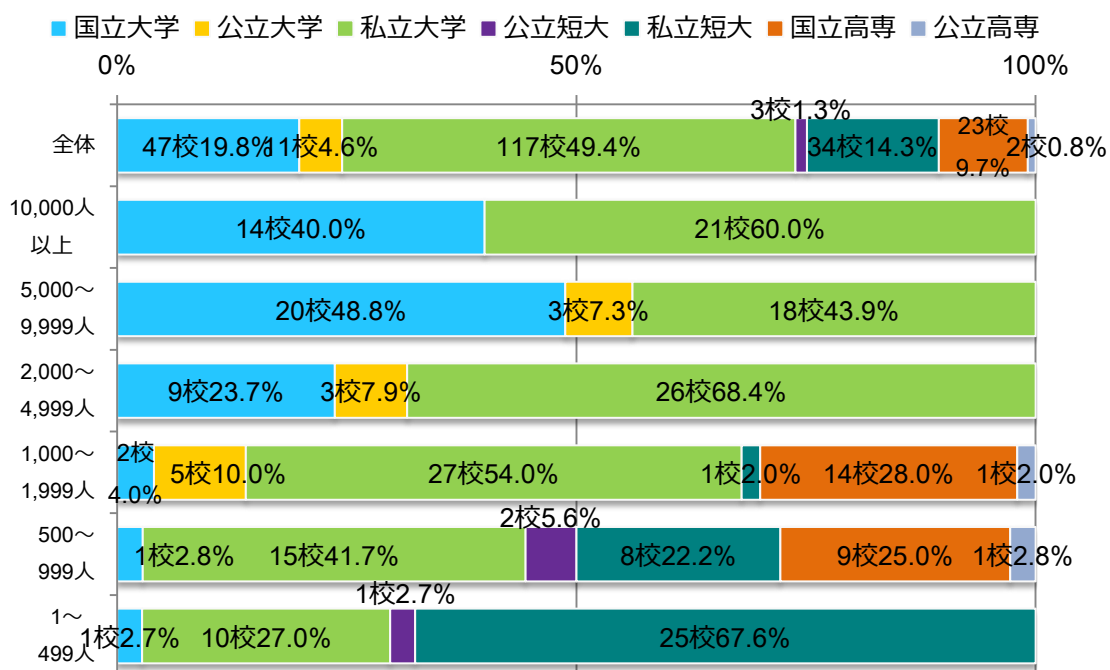


図4 専門委員会設置校の割合（規模別・設置別）

(3) 学部数別にみた設置状況

図5にあるように、大学の規模を学部数で見ると、障害学生支援に関する委員会を設置する学校等の割合は、8学部以上ある総合大学が88.1%、1学部で構成される単科大学が74.5%となっている。なお専門委員会を設置する割合は、学部の数が増えるほどその割合が増える傾向にあるとともに、他の委員会が対応する割合は減少する傾向にある。

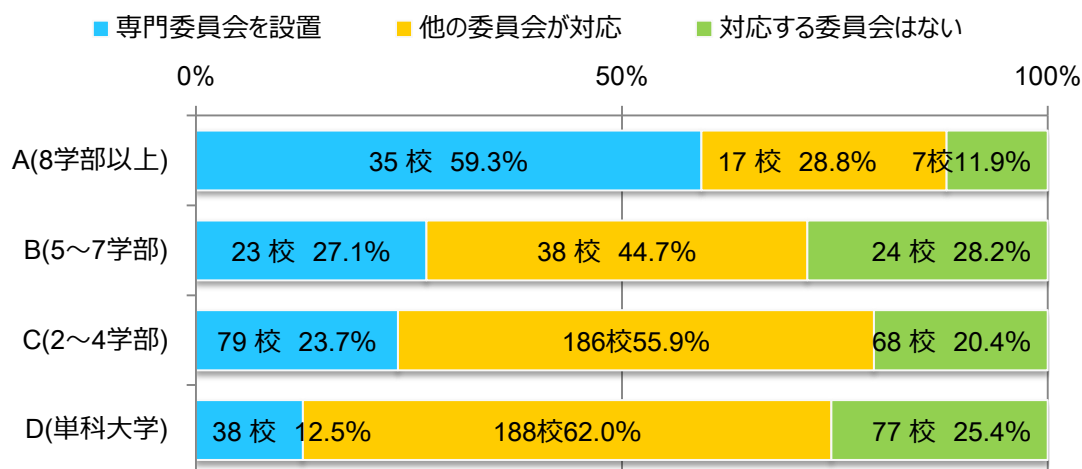


図5 障害学生支援に関する委員会等（学校種別・規模〔学部数〕別）〈大学〉

2. 障害学生支援担当部署・機関の設置状況

平成 26 年度調査では、①専門部署・機関を設置する学校は 120 校(10.1%)、②他の部署・機関が対応する学校は 928 校(78.3%)、③対応する部署・機関がない学校は 137 校(11.6%)となっている。前回調査(平成 25 年度)と比較すると、①は 1.6 ポイント増、②は 0.9 ポイント減、③は 0.7 ポイント減となっており、専門部署・機関を設置する学校が増加傾向を、対応する部署・機関がない学校は減少傾向を示している。

(1) 設置形態別の状況

障害学生支援部署・機関を設置する大学の割合は、国立大学が最も多く 98.8%、次いで公立大学が 90.7%、私立大学が 89.3%となっている。さらに公立大学と私立大学の 10.0%前後は対応する部署・機関がないとしており、体制の整備が課題である。なお短期大学については私立、高等専門学校は国立がそれぞれの校種の大半を占めているため、ここでは大学についてのみ取り上げた。

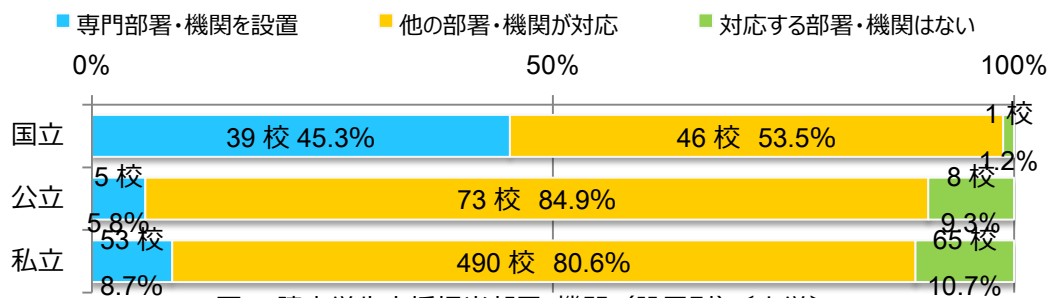


図6 障害学生支援担当部署・機関（設置別）〔大学〕

(2) 学校規模別の設置状況

図 7 にあるように障害学生支援部署・機関を設置する学校等の割合を学校規模ごとにみると、10,000 人以上の学校が最も多く 98.5%、1~499 人の学校が 77.4%となっている。このうち専門部署・機関を設置する学校をみると、10,000 人以上の学校が 37.3%、5,000 人未満の学校では 10.0%以下となり、1~499 人の学校では 3.4%となっており、学校の規模が小さくなるほど減少する傾向にある。

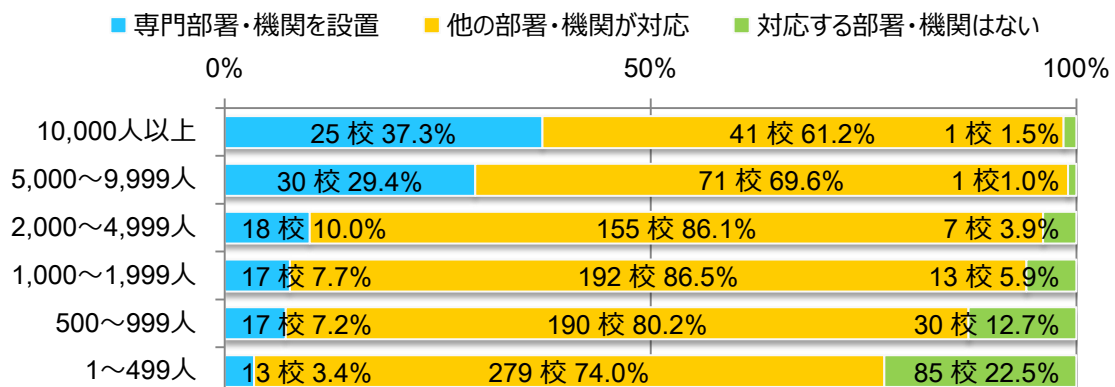


図7 障害学生支援部署・機関等（規模〔学生数〕別）

図8にあるように障害学生支援部署・機関を設置する学校等の割合が最も少ない1～499人の学校は、学校全体(1,185校)の31.8%(377校)と最も多くを占めており、小規模校(私立の短期大学等)の体制整備が課題である。

図9にあるように学校規模別の在籍障害学生数をみると、5000人以上の学校では100%、2000～4999人規模の学校では96.1%、1000～1999人規模の学校では83.8%、500～999人規模の学校では66.2%、1～499人規模の学校では39.3%となっており、学校の規模が大きくなるに従い多くの障害学生が在籍する傾向にある。なお規模が小さくなるに従い1校あたりの障害学生数は減少するとともに、障害学生が0人の学校の割合が増える傾向にある。学生数が1999人以下の学校では、障害学生が5人以下の割合が最も高く、小規模校(私立の短期大学等)における体制整備が課題である。

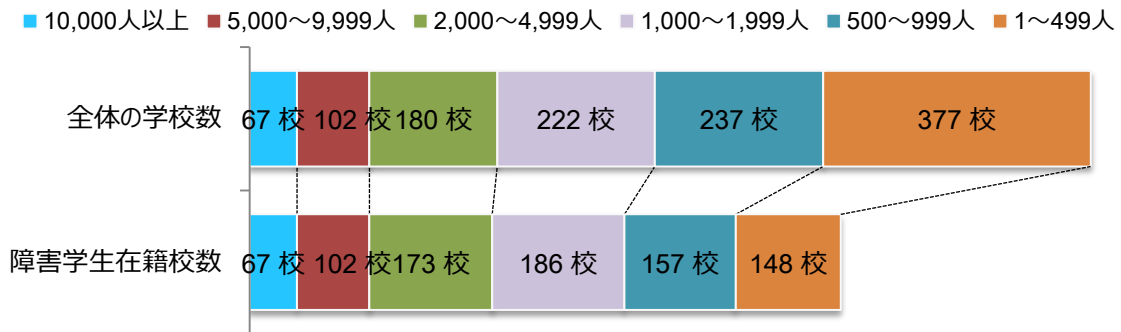


図8 障害学生在籍学校数(規模(学生数)別)

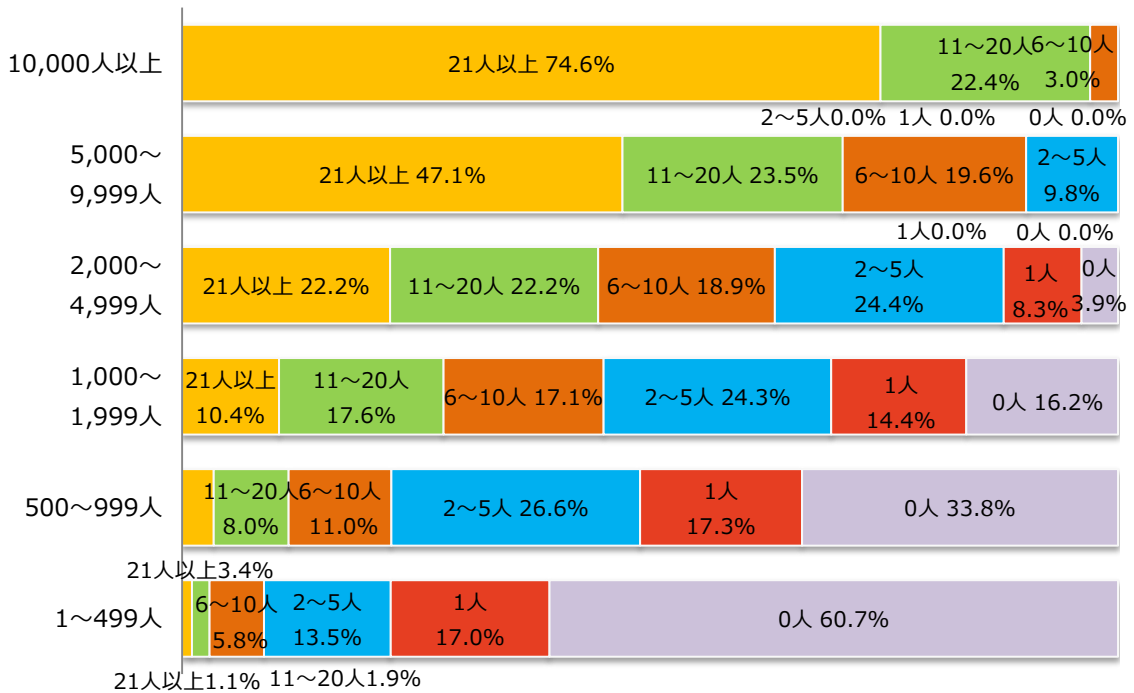


図9 障害学生在籍学校構成比(在籍学生数別・障害学生在籍者数別)

(平成26年度調査結果報告書-図3)

(3) 学部数別にみた設置状況

大学の規模を学部数で見ると、障害学生支援部署・機関を設置する学校等の割合は、8学部以上ある総合大学が96.6%、1学部で構成される単科大学が82.9%となっている。専門部署・機関を設置する割合は、学部数が多くなるほど割合が増える傾向にあるとともに、他の部署・機関が対応する割合は減少する傾向にある。なお単科大学においては17.2%が対応する部署・機関がないとしており、体制整備が課題である。

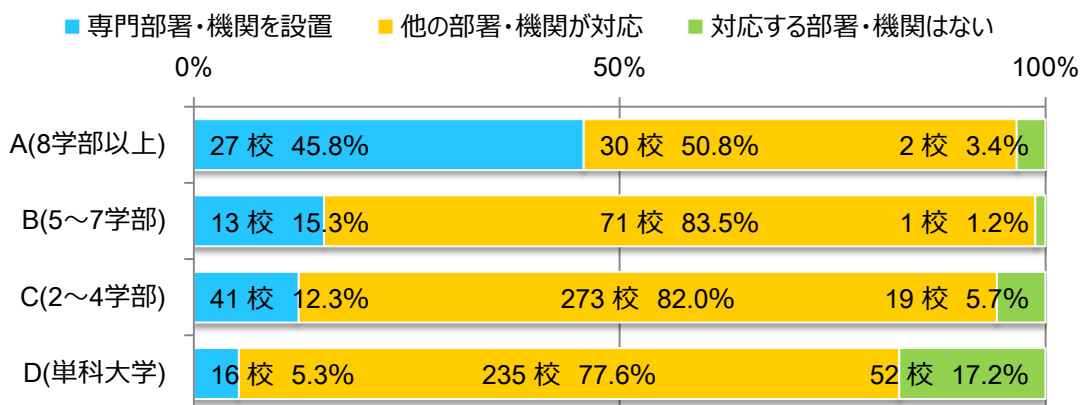


図10 障害学生支援部署・機関等（学校種別・規模〔学部数〕別）＜大学＞

3. 障害学生支援に関する規程等の整備状況

平成26年度調査では、①規程等を整備する学校は219校(18.5%)、②規程等がない学校は967校(81.6%)となっている。前回調査(平成25年度)と比較すると、①は1.8ポイント増となっており、規程等を整備する学校が漸増する傾向を示しているが、その反面、対応する委員会がない学校は減少傾向を示しているが、全体としては整備が遅れており、2016年4月に施行される障害者差別解消法を控え、規程等の整備が急がれる。

(1) 学校種別による整備状況

規程等が整備されている学校の割合が最も高いのは高等専門学校(その89.5%が国立)の43.9%で、次いで大学の19.7%、短期大学(その94.8%が私立)の11.5%となっており、短期大学における規程等の整備が課題である。

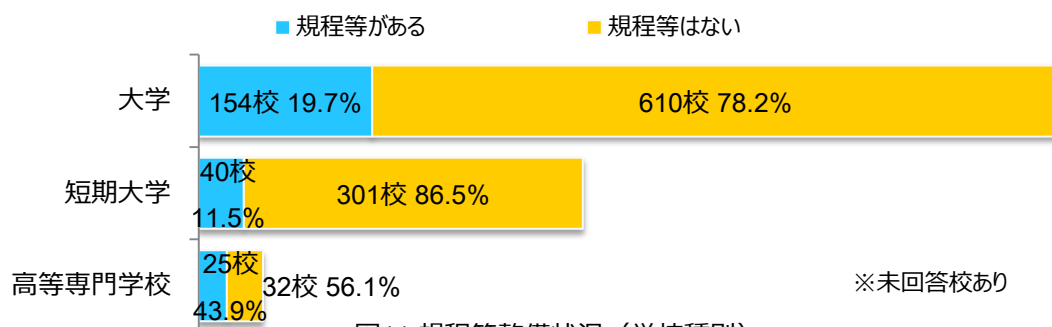


図11 規程等整備状況（学校種別）

(2) 設置形態別の整備状況

図 12 にあるように設置形態別に大学における規程等の整備状況をみると、国立大学が最も高く 50.0%、次いで私立大学が 16.3%、公立大学が 14.0%となっており、公立大学と私立大学における規程等の整備が課題である。なお高等専門学校は国立、短期大学は私立がそれぞれの校種の大半を占めるため、ここでは大学についてのみ検討した。

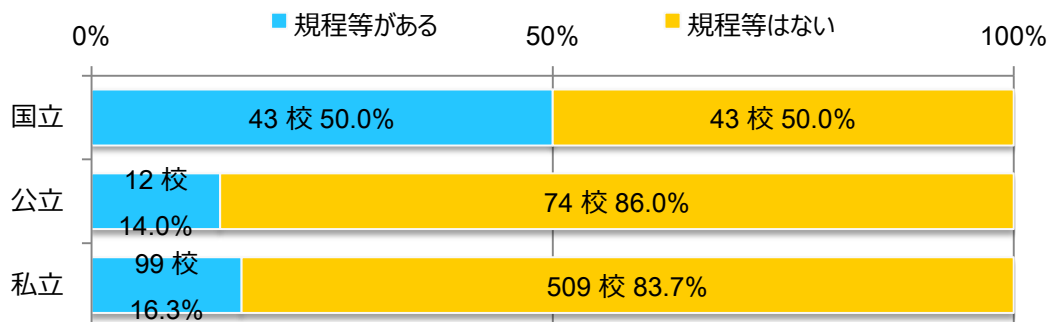


図12 障害学生支援に関する規程等（設置別）〔大学〕

(3) 在籍障害学生数別の整備状況

障害学生の在籍数から規程等の整備状況をみると、障害学生が 21 人以上の学校では 38.7%となっているが、障害学生の在籍が 1 人の学校では 12.5%となっている。なお障害学生の在籍が 0 人の学校では 6.3%にとどまっており、障害学生の在籍数が規程等の整備に影響を与えている。

(4) 学校規模別の整備状況

図 13、図 14 にあるように規程等の整備状況を学校規模(学生数)ごとの構成比で見ると、10000 人以上の学校では 49.3%、5000～9999 人規模の学校では 40.2%、1～499 人規模の学校では 8.0%となっており、規模が小さくなるほど規程等の整備の遅れが深刻な状況となっている。なお学校規模(学生数)ごとの規程等の整備状況は、委員会の設置状況、専門部署・機関の設置状況と類似した傾向を示している。

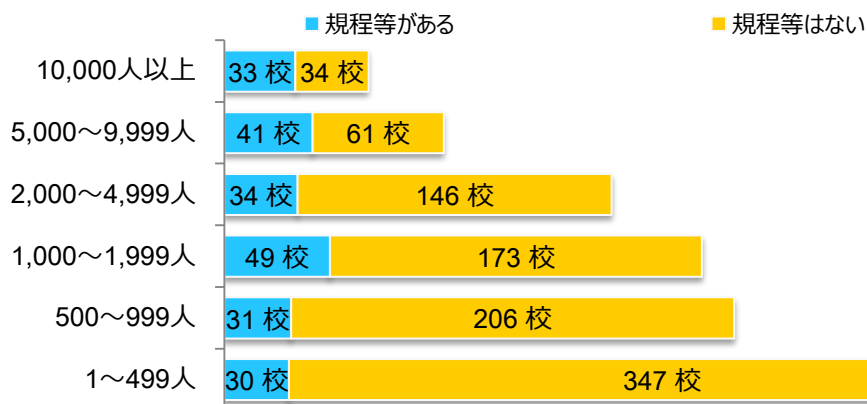


図13 障害学生支援に関する規程等整備校数（規模〔学生数〕別）

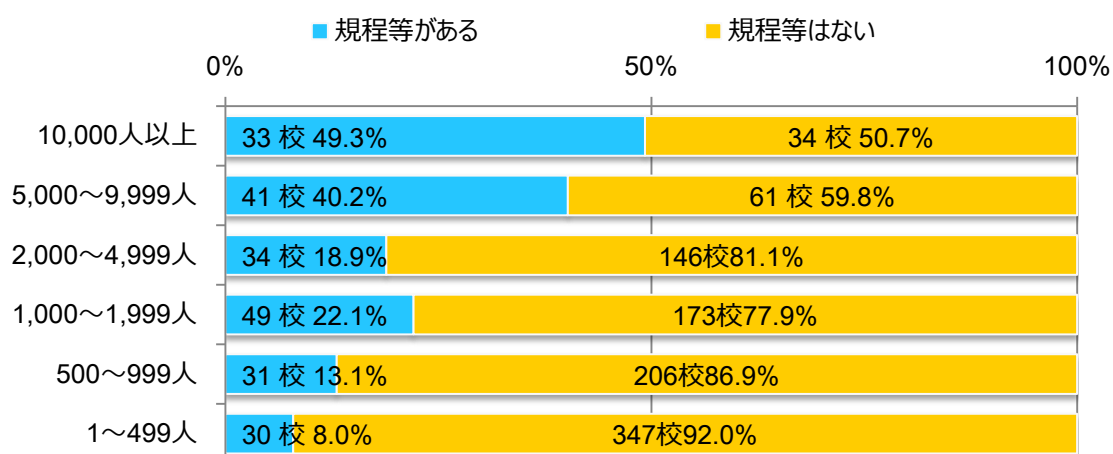


図14 障害学生支援に関する規程等（規模(学生数)別）

(5) 学部数別にみた整備状況

大学の規模を学部数で見ると、図 15 にあるように規程等が整備されている学校の割合は、8 学部以上ある大学で 55.9%、単科大学で 10.2%となっており、学部数が少なくなるほど規程等の整備の遅れが顕著となっている。

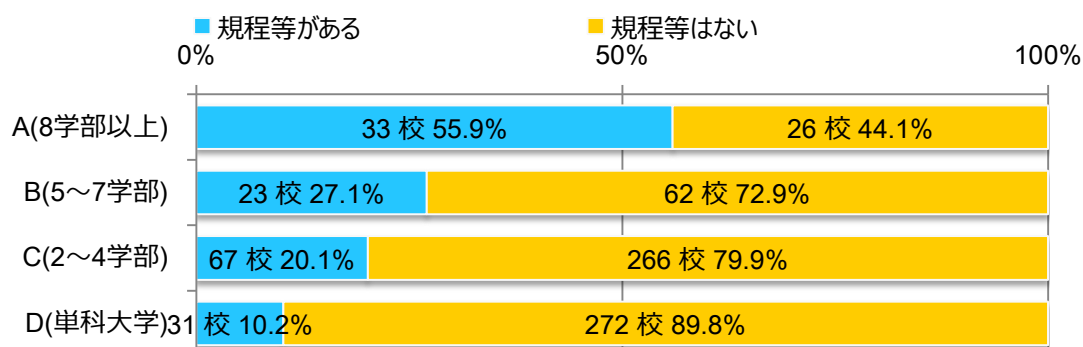


図15 障害学生支援に関する規程等（学校種別・規模(学部数)別）<大学>

4. 障害学生の相談受付窓口

平成 26 年度調査では、障害学生にとってわかりやすい相談受付窓口があるかどうかについての設問を追加した。相談受付窓口のある学校は 650 校(54.9%)で、窓口はないが各部署で対応していることを学生に周知している学校は 287 校(24.2%)となっており、2016 年4月に施行される障害者差別解消法を控え、整備が急がれる。

(1) 学校種別の設置状況

設置状況を学校種別で見ると、図 16 にあるように相談受付窓口のある学校の割合が最も高いのは、高等専門学校の 71.9%で、次いで大学が 56.9%、短期大学が 47.4%となっており、短期大学(その大半は私立)における相談窓口の整備が課題である。

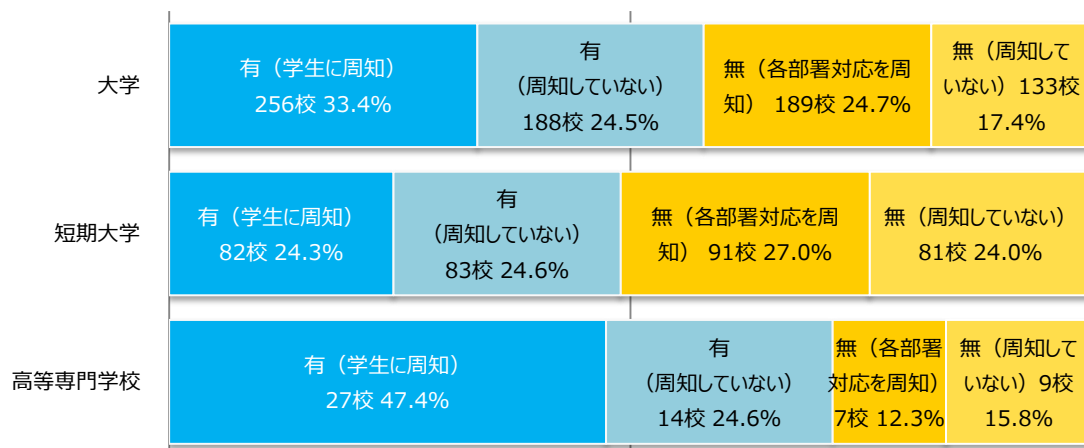


図16 障害学生の相談受付窓口の設置・周知状況
(平成26年度調査結果報告書-図16)

※未回答校あり

(2) 在籍障害学生数別の状況

在籍障害学生数別に相談窓口の設置状況をみると、21人以上の学校が130校（75.1%）、11～20人の学校が94校（65.3%）、6～10人の学校が83校（58.5%）、2～5人の学校が135校（60.8%）、1人の学校が85校（55.9%）、0人の学校が123校（34.9%）となっている。概ね障害学生の在籍数に比例して相談窓口がある学校が増える傾向にある。また障害学生が0人の学校で相談窓口を設置する学校は限られている。障害者差別解消法の施行を控え、各学校においては相談窓口が存在しないため合理的配慮の申し出ができないという事態が起こらないよう配慮する必要がある。

(3) 設置形態別の状況

図17にあるように、相談窓口がある大学の割合が最も高いのは国立大学で79.1%、次いで私立大学の55.3%、公立大学の46.5%となっている。公立大学と私立大学における相談窓口の設置が遅れており、早急な整備が今後の課題である。なお短期大学については私立が全体の94.8%、高等専門学校は国立が89.5%とそれぞれの校種の大半を占めているため、ここでは大学についてのみ取り上げた。

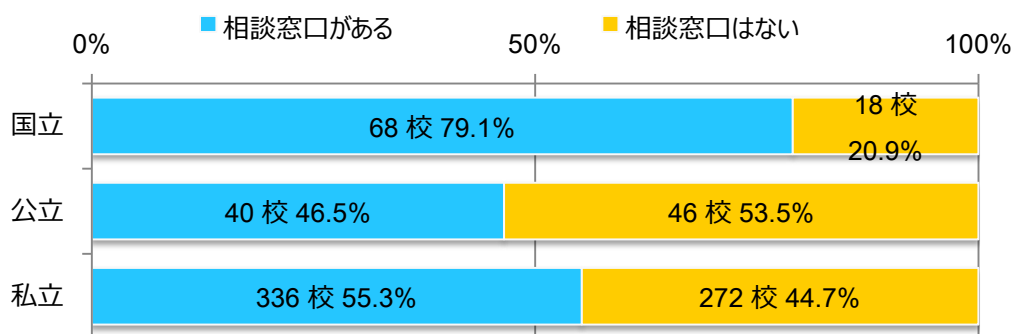


図17 障害学生の相談受付窓口（設置別）〔大学〕

(4) 学校規模別の状況

学校規模を全体の学生数で見ると、相談窓口の設置状況は図 18、図 19 にあるように 1000 人以上の学校では 80.6%、499 人以下の学校では 41.9%となっており、学校の規模が大きくなるほど相談窓口を設置する割合が増加する傾向にある。なお 499 人以下の学校(そのほとんどが私立の短期大学)は相談窓口を設置しない学校が過半数を超えており、早急な整備が課題である。

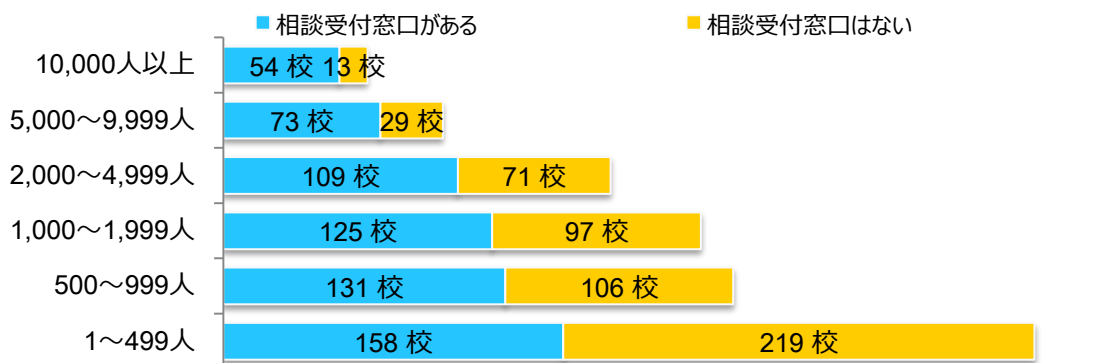


図18 障害学生の相談受付窓口整備校数（規模〔学生数〕別）

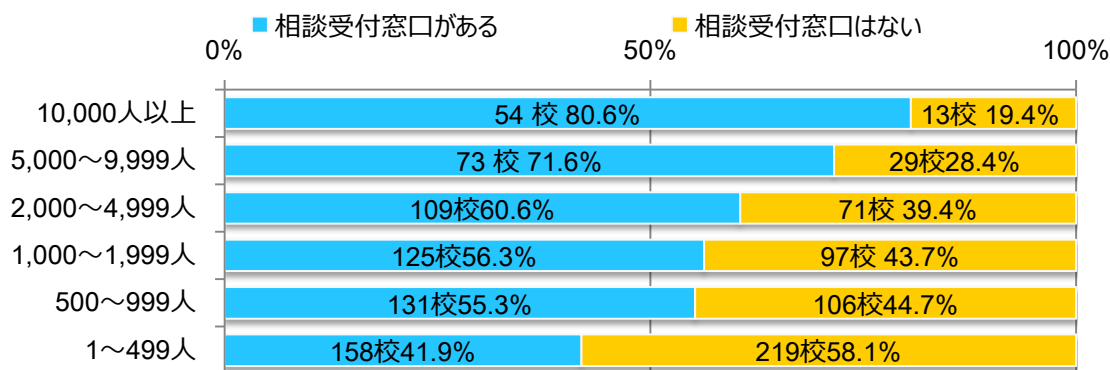


図19 障害学生の相談受付窓口（規模〔学生数〕別）

(5) 学部数別にみた整備状況

大学の学校規模を学部数で見ると、図 20 にあるように規程等が整備されている学校の割合は、8 学部以上ある総合大学で 88.1%、単科大学で 47.9%となっており、学部数が少なくなるほど相談窓口を有する学校は減少する傾向にある。

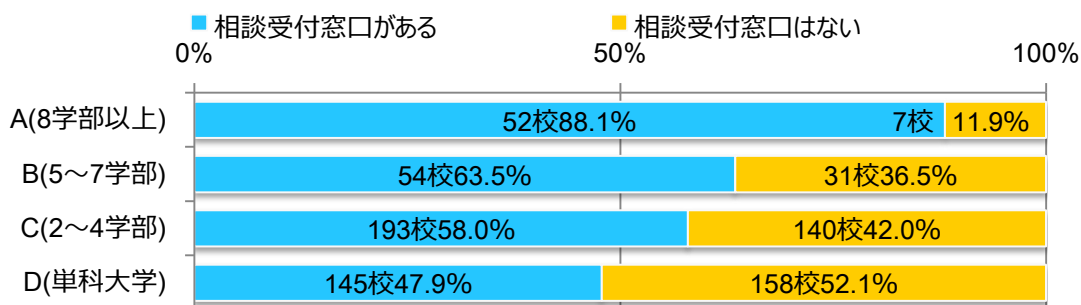


図20 障害学生の相談受付窓口（学校種別・規模〔学部数〕別）＜大学＞

5. 障害学生支援担当者の配置状況

平成26年度調査では、①専任スタッフを配置する学校は125校(10.5%)、②兼任スタッフを配置する学校は890校(75.1%)、③担当者の配置はない学校は170校(14.3%)となっている。前回調査(平成25年度)と比較すると、①は1.3ポイント減、②は2.6ポイント増、③は4.0ポイント減となっており、スタッフを配置する学校が漸増する傾向を示している。その反面、担当者の配置はないとする学校は減少傾向を示しており、専門員会の設置、専門部署・機関の設置、規程等の整備等と比例する傾向がみられる。平成26年度は支援担当者を外部に依頼する学校が493校あり、前回調査と比較すると31校(2.8ポイント)の増加となっており、今後はその関連を分析する必要がある。

(1) 在籍障害学生数別の配置状況

支援担当者の配置がある学校の割合は、図20にあるように障害学生が21人以上在籍する学校で97.7%、在籍学生が1人の学校で83.5%と障害学生数が多い学校に支援担当者が多く配置される傾向がある。なお障害学生が在籍しない学校においても68.2%の学校に支援担当者が配置されている。その反面、在籍学生が1人以上在籍する学校のうち58校(7.0%)において、担当者が配置されていない現状に着目する必要がある。

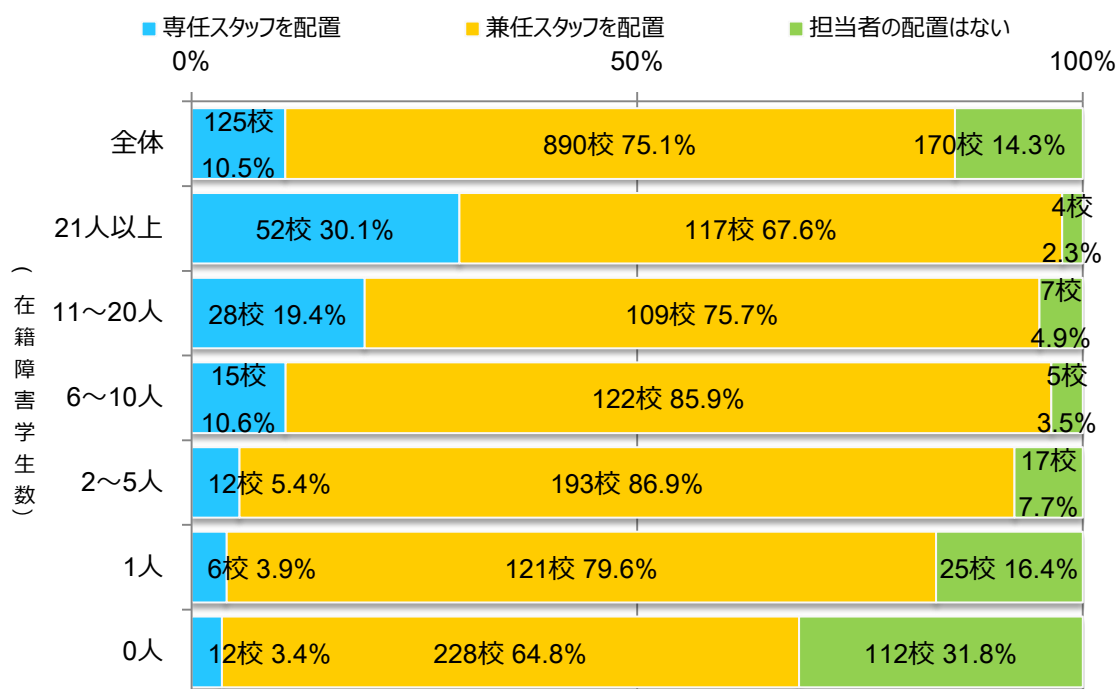


図20 支援担当者配置率（在籍障害学生数別）

(2) 設置形態別の配置状況

支援担当者を配置する学校の割合が最も高いのは国立大学の96.5%、次いで私立大学が87.3%、公立大学が84.9%となっている。なお高等専門学校は国立、短期大学は私立がそれぞれの校種の大半を占めるため、ここでは大学についてのみ検討した。

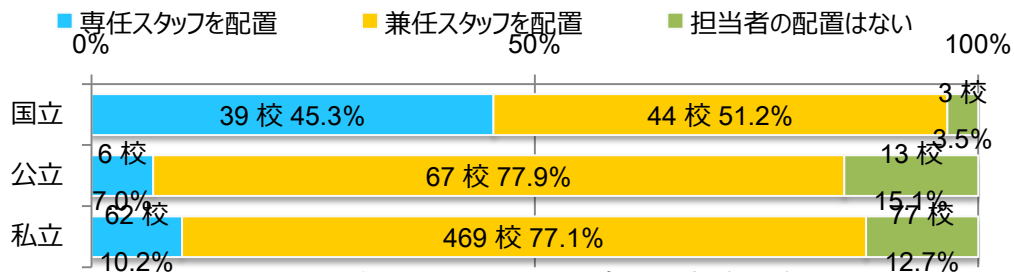


図21 障害学生支援担当者（設置別）〔大学〕

(3) 学校規模別の設置状況

支援スタッフの設置状況を学校規模ごとの構成比で見ると、図22、図23にあるように、支援担当者を配置している学校の割合が最も高いのは10,000人以上の学校で98.5%、次いで1,000～1,999人規模の学校が94.6%、5,000～9,999人規模の学校が94.1%となっており、最も少ない1～499人規模の学校が75.9%となっている。

専任スタッフの配置に着目すると、5000人以上の学校と4999人以下の学校とでは、その差は顕著となっている。さらに兼任スタッフの配置に着目すると4999人～1000人規模の学校において80.0%以上の高いポイントを示していることが特徴的である。

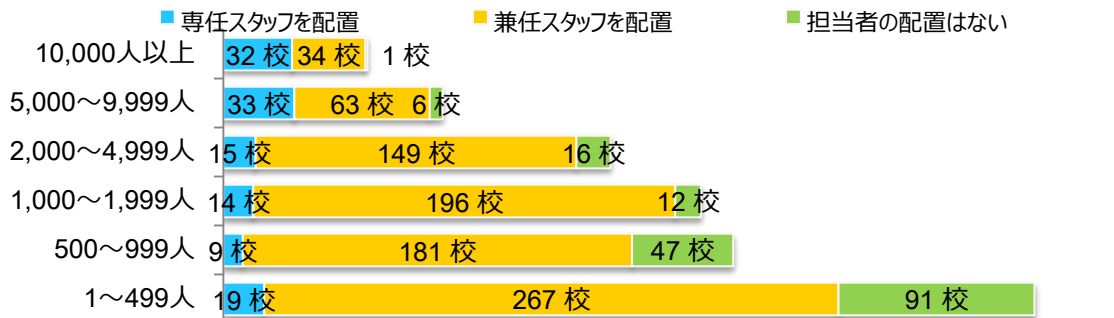


図22 障害学生支援担当者配置校数（規模〔学生数〕別）

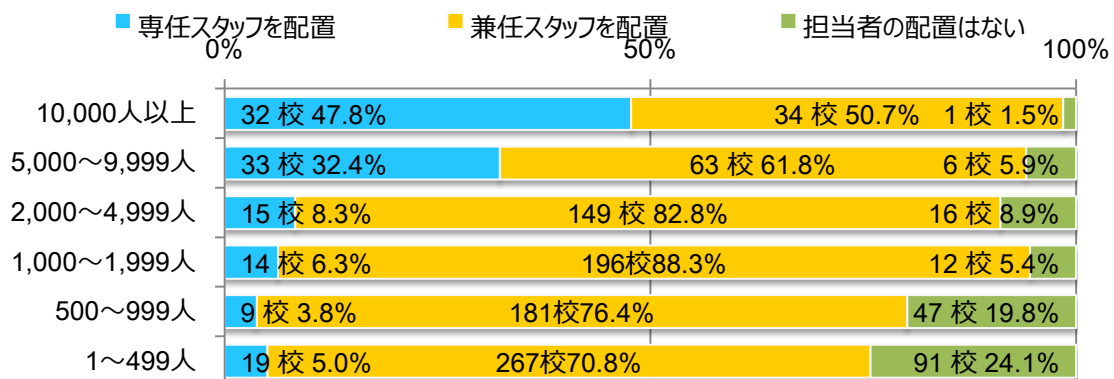


図23 障害学生支援担当者（規模〔学生数〕別）

(4) 学部数別の配置状況

大学の学校規模を学部数で見ると、図 24 にあるように支援スタッフが配置されている学校の割合は、8 学部以上ある総合大学で 96.6%、単科大学で 79.5%となっており、学部数が少なくなるほど相談窓口を有する学校は減少する傾向にある。なお単科大学の 20.5%で担当者の配置がなされていないことに留意すべきである。

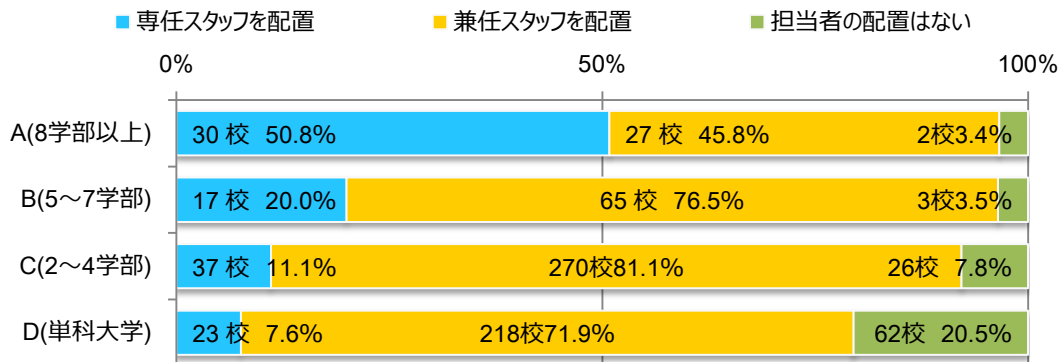


図24 障害学生支援担当者（学校種別・規模〔学部数〕別）<大学>

6. 障害学生支援担当者の職種

平成 26 年度調査では、①障害学生支援を担当する職員を配置する学校は 921 校 (77.7%)、②障害学生支援を担当する教員を配置する学校は 561 校 (47.3%)、③障害学生支援コーディネーターを配置する学校は 134 校 (11.3%)、④カウンセラーを配置する学校は 403 校 (34.0%)となっている。前回調査(平成 25 年度)と比較すると、①支援を担当する職員は 5.2 ポイント増、②支援を担当する教員は 5.9 ポイント増、③コーディネーターは 0.8 ポイント増、④カウンセラーは 2.3 ポイント増となっており、全ての職種において配置する学校が増加する傾向を示している。

図 26、図 27、図 28、図 29 にあるように、主な職種の配置を学校種別で見ると、①支援を担当する職員は 921 校 (77.7%)に配置されており、4 つの職種では最も高い割合となっている。校種では高等専門学校に 49 校 (86.0%)と高い比率で配置されている。②支援を担当する教員は 561 校 (47.3%)に配置されているが、兼任教員を配置する学校が 530 校 (94.5%)と高い比率となっている。③コーディネーターの配置は 134 校 (11.3%)となっており、4 つの職種では最も低い比率となっている。なお専任を配置する学校が 45 校 (33.6%)と比較的高い比率となっている。④コーディネーターの配置は 403 校 (34.0%)となっているが、高等専門学校では 6 校 (10.5%)にとどまっている。

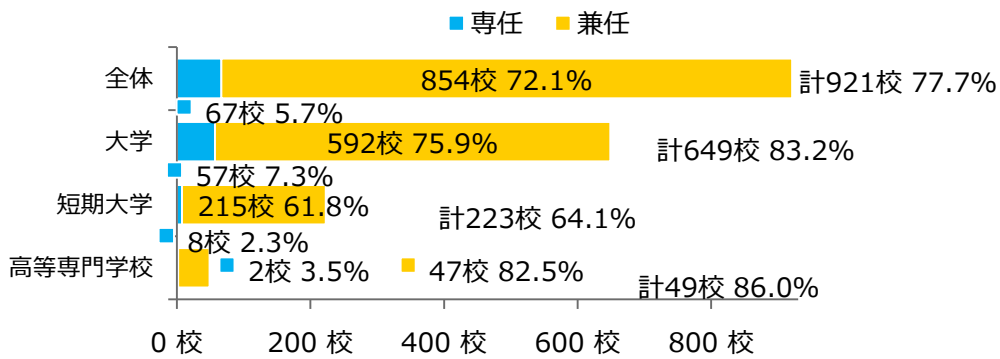


図25 ①障害学生支援を担当する職員配置校数 (学校種別)

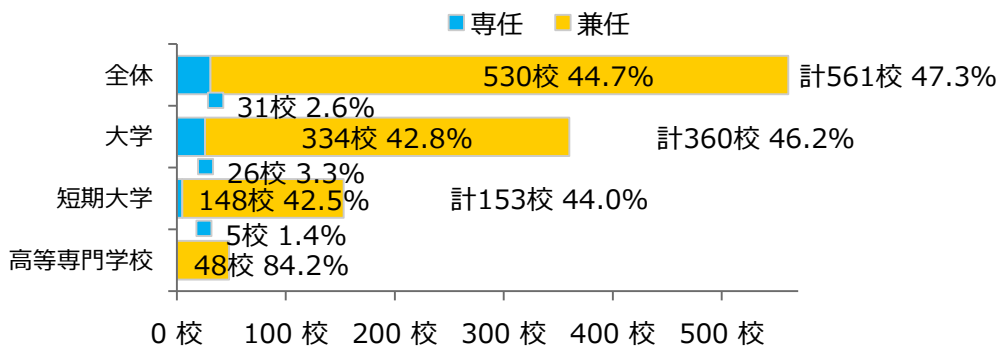


図26 ②障害学生支援を担当する教員配置校数 (学校種別)

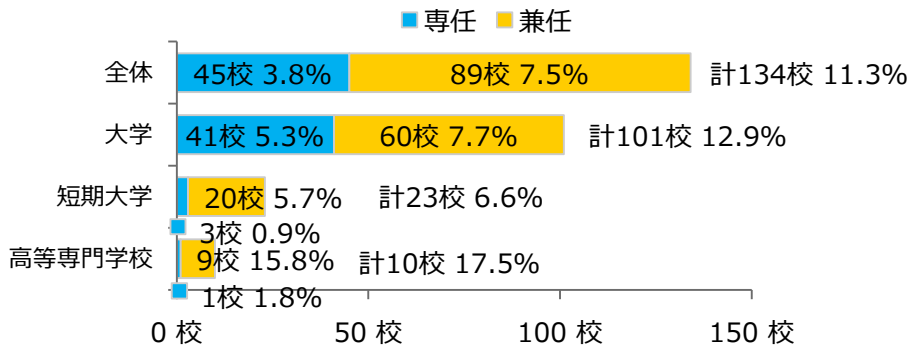


図27 ③障害学生支援コーディネーター配置校数 (学校種別)

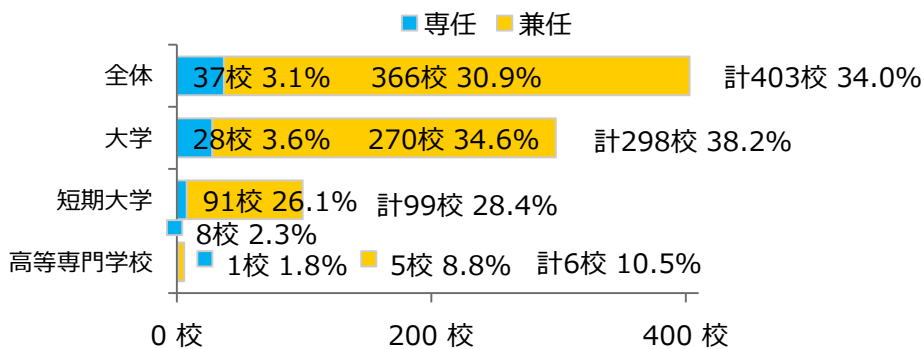


図28 ④カウンセラー配置校数 (学校種別)

7. 施設・設備の整備状況

施設・設備の整備率を校種別にみると、大学における整備率の平均が **59.0%**、短期大学の平均値が **17.5%**、高等専門学校の平均値が **16.0%**となっており、短期大学と高等専門学校における整備率の低さが目立っている。

表1にあるように、すべての学校種において、屋外の整備率と比較して屋内の整備率が低くなっている。支援機器の整備についてはほとんどの学校において進んでいないのが現状である。「学内全体に整備」と「現在必要な箇所に整備」を合わせた整備率が最も高いのは大学の屋外整備で、公立大学が **67.5%**、国立大学が **60.2%**、私立大学が **49.5%**となっている。なお短期大学における支援機器の整備では、公立が **11.1%**、私立が **11.3%**にとどまっている。専門学校における支援機器の整備では、国立が **11.7%**、公立が **11.1%**、私立が **5.6%**と極めて低い比率となっており、整備率の向上が課題である。

表1 施設・設備の整備状況（学校種別・設置別）

	※整備校数は各項目の平均値	全体の学校数		学内全体に整備		現在必要な箇所に整備		部分的に整備しているが不十分		整備中または年度内に整備を予定		未整備	
		(校)	(校)	構成比	(校)	構成比	(校)	構成比	(校)	構成比	(校)	構成比	
大学	屋外	国立	86	11.8	13.7%	40.0	46.5%	28.5	33.1%	0.0	0.0%	5.8	6.7%
		公立	86	22.8	26.5%	35.3	41.0%	14.8	17.2%	0.0	0.0%	14.0	16.3%
		私立	608	95.0	15.6%	206.3	33.9%	151.8	25.0%	1.0	0.2%	152.3	25.0%
	屋内	国立	86	9.7	11.2%	29.6	34.4%	17.8	20.7%	0.3	0.4%	27.7	32.2%
		公立	86	18.3	21.3%	22.0	25.6%	12.1	14.1%	0.0	0.0%	33.9	39.4%
		私立	608	75.9	12.5%	156.2	25.7%	119.0	19.6%	0.8	0.1%	253.0	41.6%
	支援機器	国立	86	1.8	2.1%	18.5	21.5%	6.2	7.2%	0.0	0.0%	56.7	65.9%
		公立	86	3.0	3.5%	11.7	13.6%	3.0	3.5%	0.0	0.0%	67.7	78.7%
		私立	608	19.0	3.1%	78.8	13.0%	27.2	4.5%	0.8	0.1%	472.7	77.7%
短期大学	屋外	公立	18	3.0	16.7%	3.5	19.4%	6.5	36.1%	0.0	0.0%	5.0	27.8%
		私立	330	32.3	9.8%	79.0	23.9%	80.8	24.5%	0.8	0.2%	134.0	40.6%
		国立	18	1.0	5.6%	4.2	23.5%	5.3	29.6%	0.0	0.0%	7.4	41.4%
	屋内	公立	330	22.7	6.9%	63.2	19.2%	61.9	18.8%	0.3	0.1%	177.7	53.8%
		国立	18	0.5	2.8%	1.5	8.3%	0.7	3.7%	0.0	0.0%	15.3	85.2%
		私立	330	6.0	1.8%	31.3	9.5%	14.2	4.3%	0.2	0.1%	272.5	82.6%
高等専門学校	屋外	国立	51	6.5	12.7%	18.3	35.8%	12.5	24.5%	0.3	0.5%	13.8	27.0%
		公立	3	0.0	0.0%	0.8	25.0%	1.0	33.3%	0.0	0.0%	1.3	41.7%
		私立	3	0.5	16.7%	0.5	16.7%	1.3	41.7%	0.0	0.0%	0.8	25.0%
	屋内	国立	51	4.3	8.5%	14.6	28.5%	9.7	19.0%	0.2	0.4%	22.0	43.1%
		公立	3	0.2	7.4%	0.2	7.4%	0.9	29.6%	0.0	0.0%	1.7	55.6%
		私立	3	0.1	3.7%	0.4	14.8%	0.9	29.6%	0.0	0.0%	1.6	51.9%
	支援機器	国立	51	0.3	0.7%	5.8	11.4%	1.7	3.3%	0.0	0.0%	42.2	82.7%
		公立	3	0.0	0.0%	0.3	11.1%	0.2	5.6%	0.0	0.0%	2.5	83.3%
		私立	3	0.0	0.0%	0.2	5.6%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	2.8	94.4%

(1) 学校種別・学校規模別

学校種別の状況を学校規模(学生数)別にまとめると、表2、3、4にあるように全学校種において規模の大きい学校ほど整備率が高い傾向がある。また、いずれの規模においても、屋外、屋内、支援機器の順に整備率が下がる傾向にある。

表2 施設・設備の整備状況(規模別)〔大学〕

※整備校数は各項目の平均値	全体的 学校数 (校)	学内全体に整備		現在必要な 箇所に整備		部分的に整備 しているが不十分		整備中または 年度内に整備を予定		未整備		
		(校)	構成比	(校)	構成比	(校)	構成比	(校)	構成比	(校)	構成比	
屋外	5,000~9,999人	2	0.3	12.5%	0.8	37.5%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	1.0	50.0%
	2,000~4,999人	1	0.0	0.0%	0.5	50.0%	0.5	50.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%
	1,000~1,999人	14	1.5	10.7%	3.5	25.0%	2.8	19.6%	0.0	0.0%	6.3	44.6%
	500~999人	82	7.0	8.5%	23.5	28.7%	21.8	26.5%	0.0	0.0%	30.0	36.6%
	1~499人	249	26.5	10.6%	54.3	21.8%	62.3	25.0%	0.8	0.3%	101.8	40.9%
屋内	5,000~9,999人	2	0.0	0.0%	0.3	16.7%	0.1	5.6%	0.0	0.0%	1.6	77.8%
	2,000~4,999人	1	0.3	33.3%	0.2	22.2%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.4	44.4%
	1,000~1,999人	14	0.7	4.8%	4.8	34.1%	2.0	14.3%	0.0	0.0%	6.4	46.0%
	500~999人	82	5.2	6.4%	18.2	22.2%	16.9	20.6%	0.0	0.0%	41.4	50.5%
	1~499人	249	17.4	7.0%	43.9	17.6%	48.2	19.4%	0.3	0.1%	135.2	54.3%
支援機器	5,000~9,999人	2	0.0	0.0%	0.2	8.3%	0.2	8.3%	0.0	0.0%	1.7	83.3%
	2,000~4,999人	1	0.0	0.0%	0.2	16.7%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.8	83.3%
	1,000~1,999人	14	0.5	3.6%	1.3	9.5%	0.5	3.6%	0.0	0.0%	10.8	77.4%
	500~999人	82	0.8	1.0%	8.3	10.2%	3.8	4.7%	0.2	0.2%	68.7	83.7%
	1~499人	249	5.2	2.1%	22.8	9.2%	10.3	4.1%	0.0	0.0%	205.8	82.7%

表3 施設・設備の整備状況(規模別)〔短期大学〕

※整備校数は各項目の平均値	全体的 学校数 (校)	学内全体に整備		現在必要な 箇所に整備		部分的に整備 しているが不十分		整備中または 年度内に整備を予定		未整備		
		(校)	構成比	(校)	構成比	(校)	構成比	(校)	構成比	(校)	構成比	
屋外	10,000人以上	67	13.3	19.8%	32.3	48.1%	20.0	29.9%	0.3	0.4%	4.0	6.0%
	5,000~9,999人	100	15.0	15.0%	50.0	50.0%	25.8	25.8%	0.3	0.3%	10.5	10.5%
	2,000~4,999人	179	32.0	17.9%	60.8	33.9%	52.5	29.3%	0.0	0.0%	34.5	19.3%
	1,000~1,999人	176	29.3	16.6%	62.0	35.2%	44.8	25.4%	0.3	0.1%	38.0	21.6%
	500~999人	130	16.5	12.7%	41.3	31.7%	31.5	24.2%	0.3	0.2%	38.3	29.4%
1~499人	128	23.5	18.4%	35.3	27.5%	20.5	16.0%	0.0	0.0%	46.8	36.5%	
屋内	10,000人以上	67	9.9	14.8%	24.0	35.8%	14.6	21.7%	0.1	0.2%	20.2	30.2%
	5,000~9,999人	100	12.6	12.6%	34.3	34.3%	19.9	19.9%	0.2	0.2%	34.4	34.4%
	2,000~4,999人	179	22.2	12.4%	47.6	26.6%	38.8	21.7%	0.1	0.1%	69.3	38.7%
	1,000~1,999人	176	22.9	13.0%	46.7	26.5%	32.4	18.4%	0.4	0.3%	72.1	41.0%
	500~999人	130	16.7	12.8%	27.4	21.1%	24.9	19.1%	0.2	0.2%	58.6	45.0%
1~499人	128	19.7	15.4%	27.8	21.7%	18.3	14.3%	0.0	0.0%	59.9	46.8%	
支援機器	10,000人以上	67	3.0	4.5%	19.0	28.4%	4.3	6.5%	0.2	0.2%	40.3	60.2%
	5,000~9,999人	100	3.0	3.0%	17.5	17.5%	6.2	6.2%	0.5	0.5%	72.3	72.3%
	2,000~4,999人	179	4.3	2.4%	27.0	15.1%	9.3	5.2%	0.2	0.1%	134.5	75.1%
	1,000~1,999人	176	5.3	3.0%	20.8	11.8%	7.0	4.0%	0.0	0.0%	139.8	79.5%
	500~999人	130	3.8	2.9%	15.2	11.7%	5.5	4.2%	0.0	0.0%	102.7	79.0%
1~499人	128	4.3	3.4%	9.5	7.4%	4.0	3.1%	0.0	0.0%	107.3	83.9%	

表4 施設・設備の整備状況(規模別)〔高等専門学校〕

※整備校数は各項目の平均値	全体的 学校数 (校)	学内全体に整備		現在必要な 箇所に整備		部分的に整備 しているが不十分		整備中または 年度内に整備を予定		未整備		
		(校)	構成比	(校)	構成比	(校)	構成比	(校)	構成比	(校)	構成比	
屋外	1,000~1,999人	32	3.0	9.4%	11.0	34.4%	9.0	28.1%	0.3	0.8%	9.0	28.1%
	500~999人	25	4.0	16.0%	8.5	34.0%	5.8	23.0%	0.0	0.0%	6.8	27.0%
屋内	1,000~1,999人	32	2.8	8.7%	7.4	23.3%	7.4	23.3%	0.1	0.3%	14.0	43.8%
	500~999人	25	1.9	7.6%	7.8	31.1%	4.0	16.0%	0.1	0.4%	11.2	44.9%
支援機器	1,000~1,999人	32	0.3	1.0%	3.2	9.9%	1.3	4.2%	0.0	0.0%	26.2	81.8%
	500~999人	25	0.0	0.0%	3.2	12.7%	0.5	2.0%	0.0	0.0%	21.3	85.3%

(2) 整備内容別の整備状況

具体的な整備内容別に整備状況をみると、表5にあるように、道路の舗装、段差の解消等や手すり、スロープ、階段昇降機等、自動扉等出入口の整備、エレベーター、障害者用トイレなどの整備が進む一方で、点字ブロック、標識シール等、点字プレート等案内表示などの整備が遅れている。この傾向はいずれの学校種においても同様の傾向がみられる。

表5 施設・設備の整備状況（設置模別）〔大学〕

大学	全体の 学校数	学内全体に整備		現在必要な 箇所に整備		部分的に整備 しているが不十分		整備中または 年度内に整備を予定		未整備			
		(校)	構成比	(校)	構成比	(校)	構成比	(校)	構成比	(校)	構成比		
国立	屋外	道路の舗装、段差の解消等	86	14	16.3%	42	48.8%	28	32.6%	0	0.0%	2	2.3%
		手すり、スロープ、階段昇降機等	86	11	12.8%	47	54.7%	27	31.4%	0	0.0%	1	1.2%
	屋内	点字ブロック、標識シール等	86	5	5.8%	26	30.2%	41	47.7%	0	0.0%	14	16.3%
		専用駐車場	86	17	19.8%	45	52.3%	18	20.9%	0	0.0%	6	7.0%
		自動扉等出入口の整備	86	14	16.3%	46	53.5%	23	26.7%	0	0.0%	3	3.5%
		エレベーター	86	19	22.1%	45	52.3%	22	25.6%	0	0.0%	0	0.0%
		手すり、スロープ、階段昇降機等	86	10	11.6%	45	52.3%	29	33.7%	0	0.0%	2	2.3%
		車椅子移動等に必要スペース確保	86	15	17.4%	39	45.3%	29	33.7%	0	0.0%	3	3.5%
		点字プレート等教室表示	86	0	0.0%	9	10.5%	10	11.6%	2	2.3%	62	72.1%
		聴覚障害者用屋内信号装置	86	0	0.0%	6	7.0%	3	3.5%	0	0.0%	75	87.2%
支援機器	障害者用トイレ	86	21	24.4%	47	54.7%	18	20.9%	0	0.0%	0	0.0%	
	自習室、独習室	86	8	9.3%	26	30.2%	25	29.1%	1	1.2%	25	29.1%	
	磁気誘導ループ	86	0	0.0%	3	3.5%	1	1.2%	0	0.0%	79	91.9%	
	点字プリンタ	86	1	1.2%	15	17.4%	2	2.3%	0	0.0%	66	76.7%	
	立体コピー機	86	0	0.0%	8	9.3%	0	0.0%	0	0.0%	75	87.2%	
	拡大読書機	86	1	1.2%	18	20.9%	4	4.7%	0	0.0%	60	69.8%	
	点字携帯端末	86	1	1.2%	8	9.3%	1	1.2%	0	0.0%	73	84.9%	
	筆記器等	86	2	2.3%	16	18.6%	9	10.5%	0	0.0%	56	65.1%	
	車椅子、簡易ベッド等	86	6	7.0%	46	53.5%	21	24.4%	0	0.0%	10	11.6%	
	公立	屋外	道路の舗装、段差の解消等	86	28	32.6%	33	38.4%	18	20.9%	0	0.0%	8
手すり、スロープ、階段昇降機等			86	20	23.3%	42	48.8%	21	24.4%	0	0.0%	5	5.8%
屋内		点字ブロック、標識シール等	86	13	15.1%	25	29.1%	15	17.4%	0	0.0%	33	38.4%
		専用駐車場	86	30	34.9%	41	47.7%	5	5.8%	0	0.0%	10	11.6%
		自動扉等出入口の整備	86	21	24.4%	37	43.0%	22	25.6%	0	0.0%	7	8.1%
		エレベーター	86	38	44.2%	33	38.4%	13	15.1%	0	0.0%	3	3.5%
		手すり、スロープ、階段昇降機等	86	22	25.6%	34	39.5%	25	29.1%	0	0.0%	6	7.0%
		車椅子移動等に必要スペース確保	86	27	31.4%	34	39.5%	19	22.1%	0	0.0%	7	8.1%
		点字プレート等教室表示	86	4	4.7%	12	14.0%	6	7.0%	0	0.0%	64	74.4%
		聴覚障害者用屋内信号装置	86	1	1.2%	1	1.2%	0	0.0%	0	0.0%	83	96.5%
支援機器	障害者用トイレ	86	40	46.5%	30	34.9%	15	17.4%	0	0.0%	1	1.2%	
	自習室、独習室	86	12	14.0%	17	19.8%	9	10.5%	0	0.0%	49	57.0%	
	磁気誘導ループ	86	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	85	98.8%	
	点字プリンタ	86	0	0.0%	8	9.3%	2	2.3%	0	0.0%	76	88.4%	
	立体コピー機	86	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	85	98.8%	
	拡大読書機	86	0	0.0%	9	10.5%	2	2.3%	0	0.0%	75	87.2%	
	点字携帯端末	86	0	0.0%	2	2.3%	0	0.0%	0	0.0%	82	95.3%	
	筆記器等	86	1	1.2%	2	2.3%	2	2.3%	0	0.0%	80	93.0%	
	車椅子、簡易ベッド等	86	17	19.8%	49	57.0%	12	14.0%	0	0.0%	8	9.3%	
	私立	屋外	道路の舗装、段差の解消等	608	142	23.4%	216	35.5%	180	29.6%	2	0.3%	66
手すり、スロープ、階段昇降機等			608	75	12.3%	249	41.0%	207	34.0%	1	0.2%	74	12.2%
屋内		点字ブロック、標識シール等	608	40	6.6%	115	18.9%	134	22.0%	0	0.0%	315	51.8%
		専用駐車場	608	123	20.2%	245	40.3%	86	14.1%	1	0.2%	154	25.3%
		自動扉等出入口の整備	608	106	17.4%	195	32.1%	188	30.9%	1	0.2%	118	19.4%
		エレベーター	608	171	28.1%	236	38.8%	171	28.1%	1	0.2%	30	4.9%
		手すり、スロープ、階段昇降機等	608	79	13.0%	250	41.1%	218	35.9%	0	0.0%	61	10.0%
		車椅子移動等に必要スペース確保	608	128	21.1%	216	35.5%	176	28.9%	0	0.0%	88	14.5%
		点字プレート等教室表示	608	18	3.0%	60	9.9%	70	11.5%	1	0.2%	454	74.7%
		聴覚障害者用屋内信号装置	608	0	0.0%	11	1.8%	7	1.2%	0	0.0%	579	95.2%
支援機器	障害者用トイレ	608	136	22.4%	288	47.4%	148	24.3%	2	0.3%	36	5.9%	
	自習室、独習室	608	45	7.4%	143	23.5%	90	14.8%	2	0.3%	325	53.5%	
	磁気誘導ループ	608	0	0.0%	7	1.2%	3	0.5%	0	0.0%	586	96.4%	
	点字プリンタ	608	6	1.0%	54	8.9%	13	2.1%	2	0.3%	522	85.9%	
	立体コピー機	608	3	0.5%	14	2.3%	2	0.3%	2	0.3%	575	94.6%	
	拡大読書機	608	7	1.2%	48	7.9%	10	1.6%	1	0.2%	534	87.8%	
	点字携帯端末	608	1	0.2%	12	2.0%	1	0.2%	0	0.0%	580	95.4%	
	筆記器等	608	5	0.8%	41	6.7%	18	3.0%	0	0.0%	533	87.7%	
	車椅子、簡易ベッド等	608	92	15.1%	304	50.0%	119	19.6%	0	0.0%	92	15.1%	
	小計	屋外	道路の舗装、段差の解消等	780	184	23.6%	291	37.3%	226	29.0%	2	0.3%	76
手すり、スロープ、階段昇降機等			780	106	13.6%	338	43.3%	255	32.7%	1	0.1%	80	10.3%
屋内		点字ブロック、標識シール等	780	58	7.4%	166	21.3%	190	24.4%	0	0.0%	362	46.4%
		専用駐車場	780	170	21.8%	331	42.4%	109	14.0%	1	0.1%	170	21.8%
		自動扉等出入口の整備	780	141	18.1%	278	35.6%	233	29.9%	1	0.1%	128	16.4%
		エレベーター	780	228	29.2%	314	40.3%	206	26.4%	1	0.1%	33	4.2%
		手すり、スロープ、階段昇降機等	780	111	14.2%	329	42.2%	272	34.9%	0	0.0%	69	8.8%
		車椅子移動等に必要スペース確保	780	170	21.8%	289	37.1%	224	28.7%	0	0.0%	98	12.6%
		点字プレート等教室表示	780	22	2.8%	81	10.4%	86	11.0%	3	0.4%	580	74.4%
		聴覚障害者用屋内信号装置	780	1	0.1%	18	2.3%	10	1.3%	0	0.0%	737	94.5%
支援機器	障害者用トイレ	780	197	25.3%	365	46.8%	181	23.2%	2	0.3%	37	4.7%	
	自習室、独習室	780	65	8.3%	186	23.8%	124	15.9%	3	0.4%	399	51.2%	
	磁気誘導ループ	780	0	0.0%	10	1.3%	4	0.5%	0	0.0%	750	96.2%	
	点字プリンタ	780	7	0.9%	77	9.9%	17	2.2%	2	0.3%	664	85.1%	
	立体コピー機	780	3	0.4%	22	2.8%	2	0.3%	2	0.3%	735	94.2%	
	拡大読書機	780	8	1.0%	75	9.6%	16	2.1%	1	0.1%	669	85.8%	
	点字携帯端末	780	2	0.3%	22	2.8%	2	0.3%	0	0.0%	735	94.2%	
	筆記器等	780	8	1.0%	59	7.6%	29	3.7%	0	0.0%	669	85.8%	
	車椅子、簡易ベッド等	780	115	14.7%	399	51.2%	152	19.5%	0	0.0%	110	14.1%	

8. 支援体制の実際

日本学生支援機構では関係者の協力を得て、支援体制の構築に向けた各校の取り組み状況に関する訪問調査を実施した。調査対象としたのは、表 6 にあるように、学校の規模別(学生数)、設置者別、支援体制の多様性等を考慮して抽出した 13 校である。調査に協力いただいた学校の名称は仮称(番号)で示した。さらに大規模校から総合型(国立大学①)と専門型(私立大学④)、中規模校から専門型(私立大学⑧)、小規模校から連携型(私立大学⑩)と独立型(国立高専⑬)に分類される学校を取り上げ、支援体制の取り組みについて紹介する。なお「総合型」とは総合的な支援センター内に位置付けられた専門委員会が主体となって障害学生支援を実施している学校、「専門型」とは専門委員会が主として障害学生支援を担当する学校、「連携型」とは専門委員会と他の部署が連携しながら障害学生支援を進める学校、「独立型」とは各学部や各キャンパスがそれぞれ独自に障害学生支援を実施している学校を示すものである。

表 6 訪問調校一覧

規模 (全体の学生数)	No.	設置者別	支援体制	委員会	支援担当部署
大規模 (5,000人以上)	①	国立大学	総合型	総合支援センター委員会	センター内の専門部署
	②	私立大学	総合型	総合支援センター委員会	センター内の専門部署
	③	国立大学	専門型	専門委員会	専門部署
	④	私立大学	専門型	専門委員会	専門部署
	⑤	私立大学	連携型	専門委員会	学生支援部署
	⑥	私立大学	連携型	学生委員会	プロジェクトチーム
	⑦	私立大学	独立型	学部ごとに違う	学部ごとに違う
中規模 (2,000~4,999人)	⑧	私立大学	専門型	学生委員会	専門部署
小規模 (2,000人未満)	⑨	私立大学	総合型	総合支援センター委員会	センター内の専門部署
	⑩	私立大学	連携型	学生委員会	関係部署が連携
	⑪	私立大学 短期大学部	携型	無	関係部署が連携
	⑫	国立高専	連携型	専門委員会	関係部署が連携
	⑬	国立高専	独立型	無	キャンパスごとに違う

(1) 国立大学①における支援体制

1) 大学の概要

学生数は10000人を超え、地域を代表する総合大学である。10を超える学部と研究科を擁し、市内に5つのキャンパスを展開する。相談窓口はないが支援センター内の特別支援室が対応している。専任の相談員が支援を担当する。

2) 支援体制

① 具体的な支援体制

学生支援機構の学生支援部門の教員が支援センターにおいて業務に当たっている。同センターは学生相談所と特別支援室から構成され、特別支援室には2名の専任相談員(教員)が配置されている。障害学生支援に特化した委員会はなく、学生生活全般を扱う審議会において協議が行なわれる。また同審議会の下に各部局の教員が委員を務める支援連絡会議を設置し、情報を共有している。

② 支援体制の変更と変更後のメリット・デメリット

近年支援センターを新設した。設置以前は障害学生の相談窓口はなく、障害学生は各部局で対応していた。センター設立のメリットは、相談窓口が一本化されたことで学生、保護者にとって相談先がわかりやすくなった。教員も相談できるようになった。デメリットとしては、各部局の教員に特別支援室が実質的な支援まで全部やってくれると思われてしまい認識にズレが生じたことが挙げられる。

③ 支援セクターの業務内容と支援スタッフ

部局(教務担当教員)と特別支援室で協議された支援内容は、最終的には学部長と教務関係を扱う学部審議会の承認を経て、学部長と学部審議会委員長の連名で授業担当教員に配慮願いを出すプロセスになっている。特別支援室が取り扱う業務は、障害学生の相談・対応(修学面・就職面)、各部署・部局との連携・調整、教員の相談、コンサルティング、FD研修会の実施、支援学生の確保・養成となっている。障害学生支援にかかる予算は、特別支援室では扱わない。支援機器等の費用は、全学課程の学生が継続的に使用する見込みがあるもののみ特別支援室で取扱い、研究科等限定された使用となる場合は各部局で取り扱う。支援内容の協議は、部局の教務担当教員と連携しながら行なっている。特別支援室は教員サイドと相互に連携が取れている。なおこれらの業務は専任相談員2名が担当している。

④支援学生

支援学生は20数名登録されており、有償でバリアフリーマップの作成、テキストデータ化、ノートテイク等を行っている。支援学生の確保は、年度当初に行う説明会をホームページ、チラシ、ツイッターで告知し、周知を図っている。

3) 支援の申し出に対する対応

障害学生や保護者が特別支援室に来談すると、スタッフは支援ニーズの聞き取りを行い、支援方法を提案する。当該学部、特別支援室、障害学生、保護者で話し合いを行い、決定した支援方法を学部長、学部審議会委員長が許可するプロセスとなっている。これらを経て授業担当教員への配慮依頼文書を配布する。

配慮内容の合意形成については、障害学生と特別支援室との話し合いによって納得を得ることとしている。ただし発達障害学生等で本人に困り感はないものの周囲が困っている場合は、学生との話し合いを持たずにすすめる場合がある。

なお特別支援室に来室した障害学生の個人情報、学生相談質、特別支援センターで共有される。なお学生の許可を得た上で、必要に応じて関係教職員に開示する。

(2) 私立大学④における支援体制

1) 大学の概要

学生数は20000人を超え、9つの学部と研究科、1短期大学を擁し、近隣に3つのキャンパスを展開する。障害学生支援は障害者支援委員会、障害学生支援室が対応している。支援室にはコーディネーターと事務職員が配置されている。

2) 支援体制

①支援体制の変更と変更後のメリット・デメリット

近年支援室を設置した。支援室の役職が保健管理センターを兼務するため、心理相談室との意思の疎通が図られている。メリットとしては、窓口が明確化されたためオープン・キャンパス等で早期から学生のニーズをつかむことができるようになった。デメリットとしては、支援室の名称をめぐる議論が起こっていることが挙げられる。

②支援セクターの業務内容と支援スタッフ

支援室の運営は規程にある支援推進委員会で協議し、委員会内の連絡会議は年に数回開催している。支援は在籍する学部で行っているが、学部によって温度差がある。教育面では、非常勤教員が担当する授業での配慮依頼が難しい。施設の整備は財務部の担当だが、バリアフリー化などでは設計段階から支援室が介入し、設計事務所・財務・支援室の3者で協議している。支援にかかる予算の確保が課題となっている。

支援スタッフは各キャンパスにコーディネーター、専任のアルバイトを1名配置している。コーディネーターが相談窓口となり、支援内容を調整している。その際、合意形成の申し入れ書が必要となる。支援内容が決定すると、教務課が文書を作成し、学部内に通知している。

③支援学生

支援学生としてノートテイクが登録され、10人程度がアルバイトとして活動している。アルバイトは学部間で共有する場合もある。ある学部では複数の障害学生が在籍し、教務課がスケジュール調整しながら支援している。学部によっては学生グループによる支援もあるが、支援学生のスキルアップに向けた支援や交流に課題がある。

3) 支援の申し出に対する対応

オープン・キャンパス時に相談を受付けている。入試での配慮は入試課から学部へ伝えられる。合格者への送付資料に配慮を希望する際の窓口を明記しており、合格後に本人・保護者、教務課、支援室で面談し、配慮の内容を決定する。入学後は支援に関するパンフレット(支援の申出書を含む)を全学生に配布している。合理的配慮の内容については、本人が確認するとともにフォローアップに努めている。なお問題が生じた際には、必要に応じて学部教務課に連絡を取るよう促している。

(3) 私立大学⑧における支援体制

1) 大学の概要

学生数は3000人を超え、1キャンパスに5学部を擁する中規模な大学である。相談窓口としては学生支援室が指定されており、専任職員が障害学生支援を担当する。

2) 支援体制

①具体的な支援体制

障害学生支援室に専任職員を配置することで相談窓口が明確になっている。教員からも支援の軸として認識されている。また外部機関ともつながりやすくなっている。管理運営等を行う学生生活委員会に全学部から委員を出している。配慮依頼文書は学生部長名で送付し、担当者レベルで問題解決を図っている。

②支援セクターの業務内容と支援スタッフ

障害学生は約30名在籍する。支援室ではノートテイクの養成や派遣、文字起こし、手話通訳の手配、発達障害の対応、学内の調整業務、予算の執行・管理・計画を行っている。他部門とはケースバイケースで連携し、対応している。事例としては、中途障害学生を支援する際に財務や施設と連携し、バリアフリー化を実現したことがある。

コースごとの教員グループ(非常勤含む)は学生との距離感が近く、学生の状況を詳細に把握しているため、同グループとの連携が重要となっている。

支援スタッフは専任職員が中心となっているが、手話通訳を外部に依頼することがある。授業はノートテイク・PCテイクで対応している。手話通訳はグループ発表等に入ってもらえることがある。発達障害・精神障害は、保健室や学生相談と連携しながら対応している。

③支援学生

支援学生は70名程度である。リーダー学生を中心にサポーター組織が存在し、サークルのような雰囲気の中で学生間のつながりも深い。サポートは有償(研修は無償)でコーディネートは職員が担当している。

3) 支援の申し出に対する対応

新入生の場合は入試課(受験相談)、学生課(修学相談)のプロセスで把握した上で、入学後のオリエンテーションにおける支援を検討する。合格後に判明する場合は、学生課、教務課、担当教員などで情報共有することが多い。なお新年度から支援利用者は申請書を使用する予定となっている。配慮内容は学生や授業担当教員と相談しながら決定している。支援例としては、肢体不自由学生に対するヘルパーによる介助、休養室、特注の机、車椅子で利用できるスクールバスの手配等がある。なおヘルパーに支払う財源は自治体の行政サービスを利用している。

(4) 私立大学⑩における支援体制

1) 大学の概要

学生数は2000人以下の小規模校で1キャンパス、2つの学部で構成されている。専門委員会や専門部署はなく、教員で組織するサポート窓口や学務課の窓口が相談窓口になっている。実際の支援は教職員やカウンセラーが担当している。

2) 支援体制

①具体的な支援体制

学務課を中心に教育組織や学生相談室と連携して障害学生支援にあたっている。学務課に相談窓口を設置し、学生のみならず教員からの相談にも応じている。また学生委員会のサポート窓口は、昼休みに教員(当番制)が相談に応じている。学生相談室は精神衛生面の相談が主であるが、発達障害学生の相談や担当教職員へのコンサルテーションも実施している。さらにゼミ担当教員が適宜相談に応じている。

②支援体制の変更と変更後のメリット・デメリット

支援体制のメリットとしては、学生係と教務係が同じ学務課にあるため情報共有が速やかになされている。教員と職員の関係は円滑で、職員の支援要請に対し教員は協力的である。デメリットとしては、学務課職員の業務が肥大化しており、業務を分担する必要がある。予算の制約から専門スタッフの配置は困難であるが、発達障害学生への対応が急務となっている。

③支援セクターの業務内容と支援スタッフ

学務課と教員組織で実施した配慮については、情報共有のため学生委員会で報告している。支援内容の最終決定は学長にあるが、教授会の意見を尊重して判断されることとなっている。組織の運営にあたっては、学生委員会が中心的役割を担っているが、教育指導面に関しては学習支援委員会が関与している。学務課には履修相談、教室の移動、期末課題の相談、精神面の訴え、障害の申告等の相談があり、学務課で可能なものはその場で対処している。授業内での配慮は教員に対応方法を周知している。

発達障害の専門性がある職員が配置されていないため、カウンセラーがコンサルテーションを担っている。学生相談業務では兼任のカウンセラーと教職員を配置している。学科教員はサポート窓口やゼミにおいて相談対応している。さらに事務組織と情報共有するほか、学務課からの急な要請に応じて協議の場を持つこともある。

④支援学生

支援学生に関する事例としては、肢体不自由の学生への常時4～5人の学生によるサポートがある。発達障害学生への支援例としては、校舎の一部に居場所を提供することによって仲間づくりにつながっている。なお支援学生の登録制度や支援サークルはない。

3) 支援の申し出に対する対応

オープン・キャンパスにおいて要望があれば対応する。出願時に大学側から支援情報の提示はしていないため、学生の自主的な申請に応じて対応する形を取っている。入学後は自己申告によって支援対象者を把握している。健康診断時に精神衛生に関するアンケートを実施しているが、障害に関する設問はないため、詳細な把握はできていない。合理的配慮の内容についての合意形成は、学務課事務職員と当該学生との話し合いによる対応を検討している。

(5) 国立高等専門学校⑬における支援体制

1) 大学の概要

数年前に2つの高等専門学校を統合し、現在に至っている。学生数は1500人程度で、コンセプトの異なる2つのキャンパスを展開している。専門委員会や専門部署はなく、発達障害学生に対しカウンセラーが対応している。

2) 支援体制

①具体的な支援体制

各キャンパスに特別支援室があり、各キャンパスのトップにあたる副校長の直属の組織として運営されている。特別支援室メンバーは、副校長が特別支援室長、学生相談室長が副室長を兼務している。支援室は学生1人につき1つの支援グループを形成し、学生相談室と連携した支援を行なっている。支援グループは担任教員をキーパーソンとし、必須構成メンバーとして学生相談室長と教務担当副校長、その他必要に応じて科目担当教員や部活顧問などで構成される。学生相談室では学生相談室長、学生相談室副室長および校内相談員を教員が兼務し、その他、看護師、カウンセラー、教育支援コーディネーター、学務課長で構成されている。校内相談員は各学科・専攻科から選出され、相談窓口の役割を担っている。

②支援体制の変更と変更後のメリット・デメリット

数年前に高機能自閉症の学生が入学したことを契機にWGが発足した。翌年には特別支援室が発足した。さらにその翌年「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム(学生支援GP)」に採択され、「発達障害を持つ学生のための特別支援室」事業に着手した。メリットとしては、教員の発達障害学生に対する理解が深まり、学生への配慮を意識するようになった。デメリットとしては、担当教員によって単位認定基準が異なっており、柔軟な基準の運用が課題となっている。

③支援セクターの業務内容と支援スタッフ

全学的には支援グループでの協議によって支援内容が決定している。特別支援室が取り扱う業務の内容は、単位認定・進級問題等への対処、各支援グループの統括と支援教育の推進等がある。学生相談室が取り扱う業務は、学習・生活全般の悩みへの対応、個別指導・相談、学習面のフォロー、放課後開放、個別指導・相談、学習面のフォロー、保健室の受付・調整対応がある。教務担当副校長が特別支援室長を兼務し、各支援グループの構成メンバーであることから、単位認定・進級問題等への対処も定期的に協議・検討される仕組みになっている。キャンパス間のコミュニケーションはあるものの、互いに独自のカリキュラム・方針を持っており、キャンパスごとの独自性が強い。

年度当初に教員会議において、支援が必要な学生について周知している。これは、発達障害学生と知らずに怒鳴ってしまう等の二次被害を防ぐ目的で行なっている。年度末には年度中に実施した支援・配慮内容や、学習面・生活面・メンタル面の様子について教員にコメントしてもらっている。職員は気になる学生についてカウンセラーに伝えるとともに、窓口において個別に配慮している。さらに会議で職員が情報共有する他、教員から直接対応を依頼される場合もある。とりわけ実技面で学生をサポートする技術職員は、情報共有の重要性が高く(実習時に予想されるリスク)なっており障害学生の情報を的確に伝える必要がある。

支援スタッフは、常勤カウンセラー1名(高専に常勤のカウンセラーが配置されることは珍しいため教員枠で雇用)、非常勤カウンセラー1名、教育支援コーディネーター(非常勤)1名となっている。

④支援学生

学生による支援としては、上級生がTAとして学習支援を担っている。TA制度は障害学生に特化したものではないが、全学生対象の制度を有効に活用している。障害学生担当のTAに障害名は伝えないが、当該学生が「苦手なこと」という形で特徴(障害特性等)を伝えている。

3) 支援の申し出に対する対応

入学手続き時の保健調査票に障害の有無、障害名についての記入欄を設けている。障害がある、もしくは疑われる場合は、(事前提出の)面接シートに基づいて面談を実施している。面接シートには、小・中学校での状況、支援歴、得意・不得意なこと、パニックの有無・状況、本校に希望すること等を記載する欄がある。

支援内容を保護者に説明する際は、こちらの支援に過度の期待を持たないようにお伝えしている。保護者の同意が得られると正式な支援対象になる。学生ごとに支援グループが形成されると、支援内容が協議され、教職員に対応の依頼が行なわれるプロセスとなっている。

保護者からの申告以外に中学校から連絡が来ることは珍しく、多くは定期試験における成績不振によって判明することが多い。保護者が子どもの障害を把握していないため支援の同意が得られにくい状況がある。なお保護者の同意に関わらず支援が必要な学生は、「準支援学生」としてグループを形成し、継続的に見守り、必要に応じて支援を行なう対象としている。支援内容の説明は保護者に行なっているが、現状では保護者からの過度な要求はなく、提示した内容で納得を得ている。

面接シートや面談結果はクラス担任に共有され、必要に応じて支援グループの他教員にも共有されている。保健調査票はクラス別に担任に渡している。障害学生の個別ファイルを作成し、保健調査票や面接シート、成績、一年間の支援内容、生活・学習・

メンタル面を記録している。これは卒業後も鍵付き書庫で保管している。これとは別に障害学生の名簿を作成し、クラス編成の際に利用している。

第2章 支援の水準について

京都大学 学生総合支援センター障害学生支援ルーム チーフコーディネーター(助教)

村田 淳

1. はじめに(支援の水準とは何か)

障害学生支援について、学内における専門組織の設置や担当者の配置、支援に関するシステムや委員会等の整備は緩やかながらすすみつつあることは第1章のとおりである。一方、障害学生支援の本質ともいえる支援の中身については、あまり検証されてこなかったのではないだろうか。日本学生支援機構の実態調査によれば、障害種別ごとに様々な支援が実施されていることがわかるが、あくまでも支援の実態を知るためのデータであるといえる。本章では、このようなデータを再検証し、いくつかの категорияに分けて分析することで、これらを「支援の水準」のひとつとして捉えて、今後、各大学等において障害学生支援を整備していくための手がかりとなることを目指したい。

まず、支援の実態について、(1)情報公開・受入、(2)障害学生の把握、(3)関連部署等との連携、(4)合意形成の過程、(5)学生サポーター、(6)その他、というカテゴリに分けて現状把握し、支援の水準の一視点として提示する。その後、支援における課題について、訪問調査におけるヒアリング結果から抽出し、(1)紛争解決、(2)実習における支援という項目について記述したい。以下、各大学等における障害学生支援の水準について検討するための参考になれば幸いである。

2. 支援の実態【現状】

(1)情報公開・受入

障害学生支援は、主に入学後の修学支援が中心であるといえるが、それ以前の「受入」に関することも非常に大切な部分である。それぞれの大学等において、障害学生支援に関する情報を公開することにより、受験希望者があらかじめ大学等の選択の参考になるような情報を得ることが可能となる。また、障害がある場合に、どのような窓口に相談すれば良いのかを明示しておくことで、事前に様々なことを相談することが可能となり、大学等側からすれば、早めに情報を得ることによってその後の対応がスムーズになることも考えられる。とりわけ、入試における配慮(特別措置)を受け付ける窓口を明記しておくことは差しあたり重要であろう。

平成26年度の実態調査によれば、入試要項(紙)及びホームページに事前相談や配慮(特別措置)内容を記載している大学等は、全体で581校となっており、前年度の569校に比べるとやや増加している。ただ、未だ全体の49.0%にとどまっており、約半数の大

学等では十分な情報公開がすすんでいないといえる。さらに、これらの大学等のうち、24.8%は入試要項(紙)にもホームページにも記載がなく、早急な改善が望まれる。

表7 入試要項等への障害学生配慮に関する記載状況(平成26年度調査結果報告書-表38)

区分	大学 (校)	短期大学 (校)	高等専門 学校 (校)	計 (校)	全学校 (1,185校) 中の実施率 (%)
入試要項(紙)及びホームページに記載	429 (420)	102 (101)	50 (48)	581 (569)	49.0 (47.8)
「障害のある方は事前にご相談ください」等の文言を記載(1)	424 (418)	101 (101)	48 (48)	573 (567)	48.4 (47.6)
障害の態様に応じた特別措置内容を記載(2)	11 (25)	1 (5)	2 (2)	14 (32)	1.2 (2.7)
その他(3) ※(1)(2)(3)は、複数回答あり	6 (9)	0 (0)	1 (1)	7 (10)	0.6 (0.8)
入試要項(紙)のみに記載	213 (201)	80 (77)	1 (3)	294 (281)	24.8 (23.6)
「障害のある方は事前にご相談ください」等の文言を記載(1)	210 (199)	77 (74)	1 (3)	288 (276)	24.3 (23.2)
障害の態様に応じた特別措置内容を記載(2)	4 (9)	2 (2)	0 (1)	6 (12)	0.5 (1.0)
その他(3) ※(1)(2)(3)は、複数回答あり	3 (2)	4 (4)	0 (0)	7 (6)	0.6 (0.5)
入試要項(紙)にもホームページにも記載していない	131 (159)	157 (175)	6 (6)	294 (340)	24.8 (28.6)

ちなみに、入学者選抜における配慮(特別措置)に関する事前相談の窓口を「入試に関する事務を担当する部署」とする学校は、1,134校(95.7%)となっており、前回調査から0.7ポイント増となっている。

表8 入学者選抜における配慮(特別措置)についての
事前相談の窓口(平成26年度調査結果報告書-表40)

区分	大学 (校)	短期大学 (校)	高等専門 学校 (校)	計 (校)	全学校 (1,185校) 中の比率 (%)
入試に関する事務を担当する部署	759 (745)	318 (328)	57 (57)	1,134 (1,130)	95.7 (95.0)
障害学生支援を担当する部署	36 (33)	21 (12)	3 (3)	60 (48)	5.1 (4.0)
入試を実施する学部、学科	68 (73)	36 (30)	0 (0)	104 (103)	8.8 (8.7)
その他	14 (19)	10 (6)	1 (1)	25 (26)	2.1 (2.2)

入学者選抜において実施可能な配慮(特別措置)の主な内訳は、「車椅子の持参使用」(84.9%)、「松葉杖の持参使用」(83.5%)、「別室を設定」(81.3%)、「試験場への車での入構許可」(81.0%)、「補聴器の持参使用」(76.0%)の順となっている。一方、「点字問題を点字で解答」(11.2%)や「手話通訳者の付与」(11.2%)など、専門的な対応が必要となる特別措置の実施比率は低い傾向になる。

また、校種別にみると、大学では「車椅子の持参使用」が最も多く、短期大学では「松葉杖の持参使用」が最も多く、高等専門学校では「別室を設定」が最も多くなっているが、配慮(特別措置)の内容は概ね共通する傾向がみられる。

表9 入試要項等への障害学生配慮に関する記載状況（平成26年度調査結果報告書-表41）

区分	大学 (校)	短期大学 (校)	高等専門 学校 (校)	計 (校)	全学校 (1,185校) 中の比率 (%)
点字問題を点字で解答	114	19	0	133	11.2
拡大文字問題の準備	375	151	15	541	45.7
拡大解答用紙の準備	366	143	14	523	44.1
音声で出題し音声で解答	47	13	1	61	5.1
マークシートに替えて文字で解答	99	24	0	123	10.4
チェック解答	128	26	0	154	13.0
試験時間の延長	449	126	17	592	50.0
照明器具の準備	312	114	26	452	38.1
特製机の使用	286	71	20	377	31.8
拡大鏡等の持参使用	526	188	33	747	63.0
補聴器の持参使用	620	245	36	901	76.0
車椅子等の持参使用	687	273	46	1,006	84.9
松葉杖の持参使用	666	278	46	990	83.5
パソコン等の持参使用	139	44	2	185	15.6
手話通訳者の付与	106	26	1	133	11.2
文書による伝達	432	134	15	581	49.0
窓側の明るい席の指定	591	240	37	868	73.2
トイレに近接する試験室に指定	632	227	39	898	75.8
別室を設定	654	258	51	963	81.3
試験室を一階に設定	466	174	39	679	57.3
介助者の付与	262	86	8	356	30.0
試験場への車での入構許可	659	261	40	960	81.0
その他	181	38	6	225	19.0

受入に関しては、オープンキャンパス等での支援の実施も有効な情報公開の手立てであるといえる。各大学等において、どのような支援が実施されているのかを知ることは、障害のある受験希望者が学生生活を具体的にイメージする時に大いに参考になるだろう。大学等としても、事前に支援について相談及び模擬的な実施ができることは、一定のメリットがあると考えられる。ヒアリング調査の結果からも、いくつかの大学等においてオープンキャンパスにおける相談や支援を行っているケースがある。今後、オープンキャンパス等の実施状況についても、実態調査に加えることを検討する必要があるだろう。

(2) 障害学生の把握

障害学生支援をすすめるにあたり、大学等のなかで障害学生をいかに把握するかはひとつの課題である。障害学生からの相談をどこで受け付けるのか、また、その情報をいかに集約していくのかは、各大学等において様々な仕組みがあるだろう。ヒアリング調査からは、大規模の大学等と小規模の大学等において、障害学生の把握状況に大きな違いがみられた。

例えば、小規模の大学等においては、教職員と学生の距離感が近く、お互いが顔見知りになっているというような点にメリットがある。また、発達障害学生等への対応にあたっては、出欠等を管理できるシステムなどがあり、客観的な情報から学生の調子を判断できるような仕組みをもっている大学等もある。もちろん、得られた情報からいかに相談や支援につなげるかの課題はあるが、大学等がある一定の情報を管理できるという点は、小規模大学のメリットといえるだろう。ただ、教職員と学生の距離感が近いことによる課題もあるようである。ある大学等では、一般の教員が学生相談も引き受ける体制(兼務)になっているため、場合によっては学生が相談しにくい状況もあるということであった。さらに、カウンセラー等が非常勤である場合など、学内の教職員との連携に課題がある場合もあるとのことであった。

一方、大規模の大学等においては、リソースの充実はみられるものの、連携面での課題は少なくないようである。また、学部等によって障害学生支援に対する温度差があるなど、組織全体でのコンセンサスの構築には課題があるとのことであった。このような場合は、障害学生の所属学部等によって障害学生支援の実施状況に差が出てしまうことも懸念される。大規模の大学においては、ある一定の共通認識をひろめる工夫が必要になるだろう。

(3) 関連部署等との連携

障害学生支援をすすめる上では、様々な部署と連携することが必要になるだろう。ここでは、保健管理センターや学生相談部署等の専門的な窓口では無く、大学等の本部、とりわけ施設関係の部署との連携について記述する。

障害学生支援において、基礎的な環境となるバリアフリー化は非常に大切である。大学等における施設設備の整備率が高い項目は、屋外においては「専用駐車場」「道路の舗装、段差の解消等」、屋内においては「障害者用トイレ」「エレベーター」、支援機器においては、「車椅子、簡易ベッド等」となっている。

表 10 障害のある入学者を受け入れるための施設・設備の整備状況

区分	学内全体に 整備	現在必要な 箇所に整備	部分的に整 備しているが 不十分	整備中また は年度内に 整備予定	未整備	整備率	
	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(%)	
屋外	道路の舗装、段差の解消等	247	395	368	2	168	54.2
	手すり、スロープ、階段昇降機等	140	465	420	1	158	51.1
	点字ブロック、標識シール等	69	208	242	0	657	23.4
	専用駐車場	231	466	158	5	324	58.8
屋内	自動扉等出入口の整備	177	390	346	1	267	47.8
	エレベーター	296	450	322	2	117	63.0
	手すり、スロープ、階段昇降機等	142	459	434	0	146	50.7
	車椅子移動等に必要スペース確保	214	399	353	1	214	51.7
	点字プレート等教室表示	26	101	107	4	934	10.7
	聴覚障害者用屋内信号装置	1	23	14	0	1,127	2.0
	障害者用トイレ	254	534	297	2	97	66.5
	自習室、独習室	80	248	171	5	673	27.7
	磁気誘導ループ	0	10	4	0	1,149	0.8
	点字プリンタ	7	88	22	3	1,044	8.0
支援機器	立体コピー機	3	25	2	2	1,130	2.4
	拡大読書機	8	83	19	1	1,056	7.7
	点字携帯端末	2	23	2	0	1,132	2.1
	筆談器等	9	68	36	0	1,050	6.5
	車椅子、簡易ベッド等	155	602	237	0	182	63.9
その他	1	41	12	1	5	3.5	

このような施設設備の整備率が高い項目は、校種別にみて概ね共通する傾向がある。

また、施設・設備の整備状況については、平成26年度調査では、屋外、屋内、支援機器の3つのカテゴリーで以下の具体的な内容を挙げて、その整備状況をたずねているが、ここでは、各カテゴリーの実施校数の平均を、学校種別・設置別に検証した。構成比は、その区分の総学校数に対する割合である。

すべての学校種において、屋外の整備率と比較して屋内の整備率が低く、支援機器の整備はほとんど進んでいないといえる。「学内全体に整備」と「現在必要な箇所に整備」を合わせた整備率の最も高いのは、大学の屋外整備で、公立大学67.4%、国立大学60.2%、私立大学49.5%で、大学の整備率を平均すると59.1%、短期大学の平均値が34.9%、高等専門学校の平均値が35.6%である。

表11 施設・設備の整備状況（学校種別・設置別）（第1章一表1）

	※整備校数は各項目の平均値	全体の 学校数 (校)	学内全体に整備		現在必要な 箇所に整備		部分的に整備 しているが不十分		整備中または 年度内に整備を予定		未整備	
			(校)	構成比	(校)	構成比	(校)	構成比	(校)	構成比	(校)	構成比
大学	屋外	国立	86	11.8	40.0	46.5%	28.5	33.1%	0.0	0.0%	5.8	6.7%
		公立	86	22.8	35.3	41.0%	14.8	17.2%	0.0	0.0%	14.0	16.3%
		私立	608	95.0	206.3	33.9%	151.8	25.0%	1.0	0.2%	152.3	25.0%
	屋内	国立	86	9.7	29.6	34.4%	17.8	20.7%	0.3	0.4%	27.7	32.2%
		公立	86	18.3	22.0	25.6%	12.1	14.1%	0.0	0.0%	33.9	39.4%
		私立	608	75.9	156.2	25.7%	119.0	19.6%	0.8	0.1%	253.0	41.6%
支援機器	国立	86	1.8	18.5	21.5%	6.2	7.2%	0.0	0.0%	56.7	65.9%	
	公立	86	3.0	11.7	13.6%	3.0	3.5%	0.0	0.0%	67.7	78.7%	
	私立	608	19.0	78.8	13.0%	27.2	4.5%	0.8	0.1%	472.7	77.7%	
短期大学	屋外	公立	18	3.0	3.5	19.4%	6.5	36.1%	0.0	0.0%	5.0	27.8%
		私立	330	32.3	79.0	23.9%	80.8	24.5%	0.8	0.2%	134.0	40.6%
	屋内	公立	18	1.0	4.2	23.5%	5.3	29.6%	0.0	0.0%	7.4	41.4%
		私立	330	22.7	63.2	19.2%	61.9	18.8%	0.3	0.1%	177.7	53.8%
	支援機器	公立	18	0.5	1.5	8.3%	0.7	3.7%	0.0	0.0%	15.3	85.2%
		私立	330	6.0	31.3	9.5%	14.2	4.3%	0.2	0.1%	272.5	82.6%
高等専門学校	屋外	国立	51	6.5	18.3	35.8%	12.5	24.5%	0.3	0.5%	13.8	27.0%
		公立	3	0.0	0.8	25.0%	1.0	33.3%	0.0	0.0%	1.3	41.7%
		私立	3	0.5	0.5	16.7%	1.3	41.7%	0.0	0.0%	0.8	25.0%
	屋内	国立	51	4.3	14.6	28.5%	9.7	19.0%	0.2	0.4%	22.0	43.1%
		公立	3	0.2	0.2	7.4%	0.9	29.6%	0.0	0.0%	1.7	55.6%
		私立	3	0.1	0.4	14.8%	0.9	29.6%	0.0	0.0%	1.6	51.9%
支援機器	国立	51	0.3	5.8	11.4%	1.7	3.3%	0.0	0.0%	42.2	82.7%	
	公立	3	0.0	0.3	11.1%	0.2	5.6%	0.0	0.0%	2.5	83.3%	
	私立	3	0.0	0.2	5.6%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	2.8	94.4%	

ただ、部分的に整備率が高い項目があるものの、それも含めて、決して高い整備率とはいえない。全体的な改善が求められる状況となっているが、コスト面の課題もあり、各大学等だけで抜本的な解決は難しく、行政的にも何らかの措置が必要になると考えられる。

(4) 合意形成の過程

障害学生支援における合理的配慮の実施において、合意形成の過程(仕組み)を明確に整備している大学等は、現時点では多くないだろう。第1章では、専門委員会について触れているが、このような機能も含めて、合意形成の仕組みを整備できているかどうかは、支援の水準のひとつといえる。

ヒアリング調査の結果から、障害学生の把握((2)の項目)と同様に、大規模と小規模の大学等において状況の違いが読み取れる。小規模の大学等では、比較的小回りがきくため、柔軟性もある点がメリットであるが、専門的なリソースとの連携に課題がある。一方、大規模の大学等においては、各学部等の温度差をいかに埋めていくのかが課題となるだろう。いずれにしても、障害者差別解消法の影響により、合理的配慮の提供が強く求められることになるため、それぞれの大学等において合意形成の過程を明確にしておくことが望ましい。ヒアリング調査を行なった大学等のなかでは、対応指針を検討したり、プロジェクトチームで検討する仕組みをつくっているというケースもあった。

(5) 学生サポーター

障害学生支援における人的支援を同じ大学の学生(以下、「学生サポーター」という。)が担うことは少なくないが、その実態は様々である。実態調査によれば、聴覚障害学生に対する支援における「ノートテイク」「パソコンテイク」「ビデオ教材 字幕付け」などは、その作業を学生が担うことが多いということがわかる。ただ、学生サポーターの養成や登録・派遣の仕組み、スキルアップ等の研修などの状況は、各大学等で支援のニーズも異なるため、一様ではないと考えられる。

ヒアリング調査の結果から、各大学等で様々な状況があることがわかった。以下、いくつか記述する。

- ✚ 学生サポーターは有償であることが多い。
- ✚ 学内のボランティアサークルと連携している。
- ✚ ホームページ等で学生サポーターを募集している。
- ✚ バリアフリー化の調査なども学生サポーターが担っている。
- ✚ リーダー学生を養成し、学生サポーターの養成講座を開講する。

ただ、一方では学生サポーターによる人的支援について、課題を抱えている大学等も少なくない。例えば、カリキュラムの都合上、空き時間が少なく学生が支援に参加できないなど、養成・派遣以前の課題がある大学等もあった。小規模の大学等においては、「地域の大学等で人材(学生サポーター)を共有できないか」の検討をしている大学等もあった。

なお、障害学生支援において、学生サポーターが人的支援を担うということが望ましいかどうかについては、今後も議論される必要があるだろう。支援の量・質を確保するために、どのような方策が望ましいかは今後も課題となると考えている。

(6) その他

各大学等においては障害学生支援においては、それぞれに「支援のコツ」が存在するようである。学内連携をうまくすすめるため、あるいは、合意形成の過程をスムーズにするためのコツについては、何らかの形で事例共有できると良いだろう。ヒアリング調査では、例えば、コーディネーターが2週間ごとに支援内容を見直すような仕組みをもっている大学等もあった。

また、いくつかの大学等からは、地域のネットワークについての言及があった。各大学等の間でノウハウや資源を共有することは、支援担当者としては非常に有益であるということであった。このような機能を果たす代表的なネットワークのひとつとして、「関西障害学生支援担当者懇談会(KSSK)」があげられる。関西圏の障害学生支援担当者を中心に年に2回の懇談会が実施されており、参加者は数十名にのぼる。本懇談会は数年来実施されており、すでに16回を数えている(平成28年3月現在)。このような現場レベルでの情報交換・意見交換は、各大学等における支援の水準を高めるために有効なものであると考えられる。

3. 支援の実態【課題】

(1) 紛争解決

今回実施したヒアリング調査では、明確な紛争解決(不服申し立てへの対応)が明確になっていないという大学等がほとんどであった。全く対応できないというわけではなく、既存の委員会(ハラスメント委員会等)において対応するというものであるが、障害学生支援に特化した形で設置されるわけではなかった。各大学等における今後の対応が注目されるが、実態調査等においても項目等の検討が求められる。

(2) 実習における支援

ヒアリング調査では、修学支援の実施にあたり、とりわけ、実習(学内・学外)における支援が課題となっていることがわかった。教職、医療、福祉等の資格取得に関係するような大学等・学部等では、喫緊の課題となっているとのことであった。いずれの大学等においても、ケースごとに判断をしながら支援を検討しているようであるが、その負担は少なくなるとのことであった。もちろん、障害学生も様々な分野で学ぶ権利があり、教育機関としては、合理的配慮という観点で能動的に支援していくことが求められるだろう。ただし、実習では学外機関とのやりとりも発生するため、簡単に支援を判断することはできない。支援の考え方や方法が確立していない状況があり、事例の共有やノウハウの蓄積が求められる。

4. おわりに

支援の水準を念頭に実態調査やヒアリング調査の結果を分析するにあたり、当然ながら、各大学等の設置形態による課題の偏りもみられた。例えば、大学と短期大学・高等専門学校では、前提となる事情が異なるため、一概に支援の水準を検討することは難しい。また、いくつかの項目で明らかになったが、規模の違いも支援の水準を検討する場合には考慮する必要があるだろう。しかしながら、本章でとりあげた項目等は、各大学等が最低限備えるべき項目であるともいえる。今後、各大学等における障害学生支援体制を整備して行くにあたり、何らかの参考になれば幸いである。

本章では、障害学生支援における支援の水準について記述したが、ここで取り上げた項目はその一部であることは言うまでもない。ここでは、あくまでも、支援の周辺状況を捉えたに過ぎず、本質的な中身にまでは踏み込めていない。例えば、各大学等における支

援の内容が適切なものであるか、また、教職員の意識・理解はどのようなレベルにあるのか。さらに、最も重要だと考えるのは、障害学生自身が所属する大学等における支援に対してどの程度の満足感をもっているのかなど、支援の水準を検討する上では欠かせない項目に触れることができていない。このあたりについては、今後の課題といえるが、実態調査という枠組みのなかで取り扱うことができるかは検討する必要があるだろう。今回取り上げた「支援の水準」についても、今後、様々な議論・検討がなされることを期待する。

第3章 発達障害学生支援の課題

信州大学 教育学部教育科学講座 教授

高橋 知音

1. 診断カテゴリー別構成比

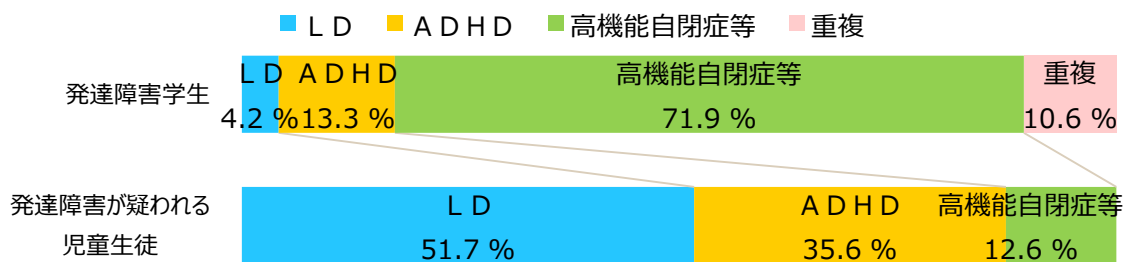
(1) 平成26年度調査結果における発達障害学生の診断カテゴリー別構成比

発達障害者支援法で定義づけられた3種類の診断カテゴリー別の人数を示した。診断書有の学生で見ると、高機能自閉症等の割合が最も多く、およそ7割を占めていることがわかる。この傾向は、学校種別を問わず一貫しているが、高機能自閉症等の割合は、大学において特に高くなっている。小・中学生では、文部科学省の調査(「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」)によると、発達障害が疑われるような行動特徴を示す児童生徒のうち、最も人数が多いカテゴリーは学習の問題である。これは、医師による診断の有無を問わない、教師の行動観察による調査ではあるが、大学生と小・中学生では比率の違いがはっきりしている。また、米国でも障害学生の中で人数が多い診断カテゴリーはLDとADHDである(Raue & Lewis, 2011)。

表12 発達障害学生数及び支援発達障害学生数(学校種別)

(平成26年度調査結果報告書-表47)

区分		大学		短期大学		高等専門学校		計			
		障害学生	支援障害学生	障害学生	支援障害学生	障害学生	支援障害学生	障害学生	構成比	支援障害学生	構成比
		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)	(人)	(%)
発達障害 (診断書有) 再掲	LD	96 (120)	62 (70)	9 (8)	5 (5)	9 (11)	5 (6)	114 (139)	4.2 (5.8)	72 (81)	3.9 (5.1)
	ADHD	278 (236)	179 (144)	14 (12)	6 (5)	71 (50)	33 (25)	363 (298)	13.3 (12.5)	218 (174)	11.7 (10.9)
	高機能 自閉症等	1,674 (1,541)	1,219 (1,096)	61 (40)	38 (21)	221 (192)	105 (92)	1,956 (1,773)	71.9 (74.1)	1,362 (1,209)	73.4 (75.7)
	重複	234 (145)	167 (109)	13 (4)	8 (4)	42 (34)	29 (20)	289 (183)	10.6 (7.6)	204 (133)	11.0 (8.3)
	小計	2,282 (2,042)	1,627 (1,419)	97 (64)	57 (35)	343 (287)	172 (143)	2,722 (2,393)	100.0 (100.0)	1,856 (1,597)	100.0 (100.0)
	発達障害 (診断書無 ・配慮有)	LD	-	113 (147)	-	29 (34)	-	6 (22)	-	-	148 (203)
ADHD		-	359 (301)	-	17 (29)	-	28 (33)	-	-	404 (363)	11.3 (11.4)
高機能 自閉症等		-	1,759 (1,657)	-	35 (44)	-	99 (90)	-	-	1,893 (1,791)	53.0 (56.0)
区分不明		-	943 (701)	-	115 (95)	-	66 (45)	-	-	1,124 (841)	31.5 (26.3)
小計		-	3,174 (2,806)	-	196 (202)	-	199 (190)	-	-	3,569 (3,198)	100.0 (100.0)
計	2,282 (2,042)	4,801 (4,225)	97 (64)	253 (237)	343 (287)	371 (333)	2,722 (2,393)	100.0 (100.0)	5,425 (4,795)	100.0 (100.0)	



※発達障害が疑われる児童生徒のデータは、文部科学省「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」（平成24年）による。

図29 発達障害学生と発達障害児童生徒の構成比

2. 発達障害学生が在籍する学校の割合と在籍学校数

(1) 学校種別発達障害学生在籍率

高等教育機関の種別に発達障害学生が在籍する学校の割合を比較した。診断書がある学生が在籍するか、診断書がなくても配慮対象となっている学生が在籍するかを見ると、高等専門学校で割合が高くなっている（9割弱、8割弱）。大学では半数強が発達障害学生の在籍を把握しているが、短期大学では2割台と低い。

- 発達障害(診断書有)学生又は発達障害(診断書無・配慮有)学生が1人以上在籍する学校
- 支援発達障害(診断書有)学生又は発達障害(診断書無・配慮有)学生が1人以上在籍する学校

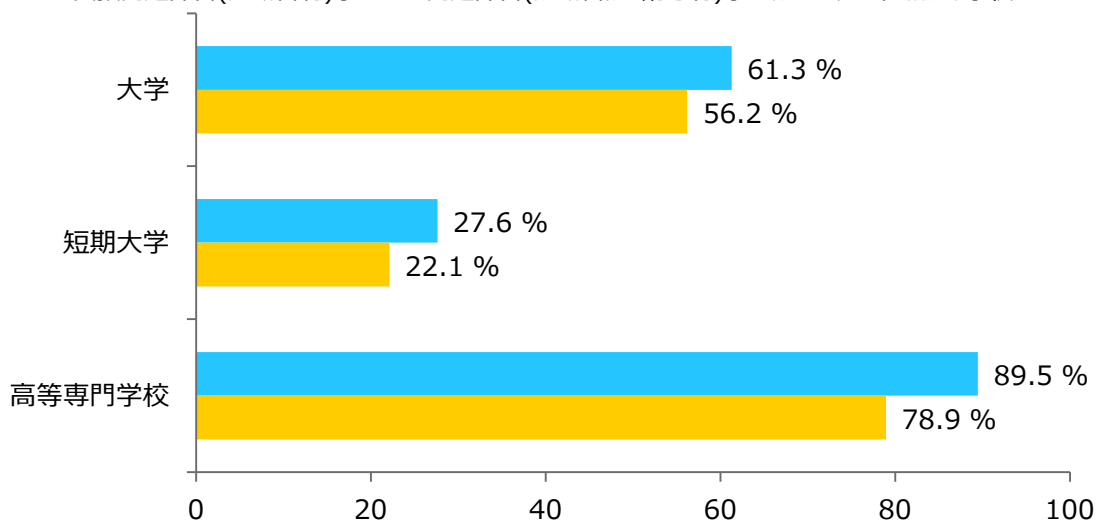


図30 発達障害学生在籍校の比率

(2) 規模別在籍率

すべての高等教育機関を規模別に6個のカテゴリーに分け、在籍率を比較した。500人から1,999人の範囲で在籍率がやや高めになっているが、在籍率の高い高等専門学校がすべてこのカテゴリーに含まれることも関係している。グラフには示されていないが、大学のみデータをとり出して診断書のある学生の在籍率を見ると、2,000人以上の大学ではすべて0.1%に満たないのに対し、2,000人未満の大学ではすべて0.1%を超え

ている。学生数の少ない大学では、教職員が学生の様子を把握しやすいことから、在籍率が高めになっている可能性が考えられる。

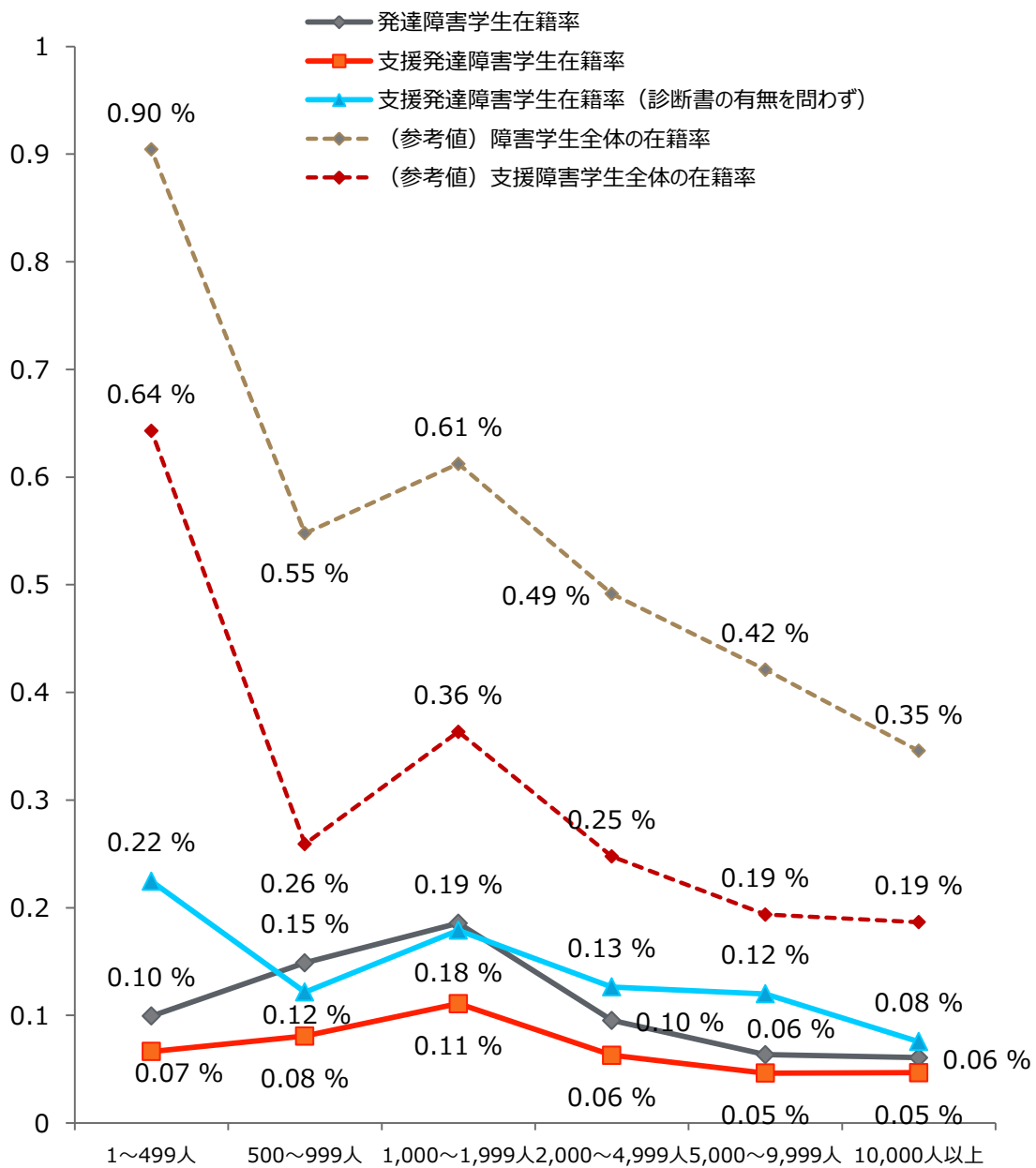


図31 発達障害学生在籍率〔学校規模別〕（平成26年度調査）

(3) 学科専攻別発達障害学生在籍率の比較

学科専攻別に発達障害学生の在籍率を平成25年度、平成26年度についてまとめた。平成27年3月に発行された「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査分析報告(対象年度:平成17年度(2005年度)～平成25年度(2013年度)):p.64」で報告された在籍率は、診断のない学生のデータが含まれていたため、ここで示す平成25年度のデータと異なっている。

大学では芸術系(0.17%)と理学系(0.15%)、人文科学系(0.15%)の学部で比率が高めになっており、この傾向は25年度、26年度とも同様である。母数が小さい商船を除くと、低めなのは保健系(0.02~0.03%)、教育系(0.03%)、家政系(0.04%)である。短期大学や高等専門学校は全体的に母数が小さいことから、解釈には注意が必要であるが、短期大学で芸術系(0.30%)の比率が高めであること、保健系(0.04%)、教育系(0.02%)で低めになっていることなどは、大学と一貫している(教養系は発達障害学生数が1名と特に数が小さいため、ここでは解釈しない)。高等専門学校は、意味のある解釈が可能なのは工業系のみであるが、大学で在籍率が高めな理学系と比較しても在籍率が高く(0.64%)、25年度から26年度にかけて増加していることがわかる。高校のような担任制があることから、教員が学生の様子を把握しやすいことも関係していると思われる。

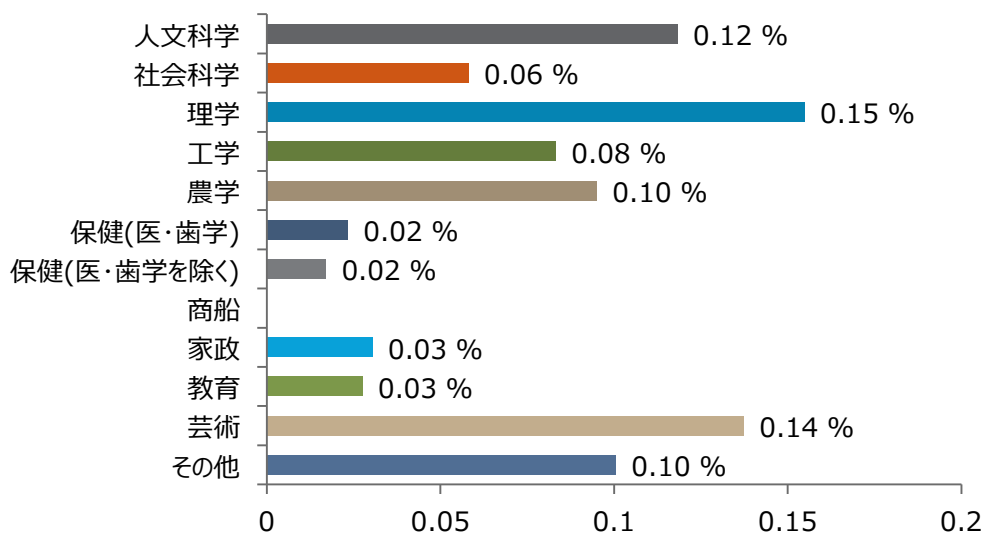


図32 発達障害学生在籍率(学科(専攻)別)(大学)平成25年度

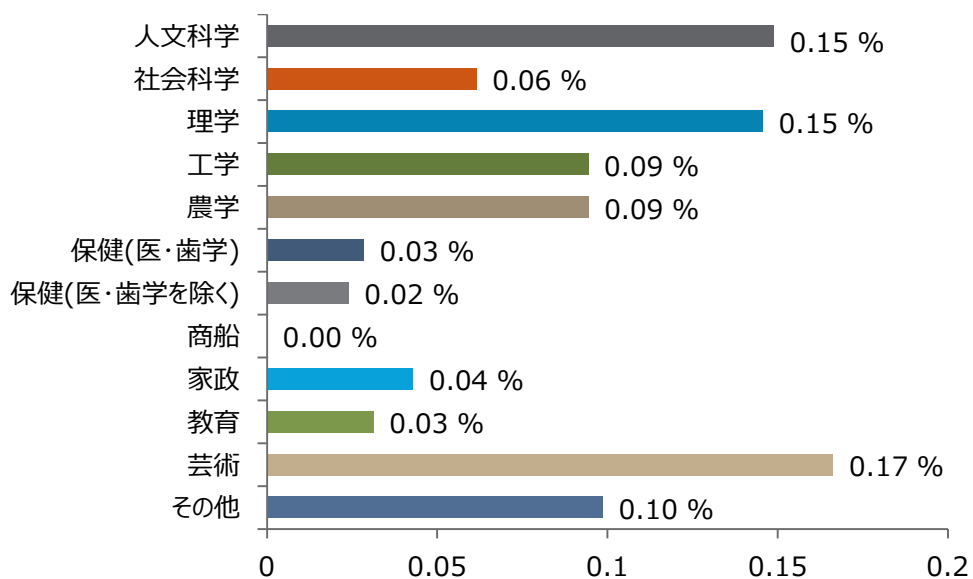


図33 発達障害学生在籍率(学科(専攻)別)(大学)平成26年度

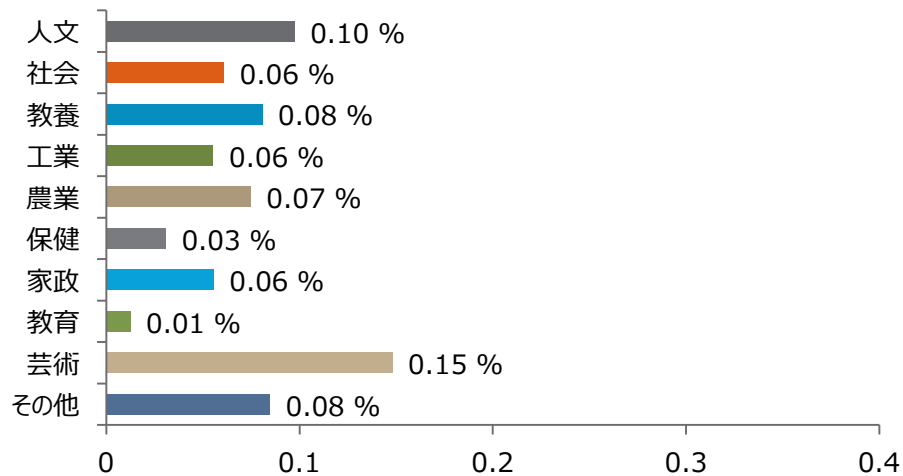


図34 発達障害学生在籍率（学科(専攻)別）（短期大学）平成25年度

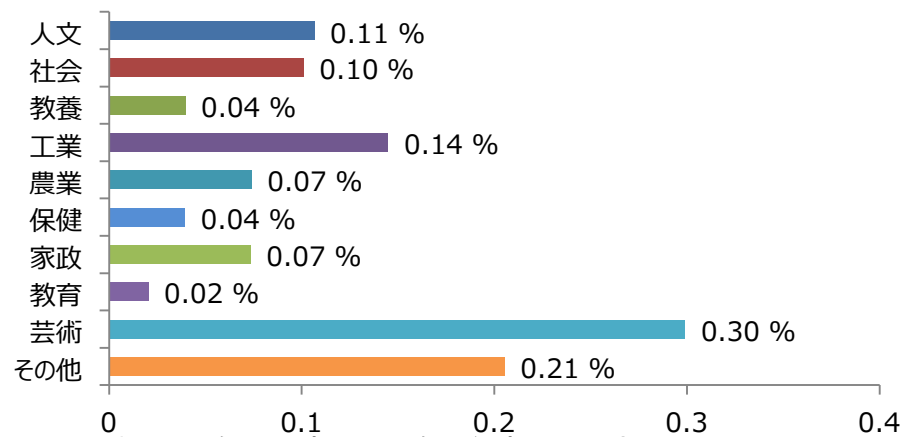


図35 発達障害学生在籍率（学科(専攻)別）（短期大学）平成26年度



図36 発達障害学生在籍率（学科(専攻)別）（高等専門学校）平成25年度

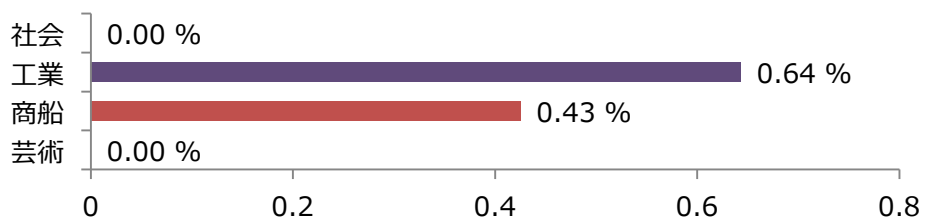


図37 発達障害学生在籍率（学科(専攻)別）（高等専門学校）平成26年度

(注) 学科（専攻）別障害学生在籍率の算出には学科（専攻）別の全学生数は「学校基本調査」のデータを使用した。

(4) 大学院における在籍数

大学院の分野別に発達障害学生の在籍数をまとめた。このデータは在籍率でなく在籍数であることから、理学系、工学系が多いのは、大学院生の数の多さにも関係しているだろう。

表 13 発達障害学生数及び支援発達障害学生数（学科(専攻)別）（大学院）

区分	発達障害（診断書有） 再掲										発達障害（診断書無・配慮有）					構成比 (%)			
	障害学生数					支援障害学生数					学生数								
	L D	A D H D	自 閉 症 等	高 機 能 等	重 複	小 計 ①	L D	A D H D	自 閉 症 等	高 機 能 等	重 複	小 計 ②	L D	A D H D	自 閉 症 等		高 機 能 等	区 分 不 明	小 計 ③
大学院（通学課程）	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
人文科学	1	2	11	2	16	1	1	9	2	13	1	5	7	6	19	9.4			
社会科学	0	0	8	1	9	0	0	7	0	7	0	1	7	7	15	7.4			
理学	1	1	15	1	18	0	1	14	1	16	1	3	35	5	44	21.8			
工学	1	3	40	1	45	1	3	35	1	40	0	9	64	15	88	43.6			
農学	0	0	6	0	6	0	0	6	0	6	0	0	8	7	15	7.4			
保健(医・歯学)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	3	1.5			
保健(医・歯学を除く)	0	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0.5			
商船	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0			
家政	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0.5			
教育	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	1	0	4	1	6	3.0			
芸術	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	1	2	5	2.5			
その他	1	1	8	0	10	0	0	8	0	8	0	0	5	0	5	2.5			
計	4	9	89	5	107	2	6	80	4	92	4	19	134	45	202	100.0			

(5) 在籍学校数の経年推移

発達障害学生が一人でも在籍すると報告した学校の数を示した。発達障害のある学生が実際に在籍しているかいないかという情報と同時に、診断のある学生がその情報を大学に開示している程度、学校が学生の支援ニーズをどの程度把握しているかの程度を表していると解釈することもできる。学校として学生に障害があることを認識した上で支援を行なっているとの報告が増えているのは、発達障害に関する理解が近年急速に広がってきていることと関係していると言えるだろう。

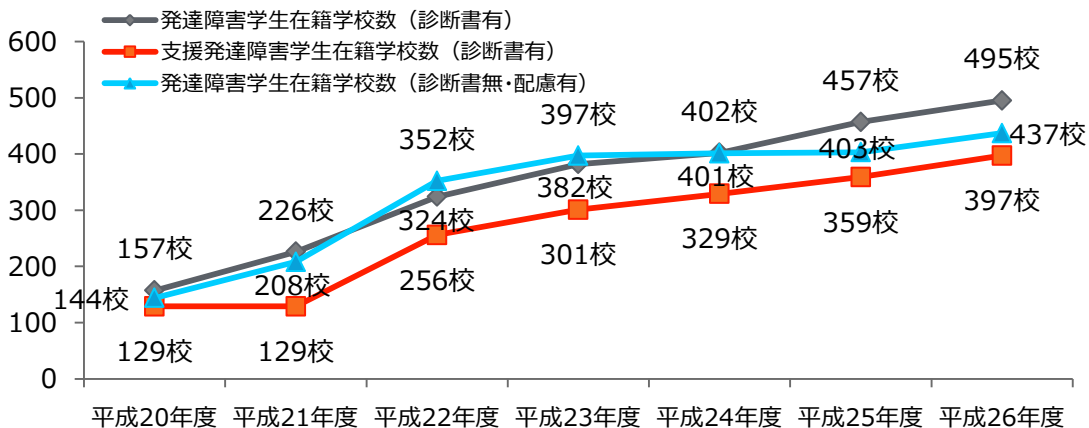


図38 発達障害学生在籍学校数の推移

3. 発達障害学生への支援内容

(1) 学校種別支援実施率

発達障害学生への支援内容を授業内外に分け、支援実施率を学校種別に比較した。多くの学校で実施されているのが、保護者との連携、学習指導、カウンセリングとなっている。これらは大学、高専で6割台後半から8割台であるのに対し、短大でのカウンセリングのみ、4割台となっている。短大は学生数が少ないことも有り、専任のカウンセラーの配置が難しい事とも関係しているだろう。社会的スキル指導も5割台と多くなっている。高機能自閉症等の割合が多いことから、学生が困難を感じる領域に直接的な支援が行われていることがうかがえる。

一方、授業内での支援は、多くても3割台と、授業外での支援に比べ低い水準にある。学生の支援ニーズが授業外にあるということも考えられるが、授業外での学習支援の実施割合は低くない。このことから、授業担当者が合理的配慮を行うという教育型、権利保障型のモデルよりは、専門家が授業外で支援するクリニック型のモデルでの支援が主流になっていることを示している。しかし、平成25年度の調査結果と比較すると、授業内支援の実施割合は大幅に増加し、倍増となっているものも多い。障害学生支援の考え方が高等教育関係者の間で拡大しつつあることがうかがえる。

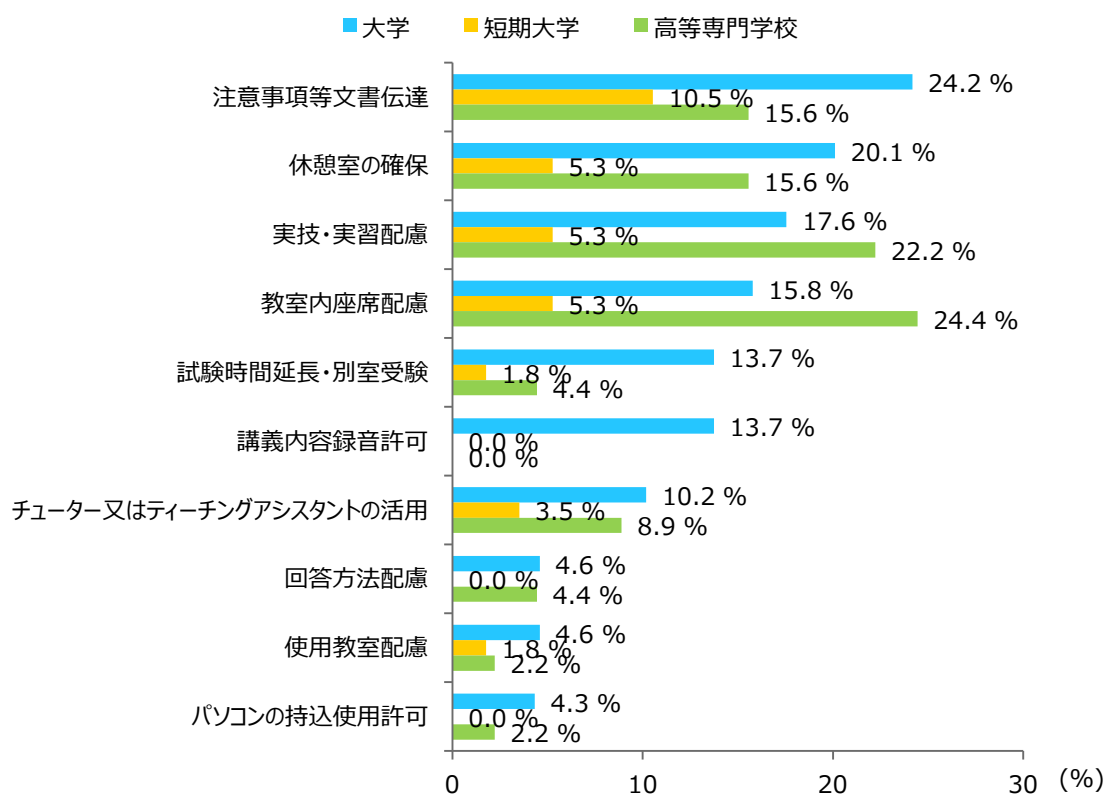


図39 発達障害学生への授業支援実施率

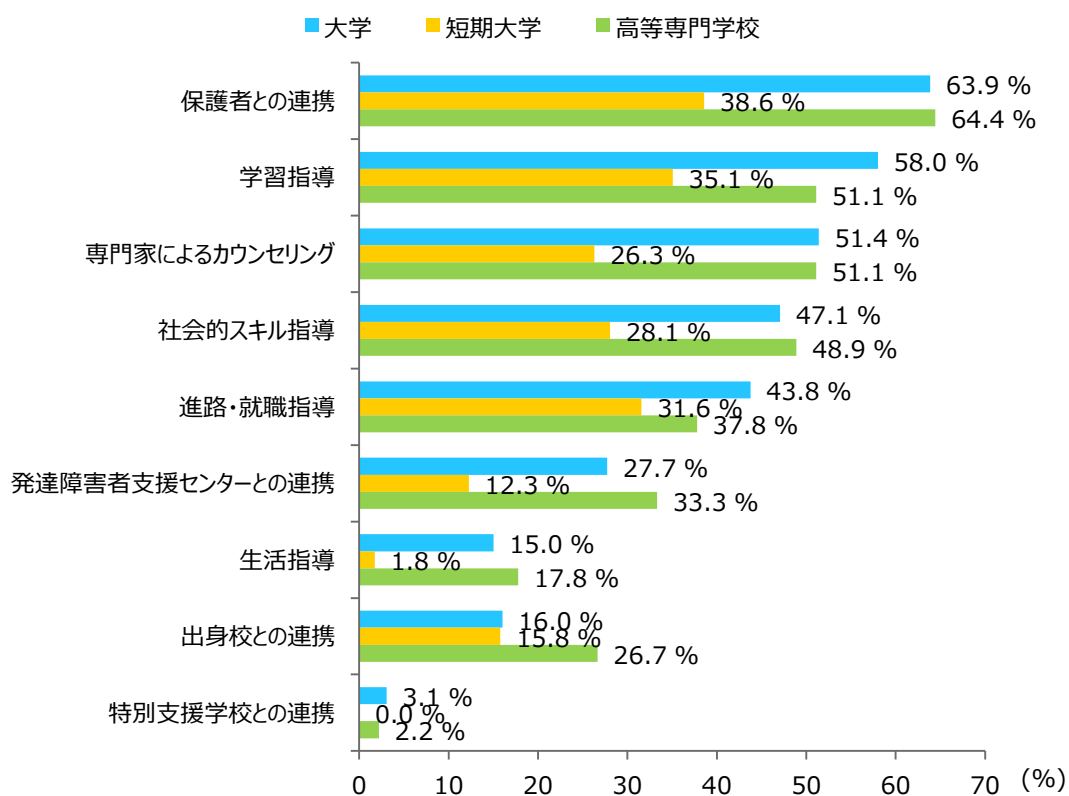


図40 発達障害学生への授業以外の支援実施率

(2) 規模別支援実施率

学校規模別に、授業内外の支援実施割合をまとめた。授業内の支援は、10,000人以上の規模では7割以上の学校で実施されているが、規模が小さくなると実施率は大きく低下していく。しかし、いずれも平成25年度と比べると大幅な増加となっている。平成25年度は10,000人以上で32.8%、2,000人から9,999人までは1割台であり、この1年間で大幅に増加していることがわかる。

授業外での支援も全般的に増加しており、5,000人以上の学校で9割以上の実施率となっている。規模の大きな学校であれば、何らかの支援は受けられる状況になったと言える。一方、現段階でも中、小規模の学校における授業支援は一部の大学に限られている。小規模大学は対象学生数が少なく、予算的な制約もあることから、対応が遅れがちであることが考えられる。今後、近隣の大学の連携なども進めながら、小規模大学でも配慮が受けられるようになることが期待される。

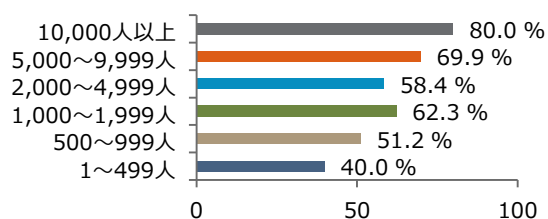


図41 授業支援の実施状況(規模別) (%)

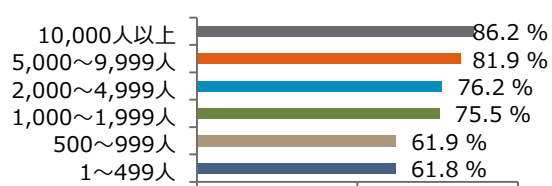


図42 授業以外の支援の実施状況(規模別) (%)

(3) 規模別支援実施内容

学校規模別に、授業以外の支援の内容別実施校の割合を示す(授業支援は実施数が少ないため、内容別の分析はしない)。規模が大きい学校は全般に実施率が高い。

10,000人以上の規模では、学習指導の実施校の割合が83.3%と最も高く、保護者との連携がそれに次ぐ。学習指導は学校規模が小さくなると実施率が低下し、5,000人を切ると、5割台まで下がる。カウンセリングは5,000人以上だと7割台であるが、4,999人以下の規模では6割以下である。また、大きな割合ではないが、499人以下の規模の学校で、出身校との連携が他の規模の学校と比べても比較的高い。小規模であるとカウンセラーを配置することが難しい一方、地域に根ざした学校運営を行い、保護者や出身校とも連携しながら丁寧に学習指導を行っていると考えられる。

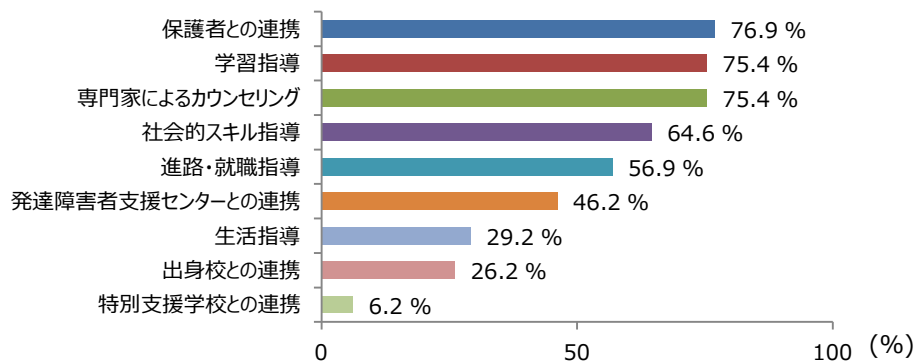


図43 授業以外の支援実施校 (10,000人以上)

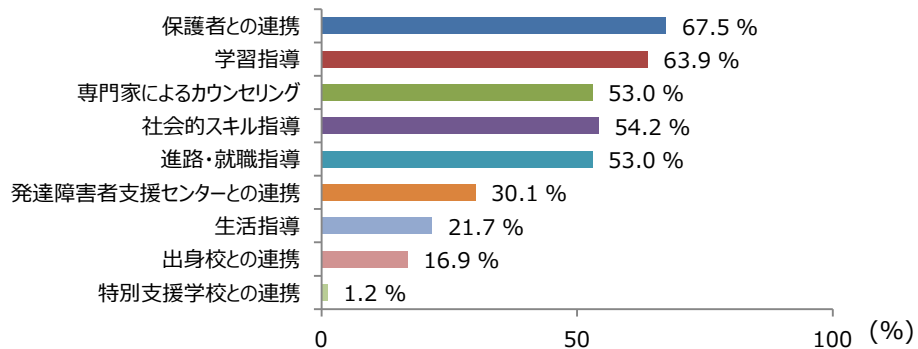


図44 授業以外の支援実施校 (5,000～9,999人)

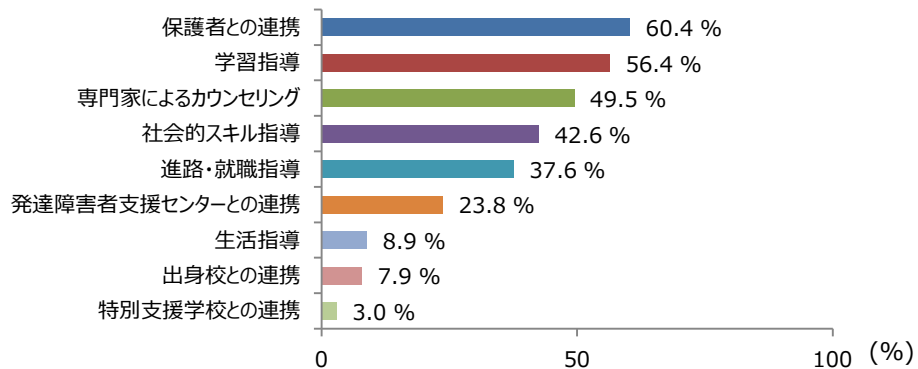


図45 授業以外の支援実施校 (2,000～4,999人)

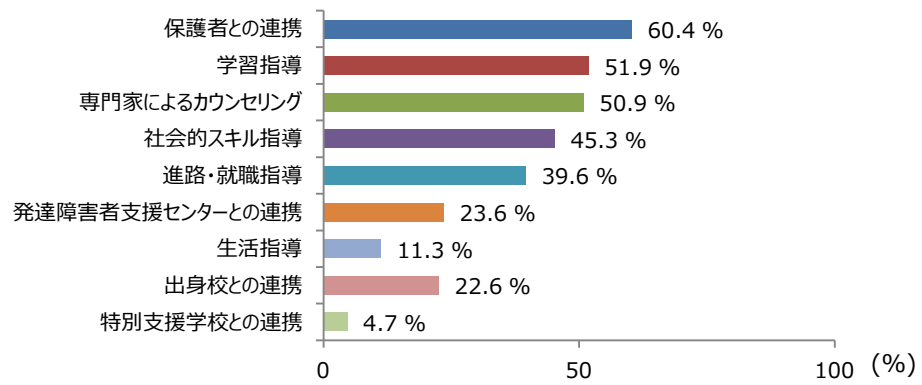


図46 授業以外の支援実施校（1,000～1,999人）

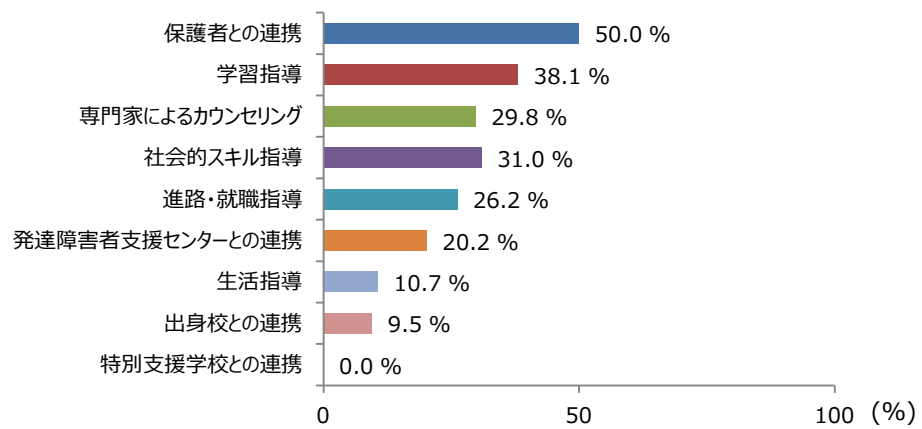


図47 授業以外の支援実施校（500～999人）

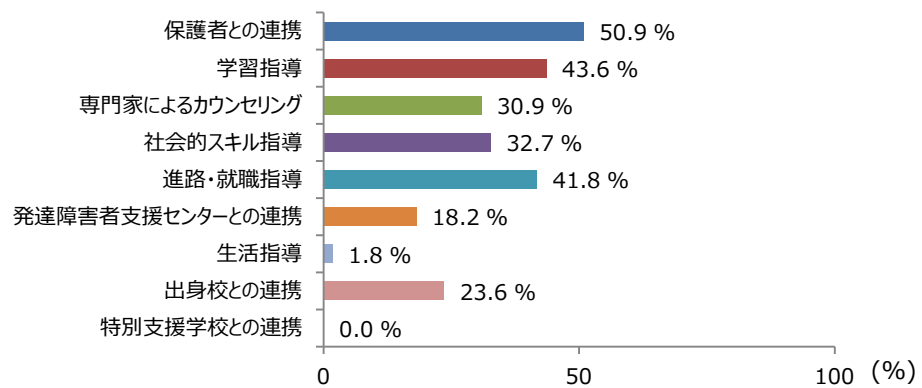


図48 授業以外の支援実施校（1～499人）

(4) 支援内容別経年推移

授業支援の内容別の推移と授業以外の支援の内容別推移をまとめた。授業支援の内容別の推移を図 49 に、授業以外の支援の内容別推移を図 50 にまとめた。平成 26 年度調査データから、発達障害学生への授業支援を実施している学校は 300 校(全体の 25.3%)であり、平成 25 年度の 280 校(23.5%)と比較して、20 校(1.8 ポイント)増加している。

全体的に言えるのは、授業支援に該当するような支援が行われるようになったのはごく最近だということである。休憩室の確保や教室内座席配慮などは、授業や試験自体の変更・調整とは言えない。注意事項文書伝達、実技・実習配慮、試験時間延長・別室受験、講義内容録音許可など、学生の個人特性(機能障害)に応じて授業や試験のやり方の一部を変更するような対応を実施していた学校の数は、平成 20 年には 30 校に満たない。近年増加傾向にあるとはいえ、注意事項文書伝達以外はまだ 100 校に満たない。

発達障害学生への授業以外の支援を実施している学校は 665 校(全体の 56.1%)であり、平成 25 年度の 517 校(43.4%)と比較して、148 校(12.7 ポイント)増加している。カウンセリングや学習指導など、授業外の個別対応をしていた学校は平成 20 年度から 100 校を超えていた。これらに加え社会的スキル指導も、平成 26 年度には 300 校以上が実施している。このことは、発達障害のある学生への対応が、主に相談、治療、訓練といった枠組みで行われてきたことを意味する。今後、障害学生支援の枠組みでの授業や試験における合理的配慮について理解が深まっていくとともに、学生からの授業支援の要望も増えていくと考えられる。

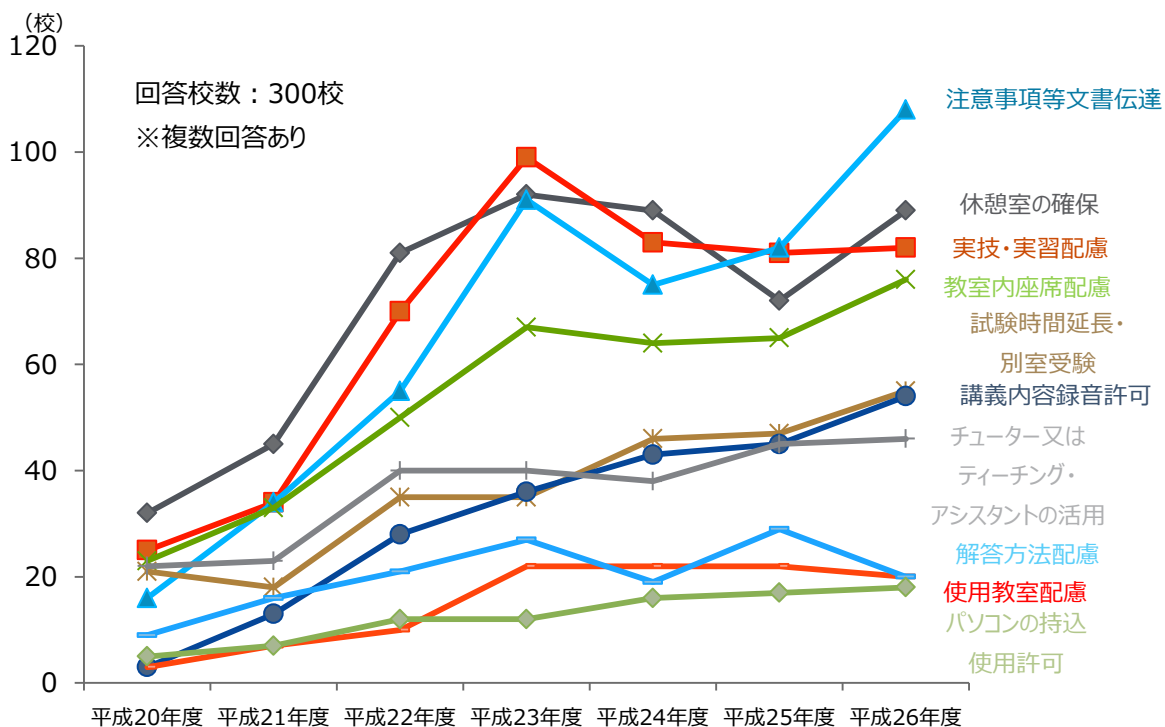


図49 授業支援実施校数の推移(内容別)

(H17~H25分析報告書-図74にH26データを追加)

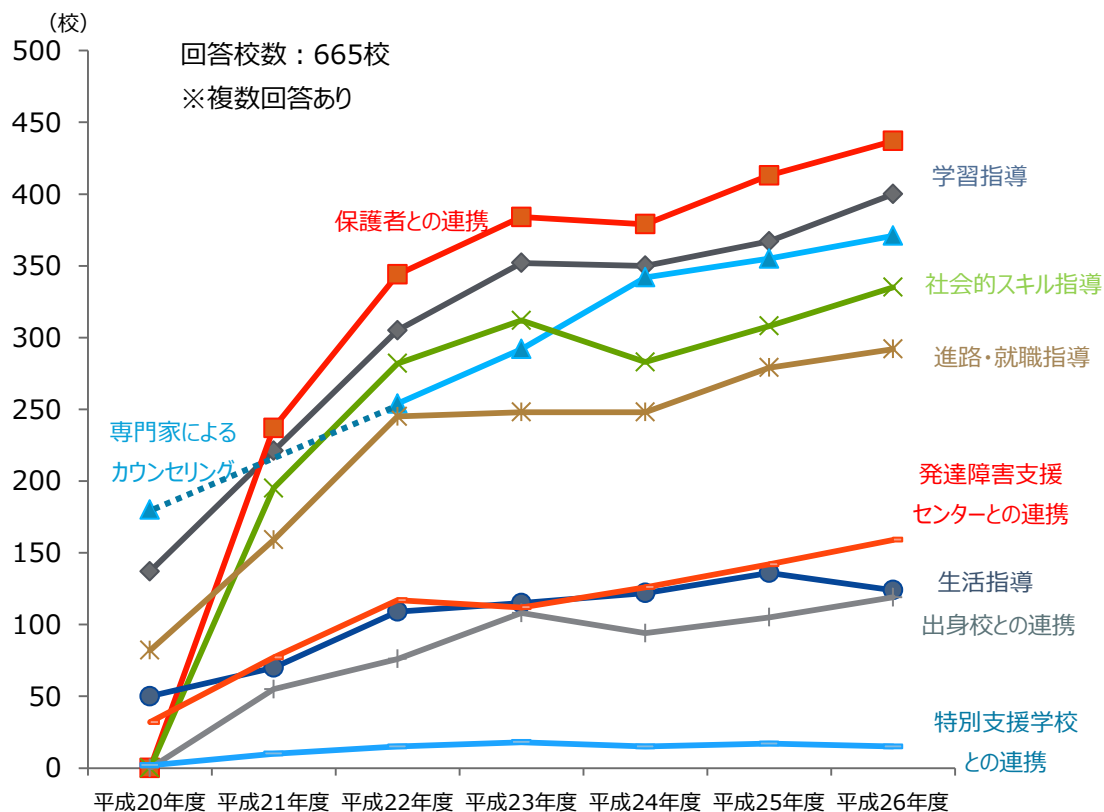


図50 授業以外の支援実施校数の推移(内容別)
(H17～H25分析報告書-図75にH26データを追加)

*注意*平成21年度は、各項目について「カウンセリングで行なったものを含む」として、
カウンセリング自体は選択項目からはずしているため、数値がありません。

(5) 発達障害学生への授業支援「その他」の内容

平成26年度調査データから、発達障害学生への授業支援「その他」に自由記述で回答した学校数と支援内容を抽出した。自由記述回答校は127校であり、その中から、授業支援1～22の項目に該当するものと、授業以外の支援に該当するものを除外したところ、111校の内容が分析対象となった。これらの自由記述の内容について、類似したものごとにカテゴリ分けを行った。なお、自由記述中に複数の内容が含まれる場合は、それぞれ別に集計した。

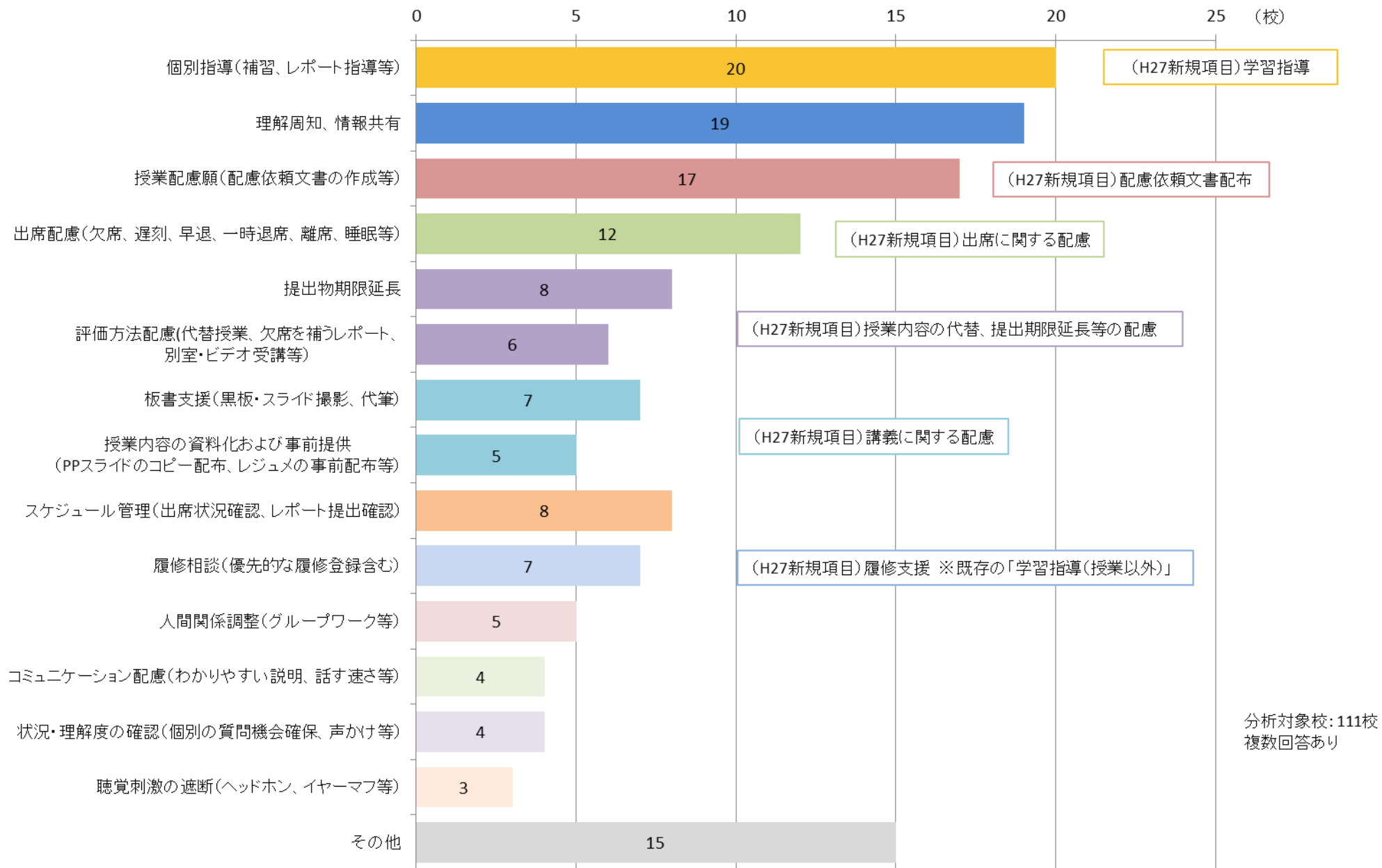


図 51 発達障害学生への授業支援「その他」の内訳

その結果、教員や部署間への「理解周知・情報共有〔19〕」、授業担当教員への「授業配慮願〔17〕」といった授業内支援を行う前段階での取り組みが多く挙げられた。また、授業とは別時間で実施される補習やレポート指導などの「個別指導〔20〕」が多く挙げられ、個人の理解度や苦手部分に個別に対応している状況がうかがえる。

授業内に行われる支援としては、「板書支援(黒板・スライド撮影等)〔7〕」、「授業内容の資料化および事前提供〔5〕」、「グループワーク等における人間関係調整〔5〕」、「コミュニケーション配慮(わかりやすい説明、話す速さ等)〔4〕」、「イヤーマフ等による聴覚刺激の遮断〔3〕」が挙げられた。

授業時間外の支援としては、授業を受ける前提としての「履修相談(優先的な履修登録含む)〔7〕」や、授業参加・課題遂行をマネジメントする「出席配慮(欠席・遅刻・一時退席等)〔12〕」、「スケジュール管理(出席状況確認・レポート提出確認)〔8〕」、「提出物期限延長〔8〕」が挙げられた。

これらの支援は、発達障害の特徴である聴覚情報理解の困難さ、対人コミュニケーションの困難さ、考えを文章にまとめることの困難さ、自己管理スキルの低さ、情動調整の困難さ、聴覚過敏等に対応したものとなっている。

(6) 発達障害学生への授業以外の支援「その他」の内容

平成 26 年度調査データから、発達障害学生への授業以外の支援「その他」に自由記述で回答した学校数と支援内容を抽出した。自由記述回答校は診断書有については 32 校、診断書無については 112 校であった。その中から、既存の選択項目に該当するものと、授業支援に該当するものは除外したところ、診断書有は 29 校、診断書無は 78 校の内容が分析対象となった。これらの自由記述の内容について、類似したものごとにカテゴリ分けを行った。なお、自由記述中に複数の内容が含まれる場合は、それぞれ別に集計した。

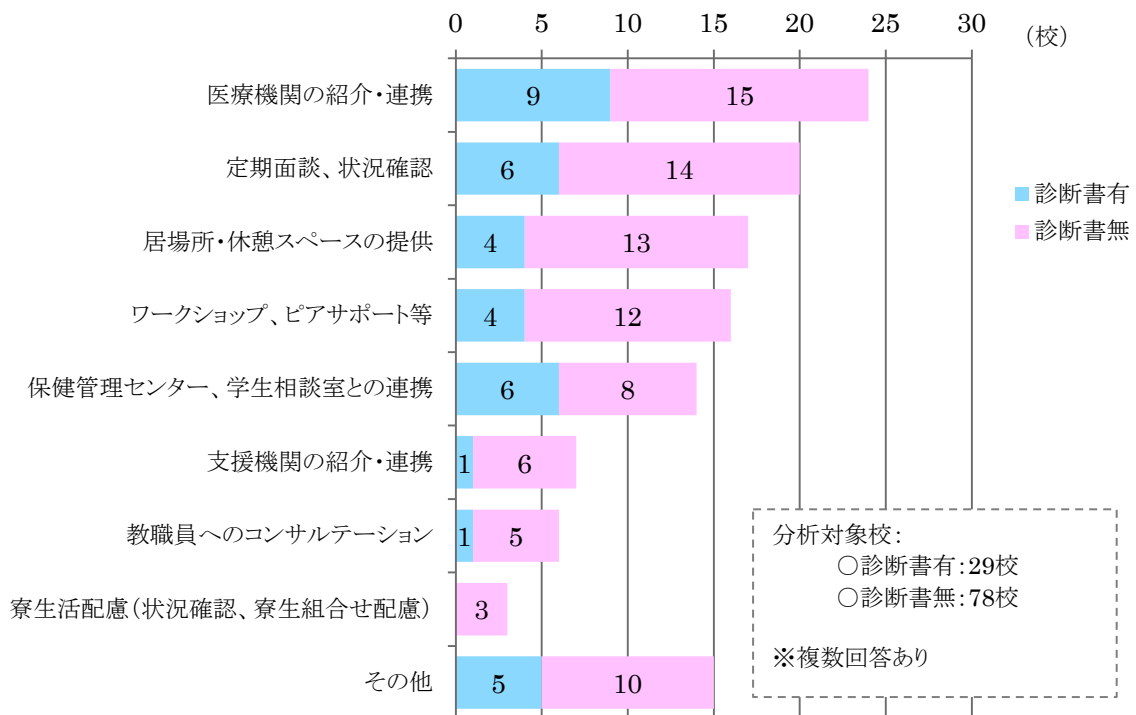


図52 発達障害学生への授業以外の支援「その他」の内訳

「医療機関の紹介・連携[24]」が最も多く、継続的な体調管理の他、必要に応じて診断書や障害者手帳取得の役割も担っていることがうかがえる。

学内では、教職員による「定期面談、状況確認[20]」といった個別の対応が多くなされる他、「保健管理センター、学生相談室との連携[14]」を図り、情報共有に努めていることがうかがえる。

また、安心して過ごせる環境を整え、継続的な登校を支援する「居場所・休憩スペースの提供[17]」や、対人関係スキル学習の場として、小集団による「ワークショップ、ピアサポート等[16]」が実施されている。

さらに、教職員が専門家の助言を受け、発達障害学生に対する理解や対応について学んでいる(教職員へのコンサルテーション[6])。

4. 入試関係

(1) 発達障害のある受験生への受験形態別配慮実績

大学の学部(通学課程)受験時に配慮を実施した数を、受験形態別にまとめた。平成25年度の調査では、LDが8人、ADHDが12人であり、平成26年度は大幅に増加している。

表14 受験上の配慮(特別措置)を実施した発達障害学生数(大学)

(2) 配慮の内容

発達障害のある受験生に対して行われた特別措置の内容をまとめた。最も多いのは別室の設定で、その他、文書による伝達、試験時間の延長と続く。この傾向は平成25年度と同様であるが、いずれも大きく増加している。

区分		学部・学科(通学)					小計(人)
		特別入試				以外特別入試(人)	
		AO入試(人)	推薦入試(人)	特別入試者(人)	小計(人)		
発達障害(診断書有)再掲	LD	1	3	0	4	18	22
	ADHD	0	3	0	3	20	23
	高機能自閉症等	6	11	2	19	83	102
	重複	0	1	0	1	12	13
	小計	7	18	2	27	133	160
発達障害(診断書無・配慮有)	LD	0	0	0	0	0	0
	ADHD	0	0	0	0	2	2
	高機能自閉症等	2	0	0	2	7	9
	区分不明	1	1	0	2	9	11
	小計	3	1	0	4	18	22
計		10	19	2	31	151	182

表15 入学者選抜において実施したの配慮(特別措置)

区分		点字問題を点字で解答	拡大文字問題の準備	拡大解答用紙の準備	音声で出題し音声で解答	マークシートに替えて文字で解答	子エック解答	試験時間の延長	照明器具の準備	特製機の使用	拡大鏡等の持参使用	補聴器の持参使用	車椅子等の持参使用	松葉杖の持参使用	パソコン等の持参使用	手話通訳者の付与	文書による伝達	窓側の明るい席の指定	トイレに近接する試験室に指定	別室を設定	試験室を一階に設定	介助者の付与	試験場への車での入構許可	その他	特別措置を実施した学校数
		(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)
診断書有	LD	0	3	5	0	0	0	5	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	2	11
	ADHD	0	3	3	0	0	1	6	0	0	0	0	0	1	1	0	4	0	1	13	1	0	0	6	20
	高機能自閉症等	0	1	1	0	0	2	9	0	0	0	0	0	0	0	0	24	0	10	47	1	2	4	27	61
	重複	0	1	1	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	1	8	0	0	0	7	13
	小計	0	8	10	0	0	4	24	0	0	1	0	0	1	1	0	32	0	12	76	2	2	4	42	105
診断書無・配慮有	LD	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ADHD	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	0	0	0	1	2
	高機能自閉症等	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	1	3
	重複	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	3	7
	小計	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	8	0	0	0	5	12
計		0	8	10	0	0	4	25	0	0	1	0	0	1	1	0	33	0	14	84	2	2	4	47	117

(3) 配慮を受けて受験し、その後入学した学生数

診断書があり、障害学生として受験時に配慮を求めて受験し、合格して入学した学生数の推移を示す。平成23年まで、20人を超えることはなく、小さい数で推移していたが、平成26年度には50人を超えた。大きく増加しているとはいえ、絶対数は小さい。差別解消法の施行に合わせ、今後さらに増加のペースが加速するものと思われる。

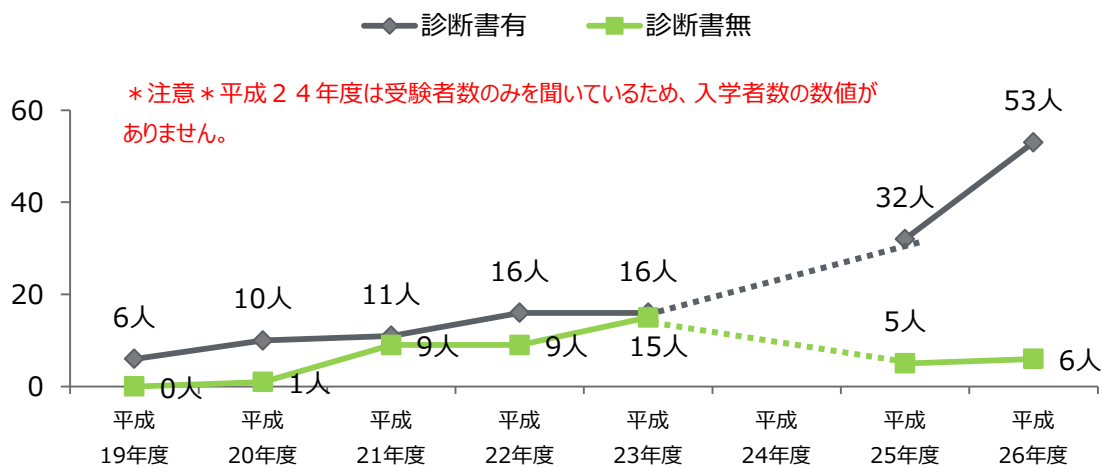


図53 特別措置を行なった入学者数の推移

5. 大学における発達障害学生の進路状況

(1) 発達障害学生の卒業状況

発達障害学生の卒業率を、平成24年度と平成25年度分について、障害カテゴリー別、学校種別にまとめた。発達障害全体で見ると、大学では6割台後半であるのに対し、短大、高専は8割台である。いずれも、25年度は24年度にくらべ、若干卒業率は低下している。

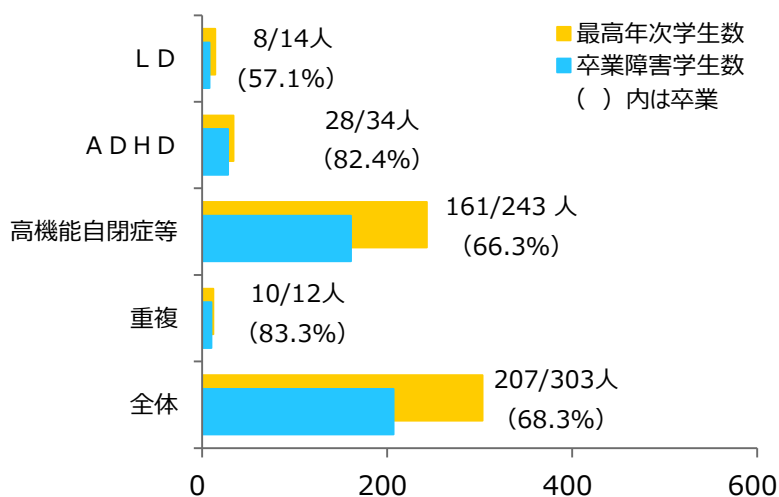


図54 発達障害学生の卒業状況(大学) 平成24年度卒業

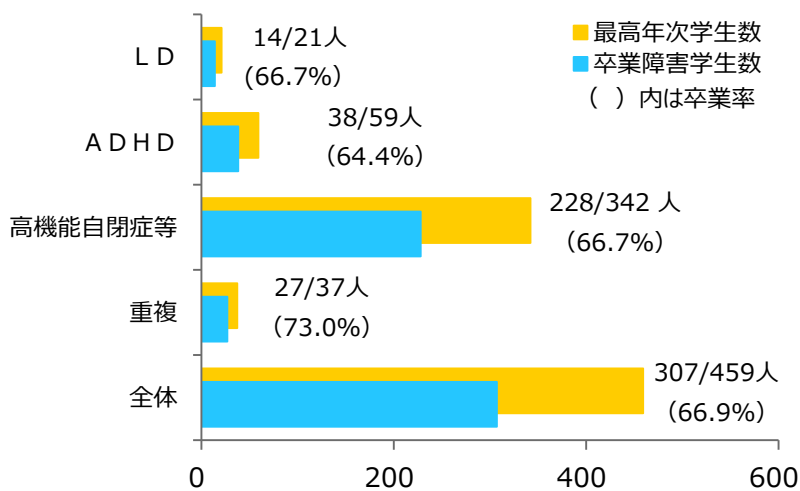


図55 発達障害学生の卒業状況(大学) 平成25年度卒業

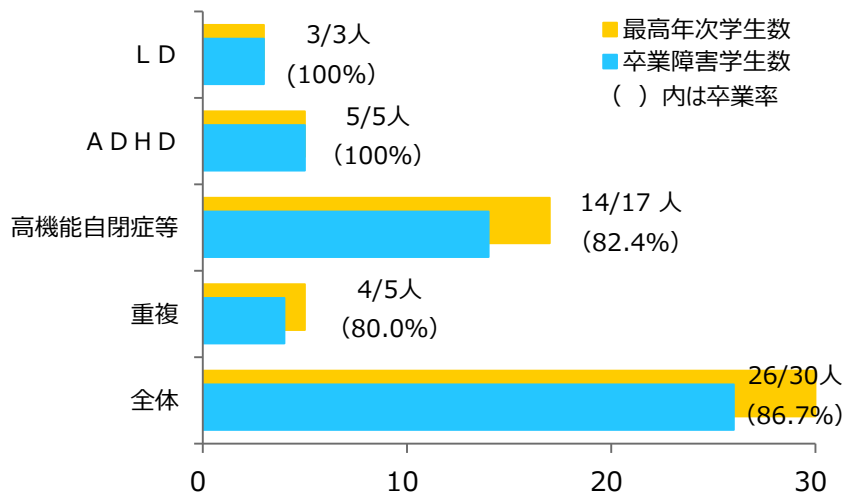


図56 発達障害学生の卒業状況(短期大学) 平成24年度卒業

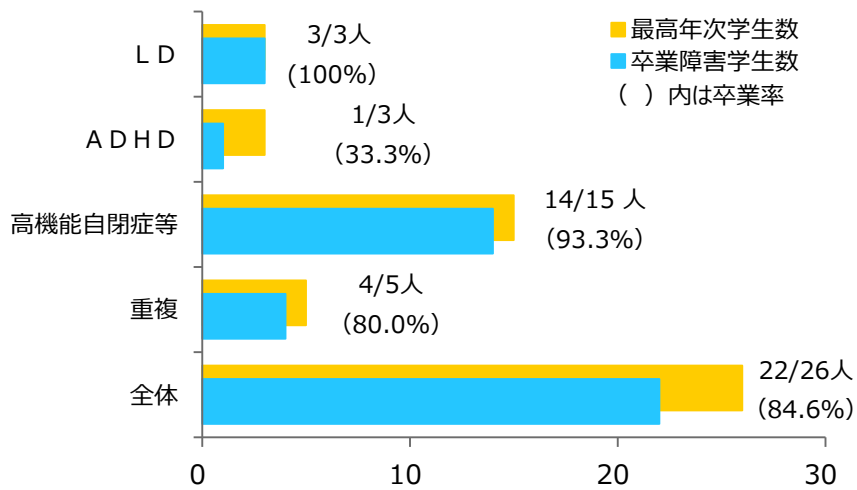


図57 発達障害学生の卒業状況(短期大学) 平成25年度卒業

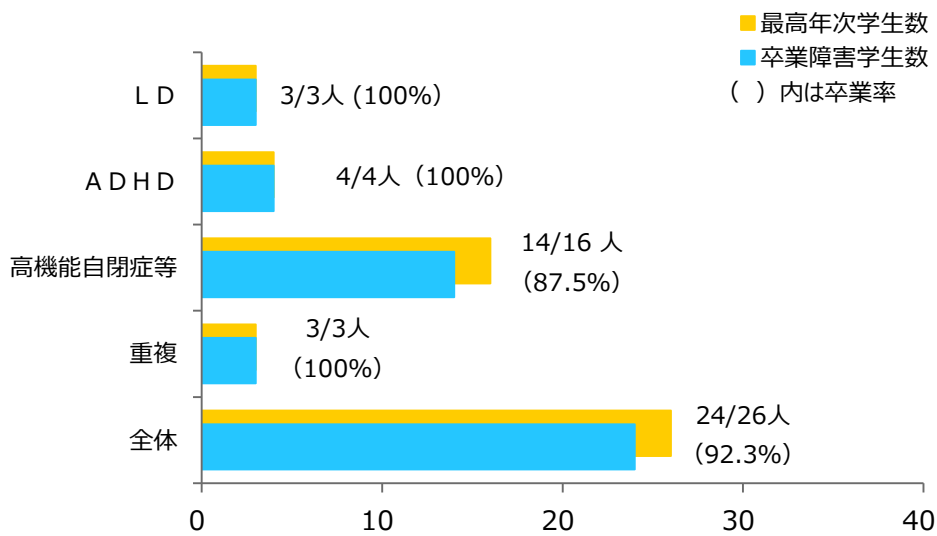


図58 発達障害学生の卒業状況(高等専門学校) 平成24年度卒業

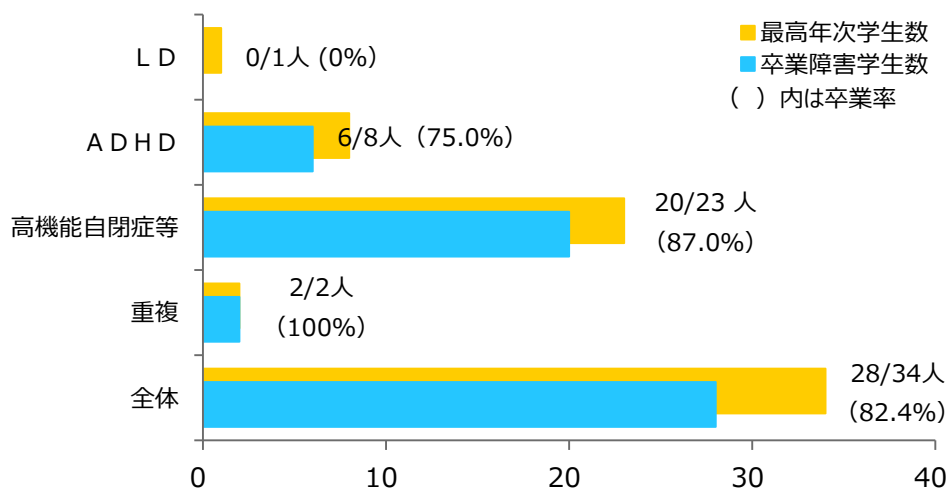


図59 発達障害学生の卒業状況(高等専門学校) 平成25年度卒業

(2) 発達障害学生の進路状況

発達障害学生の心理状況を、平成25年度と平成26年度についてまとめた。就職者が67人から105人と大きく増加しているが、数としては小さい。発達障害学生支援の課題として、自由記述でも卒業後の進路が把握できていない点があげられており、進路について正確に把握することの難しさがうかがえる。

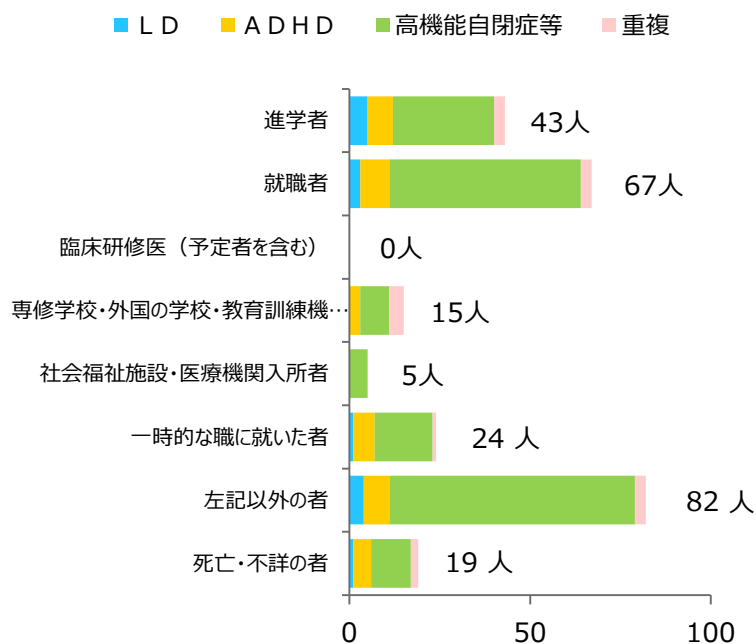


図60 発達障害学生の進路状況 平成24年度卒業

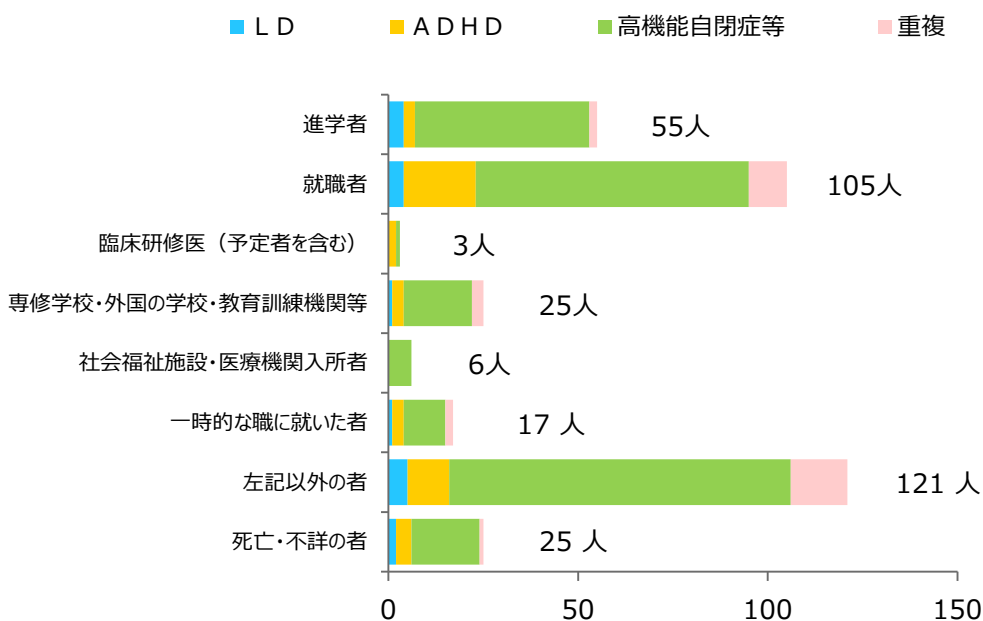


図61 発達障害学生の進路状況 平成25年度卒業

(3) 進路状況の経年推移

卒業率と進路状況の経年推移をまとめた。卒業段階にある発達障害学生数は増加しているが、卒業率は70%台を推移し、平成25年度は70%を切った。就職した学生の数は近年増加したが、左記以外の者(進学でも就職でもないことが明らかな者)も増加しており、最も多くなっている。進学者数も増えている。

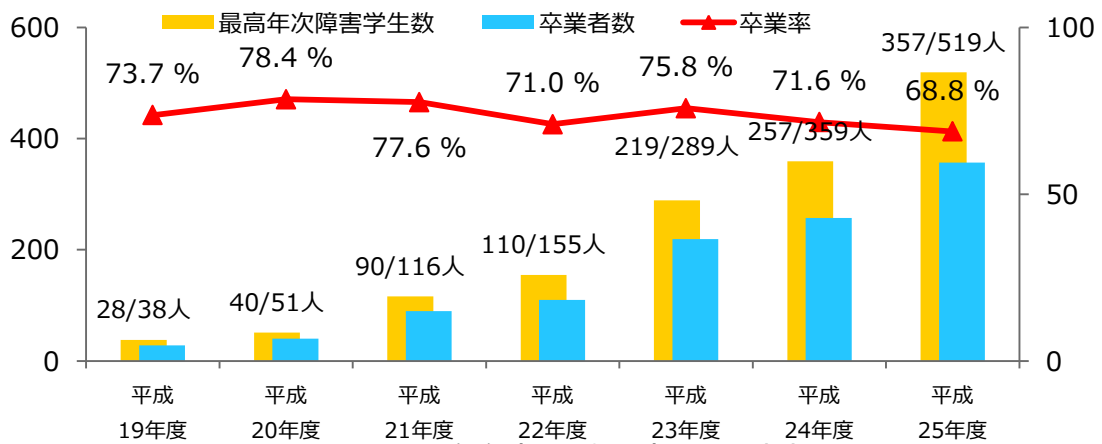


図62 卒業者数の推移 (発達障害 (診断書有))

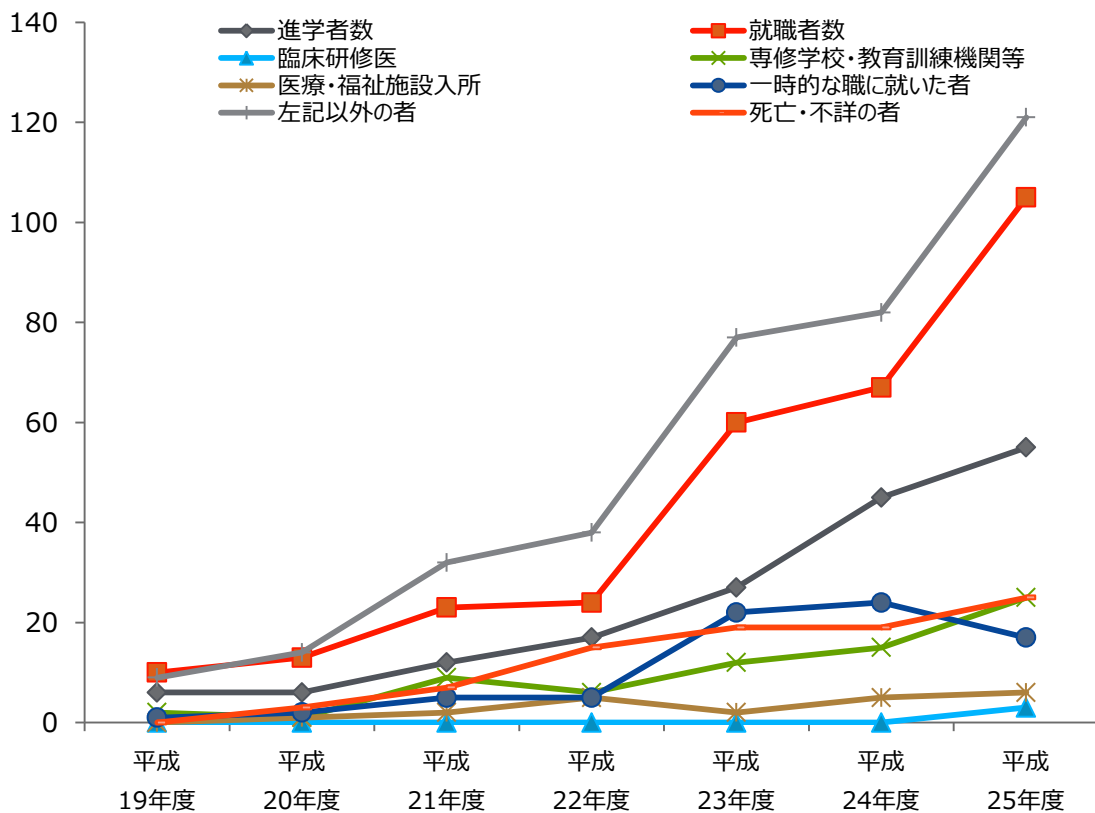


図63 進路別卒業学生数の推移 (発達障害 (診断書有))

6. 発達障害のある学生への支援における課題

ここでは、発達障害のある学生への支援における課題について、実態調査および聞き取り調査の結果からまとめる。実態調査では、発達障害のある学生への支援において各学校が課題と感じているものに、複数選択式で回答を求めた。

(1) 学校種別

最も多くの大学、短大が課題として選択したのは、「学生の修学上の困難が発達障害によるものかどうかの把握」で、「支援体制・部署間連携」がそれに続いた。

「学生の修学上の困難が発達障害によるものかどうかの把握」に関する具体的な内容を聞き取り調査の結果から見ると、「本人に自覚がなく、周りが発達障害と言っている。発達障害という言葉が一人歩きしている面もある。」「診断できる医療機関が少なく診断までに半年～1年かかる場合がある。診断が出るまでどのように支援するのかも課題。」「発達障害と精神障害が重複し、因果関係について考慮が必要で支援が難しい場合がある。」「手帳取得はデリケートな問題で対応が難しい。」などが挙げられた。法律の制定や、障害学生支援の考え方の普及などが進む中、障害があるか無いかで受けられる支援が異なる場面も出てくる。一方、青年期、成人期において発達障害があるかないかの判断は容易ではなく、高等教育段階で診断を受けること自体にもさまざまな課題をはらんでいる。

社会全体として発達障害についての理解が進んでいること、初等中等教育において特別支援教育が充実してきていることなどから、入学段階から障害があつて配慮を要請する学生は増えていくことと思われるが、高等教育という新たな環境で初めて困難に直面する学生もいることから、発達障害が困難の背景にあるのかどうかという点については、今後とも重要な課題として取り組んでいく必要があるだろう。

高専では、「支援体制・部署間連携」、「教員の発達障害のある学生への理解」、「周囲の学生の発達障害のある学生への理解」、「発達障害のある学生の自己理解」、「発達障害のある保護者の理解」、「学生の修学上の困難が発達障害によるものかどうかの把握」をほぼ同数の学校が課題としてあげている。高校のように学級という枠組みがあり、担任教員と学生との距離も近く、寮生活をする学生も多いことから、大学、短大と比べ、周囲の学生や教員の理解が課題としてあがりやすいのであろう。

「支援体制・部署間連携」では、専門的な支援体制を作りにくいことが課題としてあげられている。ある高専では「体制面としては、高校に近い面もあり、教員数も60名程度なので、情報共有が取りやすい面がある」としながらも、「保健管理センター的なものがなく、学生相談室で対応しているが、専任のカウンセラーがいない。専門外の少人数の教職員で対応せざるをえない状況」が支援体制の課題となっている。多くの高専に共通した課題で

あると思われるが、独自に常勤のカウンセラーを配置する例もある。高専において、どう常勤の学生支援スタッフを配置していくかは、共通の課題と言えるだろう。

「教員の発達障害のある学生への理解」も課題としてあげられているが、「学生に対する配慮の状況は教員によって対応差があるため、個々の学生の単位取得にも影響が及んでいる。」「担当教員によって単位認定基準が違う場合もある」など、学生と教員との距離が近いことから、教員による発達障害のある学生についての理解が重要となっている部分もあるだろう。

「学生の修学上の困難が発達障害によるものかどうかの把握」について、ある高専では入学前から診断のある学生に比べ、入学後に学校側が気づくケースで対応が難しいとのことであった。また、「学業についていけず、3年生・4年生の段階で進路変更というケースが多い」ということである。高専では、(一社)日本技術者教育認定機構(JABEE)との関係もあり、障害があるということを示せなければ、配慮も行いにくい。高専の3、4年生までは成人年齢にも達していないことから、診断に関して「保護者」の理解も大きな課題となっていることがうかがえる。

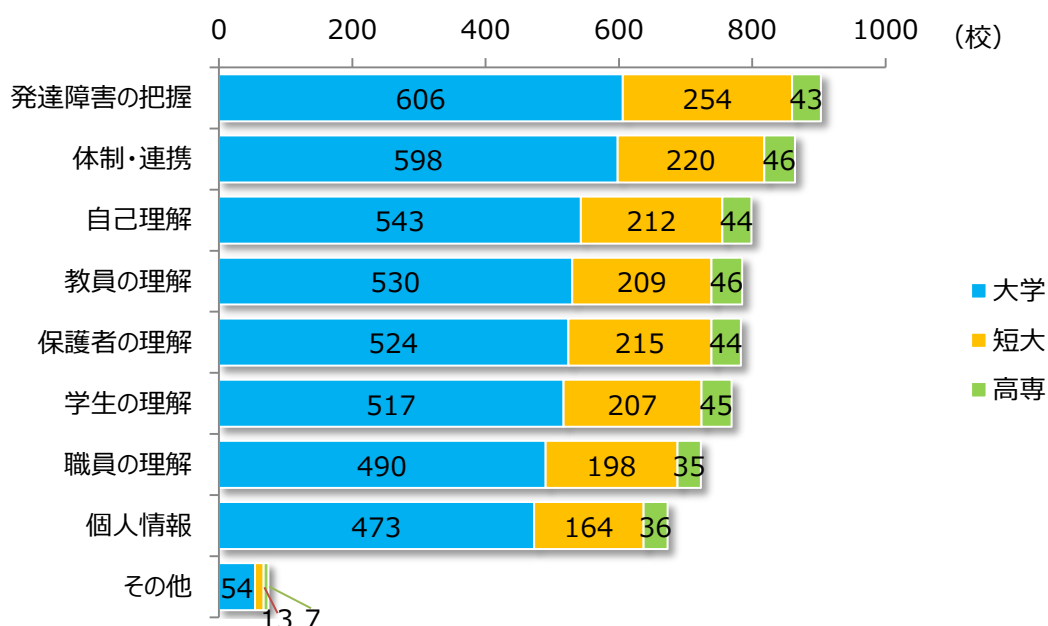


図64 発達障害のある学生への支援における課題

(2) 学校の規模別

10,000以上の大規模校で最も多くの学校が課題としてあげているのは「支援体制・部署間連携」である。この項目が課題として最大となっているのは他に1,000～1,999の小規模校である。大規模校では教職員の数が多く部署間の独立性も強まることから、部署間の連携は課題となりやすいだろう。また、大規模校であっても支援体制のあり方をどうすべきかが課題となっている可能性もある。

一方、一般的に小規模校では教職員が「お互いの顔が見える関係」である場合が多く、部署間の連携よりは限られたリソースの中でどう支援体制を作っていくかが課題となっているのではないだろうか。

さらに規模が小さい999人以下の学校では、いずれも「学生の修学上の困難が発達障害によるものかどうかの把握」がもっとも多く、次いで「支援体制・部署間連携」となっている。学校規模が小さくなってくると、学校生活に困難を感じている学生について、多くの教職員が個人名で把握できるようになってくる。近年、発達障害に関する理解が教職員の間で進みつつあり、学生の抱える困難が発達障害によるものではないかといったとらえ方が広まってきていることがうかがえる。

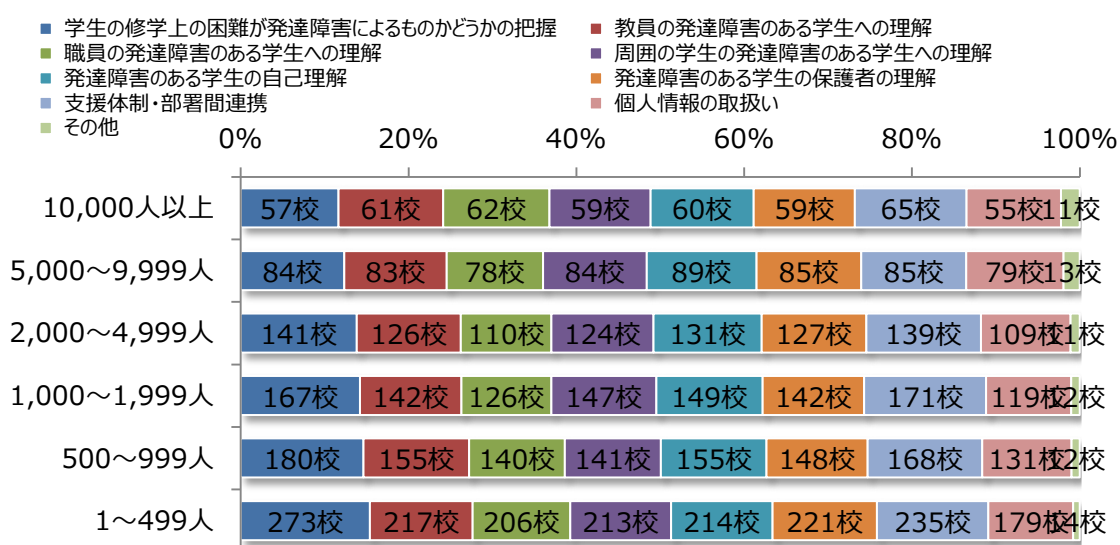


図65 発達障害のある学生への支援における課題(規模別)

(3) その他の課題

その他の自由記述欄における代表的な内容について、以下にまとめた。就職支援に関する記述が多く、他の障害も含めた調査全体の意見・要望欄の就職・キャリア教育支援に関する課題と共通する記述内容が得られた。次いで、具体的な支援方法に関する課題が多くあげられたが、個人の状況には差が大きいがゆえに、支援の内容や範囲をどう考えればよいか苦慮している状況と考えられる。

表 16 その他 74 件のうち代表的な内容

就職・キャリア教育支援	34
適切な進路選択	
就職活動のサポート	
就職先（民間企業、官公庁）の理解	
就職先の開拓確保	
卒後支援	
就労移行支援	
具体的な支援方法について	20
困難を抱えているが、申し出がない学生への支援	
個人差が大きいため、何をどこまで対応すればよいかの判断が難しい	
合理的配慮の考え方	
成績評価	
履修支援	
生活管理支援	
職員の専門性	5
発達障害に対応できる職員の養成	
発達障害専門のコーディネーターの必要性	
専門知識を持つ常勤教職員の必要性	
実習	5
教育実習における配慮	
実習先でのトラブル	
臨床実習での患者とのコミュニケーション	
外部機関連携	3
出身校	
医療機関	
発達障害支援センター	
人材・予算確保	3
その他	
二次障害	
通信教育課程におけるスクーリング授業への対応	
資格取得	

(4) 聞き取り調査であげられた課題：就職

聞き取り調査でも、就職に関する課題が多く出された。適切な進路選択、就職先の開拓・確保に関しては、「障害学生向け求人は単純作業、薄給なものが多く、本人の希望と合わない。」「障害者枠での就職は仕事内容や給与等の条件が合わずマッチングが難しい。」など、障害者手帳を使っても、本人が納得して継続的に仕事をしていけるような就職先を見つけることの難しさがあげられている。こうしたことから、卒業後の状況に対する心配もあげられている。就職が決まらず卒業した学生や早期離職した学生が卒業後に相談に来る場合もある。こうした課題に対し、ある大学では、卒業後の進路を把握するために、学生個々がデータベース(進路支援システム)にアクセスし報告するようになっている。

就職活動のサポートも自由記述であげられている。聞き取り調査では複数の大学から、就職活動と学業の両立の難しさがあげられた。

(5) 聞き取り調査であげられた課題: 実習

自由記述では実習における課題が5件ほどあげられているが、聞き取り調査の対象校において、医療系の病棟実習、福祉施設での実習、教育実習に関する課題は多くあげられていた。具体的な困難事例として、実習先で指示を守らず行動してしまう例や、患者さんとのコミュニケーションがうまくいかない例があげられた。外部実習を伴う学部においては、実習先の確保に苦労している場合もあり、実習の授業でどのように必要な配慮を提供していくかは大きな課題となっている。

7. 発達障害のある学生への支援の実際と工夫: 聞き取り調査から

発達障害のある学生への支援の実際について、聞き取り調査の結果をまとめる。

(1) 支援の要件

発達障害のある学生支援の難しさとして、発達障害の診断はなくても、発達障害のある学生と同様の困難を示す学生が少なくないことがあげられる。調査でも「学生の修学上の困難が発達障害によるものかどうかの把握」が支援の課題として多くあげられていた。診断の有無と支援の関係について、聞き取り調査対象校では以下のような取り組みが見られた。

✚ 私立大学 小規模校(2,000人未満)

診断はないが発達障害が疑われる学生にカウンセラーが対応し、よい結果が出ている。医療機関に繋げる場合もある。

✚ 国立大学 大規模校(5,000人以上)

診断の有無に関係なく、学生が困難を感じている場合はカウンセラーによる面談に導くようにしている。カウンセラーと連携し、簡易検査を実施したり、医療機関に繋げたりする場合もある。大学病院の精神科の先生に兼務教員になってもらっている。大学所在地では、発達障害の診断ができる医療機関は非常に限られており、大学病院でも初診から診断が出るまでに半年～1年かかる場合がある。診断が出るまでどのように支援するのかも課題。

✚ 私立大学短期大学部

学生相談に来た学生には、診断書がある場合は提出してもらっている。ただ何に困っているかは、診断書には書かれていないので、学生本人と話をしてはじめる。

て対応がわかる。支援が必要な場合は学科長から「支援願」を担当教員へ提出して支援方法・内容を指示している。

学生相談は、診断の有無にかかわらず利用可能な学生支援サービスであり、診断の無い学生はまず学生相談を利用する事が支援の入り口となっていることがうかがえる。相談を進める中で、必要に応じて医療機関につなぐというのは現実的対応と言える。

しかし、学生相談を利用していてもすぐに医療機関で診断を受けるという段階に進めるわけではない。診断があることで支援の内容が変わってくる場合もあることから、診断を受けるかどうか、診断が確定するまでの支援のあり方をどうするかについては、やはり課題となっている。

(2) 発達障害学生が学生支援部署につながる経緯

学生が大学生生活に困難を感じていることが明らかであっても、自ら支援を求めてこない場合がある。大学はどのように学生を支援部署につなげることができるだろうか。以下に具体的な対応例を示す。

🌈 国立大学 大規模校(5,000人以上)

教員が障害学生支援室と連携し、学生を支援室につなげるタイミングを考え、教員から相談に行くように勧めたり、教員が同行したりするケースがある。いきなり支援室だと抵抗がある場合、学生相談室を挟んで支援室につなげることもある。

🌈 私立大学 小規模校(2,000人未満)

学生相談室には本人や周りの学生の申し出、教職員からの紹介で来るケースが多い。レポートが書けない等の悩みの原因を一緒に考えるなかで発達障害ではないかと気づく場合もある。

🌈 私立大学 中規模校(2,000~4,999人)

何に困っているか自分で分からない学生については、相談するよう促すところから始める。本人以外からの申し出の場合には、いろいろなところからつながるようにしている。

🌈 私立大学 小規模校(2,000人未満)

本人の自覚がない状況ではカウンセリングを勧めることが難しいので、「学生生活はどう？」など、日常の会話から困難なことを引き出し、相談に繋げられるように努めているが、実際に繋がるのは何か起きてからのことが多い。

診断が無い学生、とりわけ支援が必要であるという意識のない学生を支援につなぐためには、教職員からの声かけから始めるのが自然であり、効果的であろう。障害ということではなく、学修面や生活面から心配しているということを表明すること、なぜうまくいかないのか一緒に考えること、必要に応じてさらに専門的な相談につないでいくことなどが具体的な対応として考えられる。

(3) 周囲の理解

心配な学生がいた場合、それに気づいて教職員や学生が相談につなげることができるようになるために、教職員や他の学生が障害について理解していることも重要である。また、周囲に理解者が多ければ、それだけでも特別な対応の必要性が減る場合もあるだろう。周囲の理解に関する取り組みについて、以下に示す。

✚ 私立大学 大規模校(5,000人以上)

研修会を教員向けに実施している。教員からの相談も増えている。

✚ 私立大学短期大学部

発達障害者支援センターから講師を招いて、セミナーのようなかたちで教職員向けに研修を実施した。

✚ 国立大学 大規模校(5,000人以上)

研究室の同級生など、本人が関わる機会の多い一部の人に対して、障害のことを開示して、理解を得ながら研究活動に取り組んだケースがある。

教職員の理解を深めるために研修会を開催することは有効である。それをきっかけに、教職員が心配な学生について情報交換するきっかけにもなる。

障害がある学生では、周囲にそれを開示することで、研究室での活動がやりやすくなる場合がある。研究室で長時間研究に取り組むような専攻では、同じ研究室に所属する学生と過ごす時間も長くなる。人間関係のトラブルを生じにくくすると共に、日常的にさりげない支援が受けられる可能性も高くなる。

(4) 具体的な支援の工夫

授業内外での具体的な支援の工夫についてまとめる。

✚ 私立大学 小規模校(2,000人未満)

グループワークの有無などの授業形態をシラバスに入れることにした。

✚ 国立大学 大規模校(5,000人以上)

レポートの人前での発表や、アクティブラーニングなどで問題が発生する場合があるが、授業の達成目標を明確にすることで、配慮のあり方が考えられるようになる。

大学は授業形態が多様であり、評価の方法もさまざまである。それらを事前に詳しく情報として公開していれば、配慮が必要かどうかを事前に検討することができるし、選択肢が一つの必修科目でなければ、苦手なタイプの授業を避けることもできる。また、授業の学生が修得すべき事は何なのかを明確にしておくことは、配慮内容の検討において、変更可能なこととそうでないことを判断する上でも重要である。

✚ 私立大学 大規模校(5,000人以上)

これまでにアスペルガー障害のある学生の支援を行なったときは、カウンセラーと連携を取りながら、スケジュール管理を行なった。掲示板やメールによる休講や

提出物期限の確認が自発的にできないことに対し、事務職員と一緒に掲示板を見て、スケジュール帳に書き込むことで対処した。

自己管理が課題となる学生は少なくないが、最初は丁寧に対応することで、やり方を学べる場合もある。

✚ 私立大学 小規模校(2,000人未満)

学外でのフィールドワーク実習では、授業担当教員が事前にフィールドワーク先に連れて行き、不安を軽減させる。

学外での実習では、いつもと異なる環境での活動となる。事前に活動場所を確認することは、不安低減に効果的である。

(5) 学内外の連携

障害のある学生の支援は、支援者と学生の1対1で完結するものではなく、学内の複数の関係者の連携が効果的な支援を展開する上で重要になってくる。さらに、学外にも関係者は広がっていく。

✚ 私立大学 大規模校(5,000人以上)

今までは各部署バラバラに支援していたが、コーディネーターが入ったことによって本人の承諾を得たうえで情報が共有できるようになった。

✚ 私立大学短期大学部

学生相談室連絡会(カウンセラー、教員、保健室、学生相談室の職員で構成)を年4回開催し、発達障害学生の対応をここで話し合っている。ここだけでなく個別の担当教員と話し合いを持つこともある。

✚ 私立大学 中規模校(2,000~4,999人)

支援機関、出身校との連携もある。高校の先生と一緒に大学に面談に来るケースもあった(記録がしっかりある場合も)。教員と一緒に出身校に出向いたこともある。支援部署が高校までの担任のような機能を果たしている側面もある。窓口が設置されているメリットといえる。

✚ 私立大学 大規模校(5,000人以上)

医者との連携について、学校医として意見をうかがうといったことも行っている。

✚ 私立大学 小規模校(2,000人未満)

カウンセラーと連携して対応したが、それにも限界があったため、ゼミ教員が病院に連絡した。ゼミ教員が保護者の代わりに同伴して病院にかかり、症状説明のサポートや投薬治療について一緒に説明を受けた。

✚ 私立大学 小規模校(2,000人未満)

試験前には単位取得可能かどうか不安になり、パニックになったことがあ

り、学生相談室と相談しながら対応した。状況に応じて、保護者に迎えに来てもらうこともあった。

学内連携においては、コーディネーター役を誰が担うかを検討する必要があるだろう。特に、専任のコーディネーターを配置できない場合、業務量も考えながら、学内の関係者をよくわかっている教職員がコーディネーター役を担うことが期待される。

また、学外連携においては、保護者の協力も得て出身校と情報共有できると、中学、高校から高専、短大、大学へとスムーズな移行が実現するだろう。

(6) 就職支援

就職支援は発達障害学生支援における課題の自由記述で最も多くあげられたテーマである。就職は学内で完結する話ではないが、大学としてどのようなことができるだろうか。

✚ 私立大学 大規模校(5,000人以上)

障害者枠での就職を希望しないが就職について困り感のある学生の支援については学生支援センターで行なう。

✚ 私立大学 大規模校(5,000人以上)

就職支援に関しては、就職活動と卒論作成が同時にできないという問題があることがあり、プレワーククラスというのを設けて（卒業の要取得単位をあえて残して大学に留まる）学内でアルバイトの体験や、学外の就労支援施設を見て回る等のことを行なっている。

✚ 私立大学 大規模校(5,000人以上)

インターンシップについては、大学と提携している社会福祉法人における課外実習等を行っている。就職について自覚がなくアルバイト等の経験もない学生に、働く実感をもってもらおう成功体験としてのインターンシップを勧めることも行なっている。

✚ 私立大学 大規模校(5,000人以上)

キャリア開発の授業も行なわれているが、そこでハッパをかけられすぎて学生が落ち込む例もある。

✚ 私立大学 大規模校(5,000人以上)

キャリア開発課に障害学生の進路関係の担当がいる。キャリア開発課では就職に関するガイダンスやセミナーを開催、また障害者枠での雇用や就労支援機関の利用につなげる業務を行なっている。

✚ 私立大学 中規模校(2,000~4,999人)

就職が決まらない発達障害のある学生に対して、外部の支援機関につなげること、若者サポートステーションの情報を提供すること等を行なっている。

就職準備のための授業・ワークショップを通して、少しずつ準備状態を作っていくことや、アルバイトやインターンシップなどの就労体験を学生時代に経験することは、就職に向けて重要なステップとなるだろう。障害者枠での雇用については、大学内に専門知識を持った教職員がいない場合、学外の専門機関の活用も有効である。診断がない学生や、診断があっても一般就労を目指す学生が利用可能な施設や制度など、支援関係のスタッフは調べておく必要もあるだろう。

第4章 障害学生支援の経年推移

1. 障害学生数と在籍率

平成26年度における全国の大学、短期大学、高等専門学校に在籍する全体の学生数は3,189,744人で平成18年度以降ほぼ横ばいである。一方、障害学生数は14,127人で平成18年度以降増え続けており、8年間でおよそ3倍となっている。

以下、障害学生数や障害学生在籍率等の経年推移を、(1)大学・短期大学・高等専門学校全体、(2)学校種別、(3)学校種別・課程別、(4)学校種別・学科別に紹介する。

(1) 大学・短期大学・高等専門学校全体

1) 障害学生数・障害学生在籍率

平成26年度の障害学生数は14,127人で、平成18年度(4,937人)より9,190人増加している。全体の学生数に対する障害学生在籍率は0.44%で、昨年度(0.42%)より0.02ポイント、平成18年度(0.16%)からは0.28ポイント増加している。

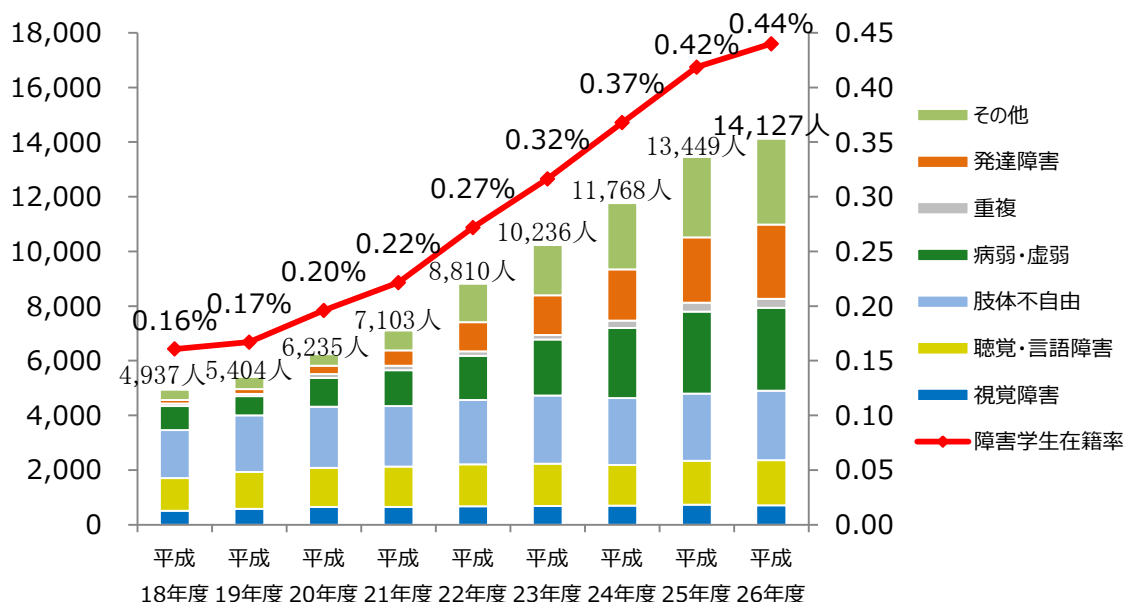


図66 障害学生数と障害学生在籍率の推移

障害種別の内訳をしてみると、最も多い障害種は「その他」3,144人で、次いで「病弱・虚弱」3,037人、「発達障害」2,722人となっている。障害学生数は、平成18年度以降すべての障害種で増え続けているが、中でも「その他」「発達障害」「病弱・虚弱」の

障害学生数の増加が顕著である。「その他」は平成18年度より2,765人増、「発達障害」は2,595人増、「病弱・虚弱」は2,160人増となっている。「その他」の内訳を見ると、その89.9%にあたる2,826人が「精神疾患・精神障害」で、公表を開始した平成24年度が1,941人、平成25年度は2,637人、平成26年度には2,826人となっている。「発達障害」の中では、「高機能自閉症等」と「ADHD」の増加が目立っている。「高機能自閉症等」は1,956人で平成19年度より1,823人増、「ADHD」は363人で平成19年度より337人増となっている。

2) 支援障害学生数・支援障害学生在籍率

平成26年度における支援障害学生数は7,482人で、これは全障害学生数の53.0%にあたり、平成18年度(2,256人)より5,226人増加している。また、全学生数に

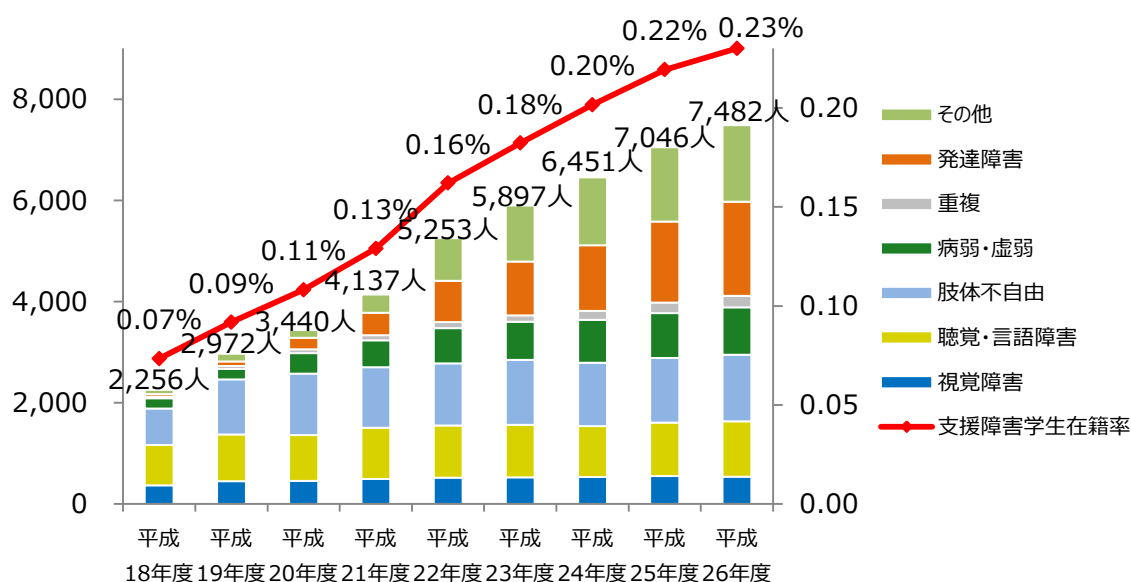


図67 支援障害学生数と支援障害学生在籍率の推移

対する在籍率は0.23%で、平成18年度(0.07%)より0.16ポイントの増加が見られる。障害種別の内訳に注目すると、「発達障害」「その他」「病弱・虚弱」において顕著な増加が見られる。

このように支援障害学生数・支援障害学生在籍率においても、障害学生数・障害学生在籍率と同様の増加傾向が見られる。昨年度の分析においても触れたが、障害学生が増え続けている実情に応じて各大学等が支援の提供に取り組み、その結果、支援を受ける障害学生も増加してきている傾向は、今年度分析においても裏付けられたと言える。

(2) 学校種別

1) 大学

平成 26 年度、大学に在籍する障害学生は 13,045 人で平成 18 年度(4,390 人)より 8,655 人増加している。障害学生在籍率も 0.44%と平成 18 年度(0.16%)より 0.28 ポイント増加している。

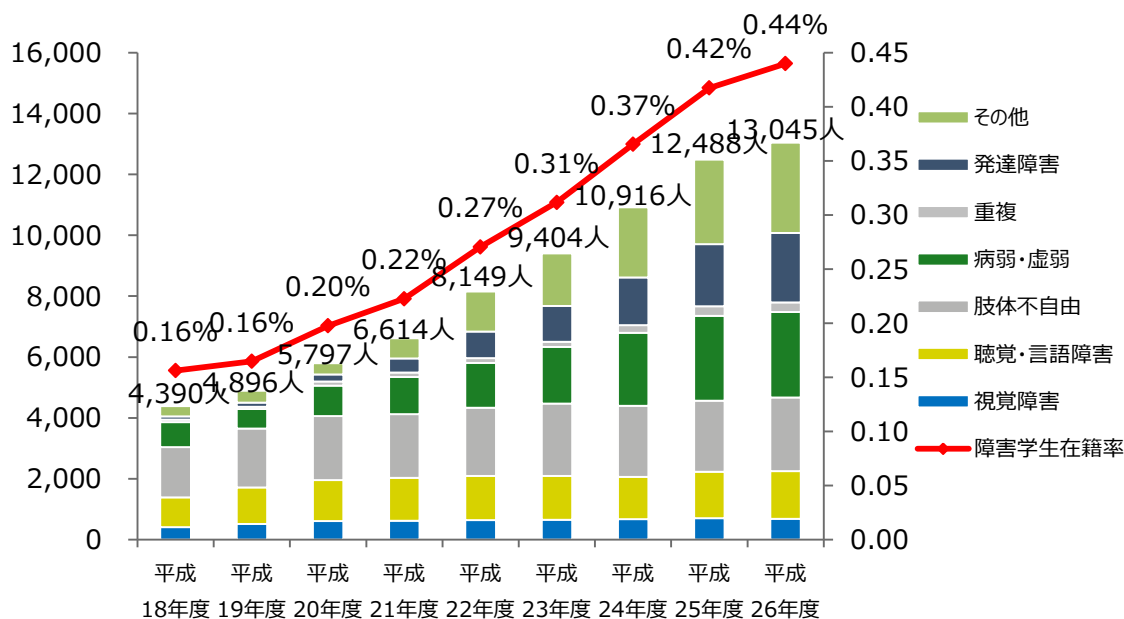


図68 障害学生数と障害学生在籍率の推移 (大学)

平成 26 年度調査によると、大学において障害学生数が最も多い障害種は、「その他」(2,969 人)、次いで「病弱・虚弱」(2,809 人)、「肢体不自由」(2,413 人)の順である。また、平成 18 年度からの障害学生数の経年推移については、全障害種とも増え続けており、中でも「その他」(2,630 人増)、「発達障害」(2,174 人増)、「病弱・虚弱」(1,991 人増)の増加は顕著である。さらに、その内訳を見ると、「その他」のうち「精神疾患・精神障害」(2,690 人)の増加が目立つ(前年度比:168 人増)。「発達障害」の中では「高機能自閉症等」(1,674 人)と「ADHD」(278 人)の増加が目立っている(前年度比:「高機能自閉症等」133 人増、「ADHD」42 人増)。

2) 短期大学

平成 26 年度、短期大学に在籍する障害学生は 535 人で平成 18 年度(479 人)より 56 人増加している。障害学生在籍率も 0.34%と平成 18 年度(0.23%)より 0.11 ポイント増加している(昨年度分析でも指摘したが、平成 18 年度から平成 20 年度にかけて障害学生数・障害学生在籍率の減少が見られるのは、「視覚障害」「聴覚・言語障害」の

学生が多く在籍する筑波技術短期大学が筑波技術大学へ改組された影響が大きいと考えられる)。

平成 26 年度調査によると、短期大学において障害学生数が最も多い障害種は、「病弱・虚弱」(165 人)、次いで「その他」(113 人)、「肢体不自由」(93 人)の順である。平成 18 年度から平成 26 年度にかけては、特に「病弱・虚弱」(116 人増)、「発達障害」(91 人増)、「その他」(77 人増)の増加が顕著である。「その他」の内訳を見ると、平成 24 年度(83 人)から 25 年度(97 人)にかけて増加がみられた「精神疾患・精神障害」は、平成 26 年度には 89 人で前年度より 8 人減となっている。「発達障害」の中では、「高機能自閉症等」(61 人)と「ADHD」(14 人)の増加が見られる(「高機能自閉症等」は平成 19 年度より 57 人増、「ADHD」は平成 19 年度には 0 人だったものが 14 人となった)。

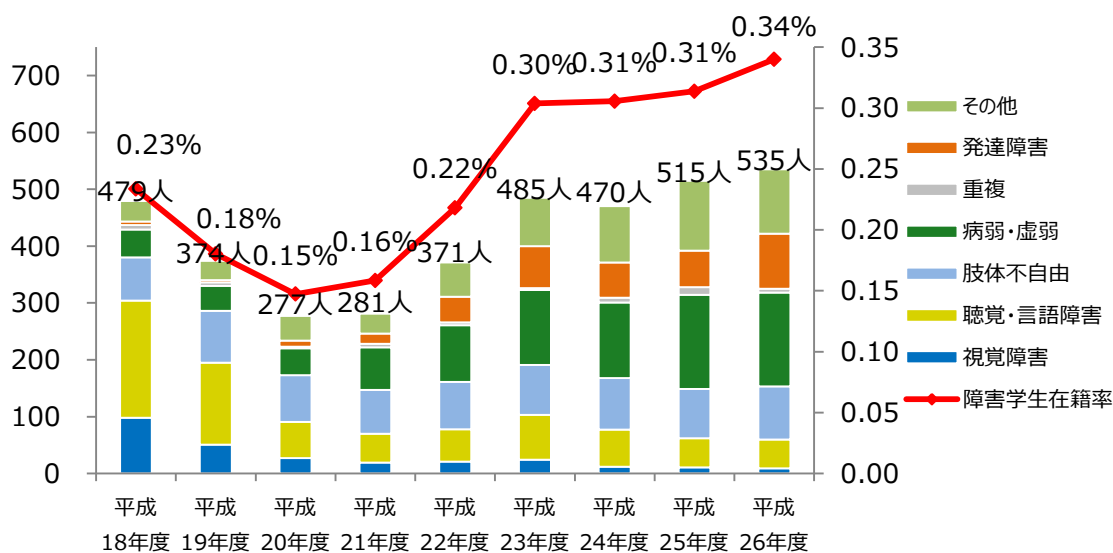


図69 障害学生数と障害学生在籍率の推移 (短期大学)

3) 高等専門学校

平成 26 年度、高等専門学校に在籍する障害学生は 547 人で平成 18 年度(68 人)より 479 人増加している。障害学生在籍率も 0.95%と平成 18 年度の 0.12%より 0.83 ポイント増加している。

平成 26 年度調査によると、高等専門学校において障害学生数が最も多い障害種は、「発達障害」(343 人)、次いで「病弱・虚弱」(63 人)、「その他」(62 人)の順である。平成 18 年度から平成 26 年度にかけて「発達障害」(330 人増)の増加が目立ち、その内訳に注目すると、「高機能自閉症等」(221 人)と「ADHD」(71 人)の増加が顕著である(平成 19 年度より「高機能自閉症等」195 人増、「ADHD」66 人増)。

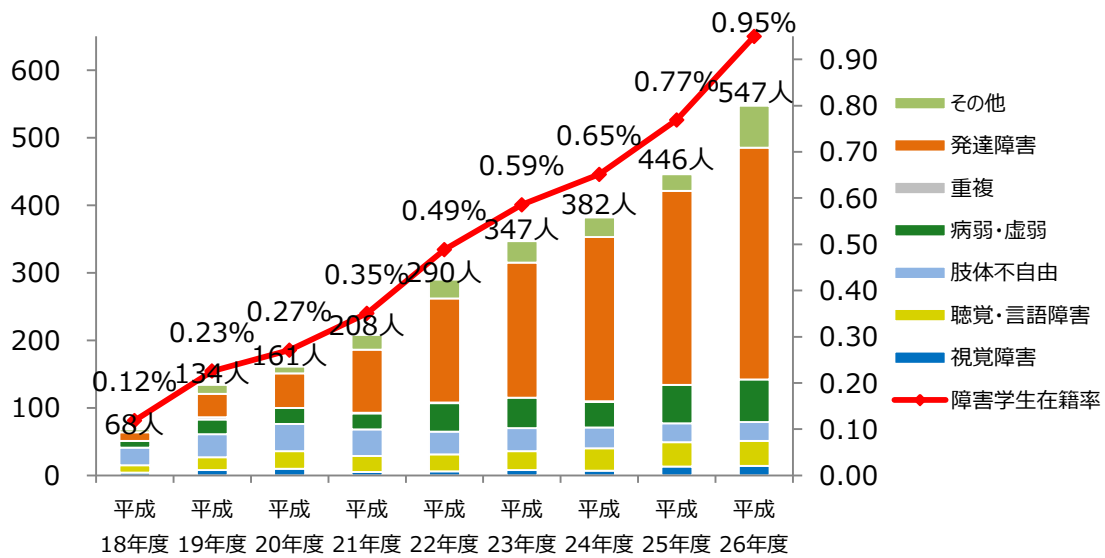


図70 障害学生数と障害学生在籍率の推移（高等専門学校）

(3) 学校種別・課程別

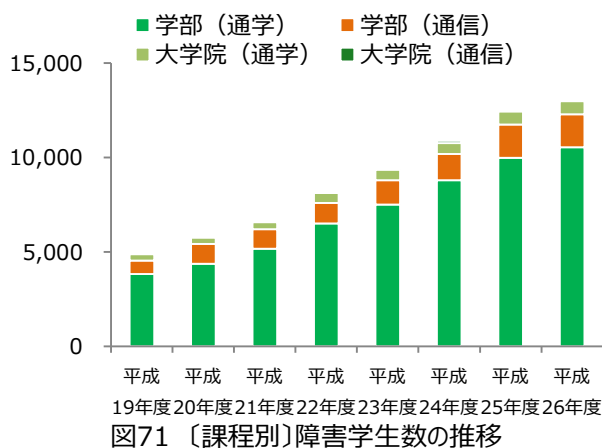


図71 〔課程別〕障害学生数の推移

(大学)

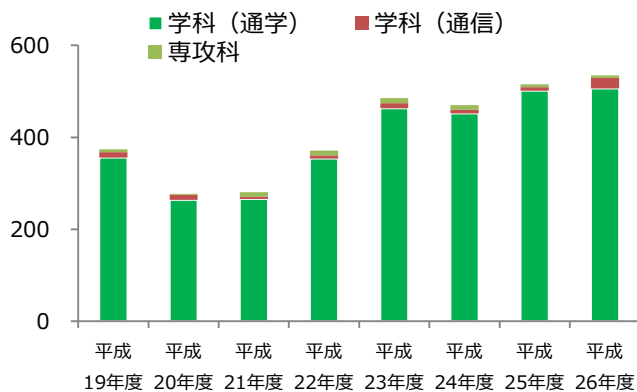


図72 〔課程別〕障害学生数の推移

(短期大学)

平成26年度における大学の課程別障害学生数は、学部(通学課程)が10,546人と最も多く、次いで多いのは学部(通信教育課程)の1,740人である。一方、障害学生在籍率は大学院(通信教育課程)が1.09%と最も高く、次いで学部(通信教育課程)の1.03%となっている。このことから、障害学生数は全体の学生数と比例して学部(通学課程)が多いものの、割合としては通信制の課程に通う傾向が強いことが分かる。これに対し短期大学の課程別障害学生数、障害学生在籍率ともに学部(通学課程)が最も多く、障害学生数506人、在籍率0.39%となっている。このことから、短期大学においては通学制の課程に通う障害学生が多いことが分かる。高等専門学校には通信教育課程はなく課程別には本科と専攻

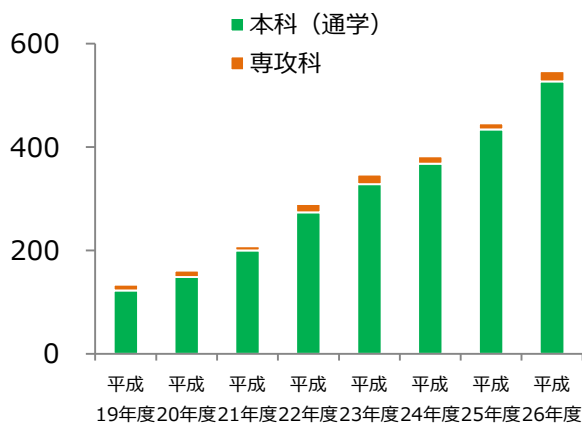


図73 〔課程別〕障害学生数の推移

(高等専門学校)

科のみとなるため、全体の学生数の多い本科が障害学生数(527人)、在籍率(0.97%)と多くを占めている。

平成19年度から平成26年度までの課程別障害学生数の経年変化について見ると、大学では全課程で増加しており、特に、学部(通学課程)が6,717人増と最も増加している。一方、障害学生在籍率で見ると大学院(通信教育課程)が0.7ポイント増、学部(通信教育課程)0.66ポイント増と通信教育課程の増加が目立っている。短期大学では障害学

生数、障害学生在籍率ともに学科(通学課程)が最も増えている(150人増、0.19ポイント増)。高等専門学校では障害学生数、障害学生在籍率ともに本科が最も増えている(404人増、0.75ポイント増)。

(4) 学校種別・学科(専攻)別

大学における障害学生数を学科(専攻)別にみると、平成26年度調査では「社会科学」(3,540人)や「人文科学」(2,912人)に障害学生が多く在籍している。障害種の内訳をしてみると、「社会科学」には「肢体不自由」(822人)と「その他」(814人)が多く、「肢体不自由」の中では特に「上下肢機能障害」(294人)と「下肢機能障害」(284人)が多い。「人文科学」には「その他」(860人)と「病弱・虚弱」(587人)が多く、「その他」の中では「精神疾患・精神障害」(771人)が多い。一方、障害学生在籍率について見ると「芸術」(0.84%)、「人文科学」(0.75%)、「教育」(0.65%)が高い。

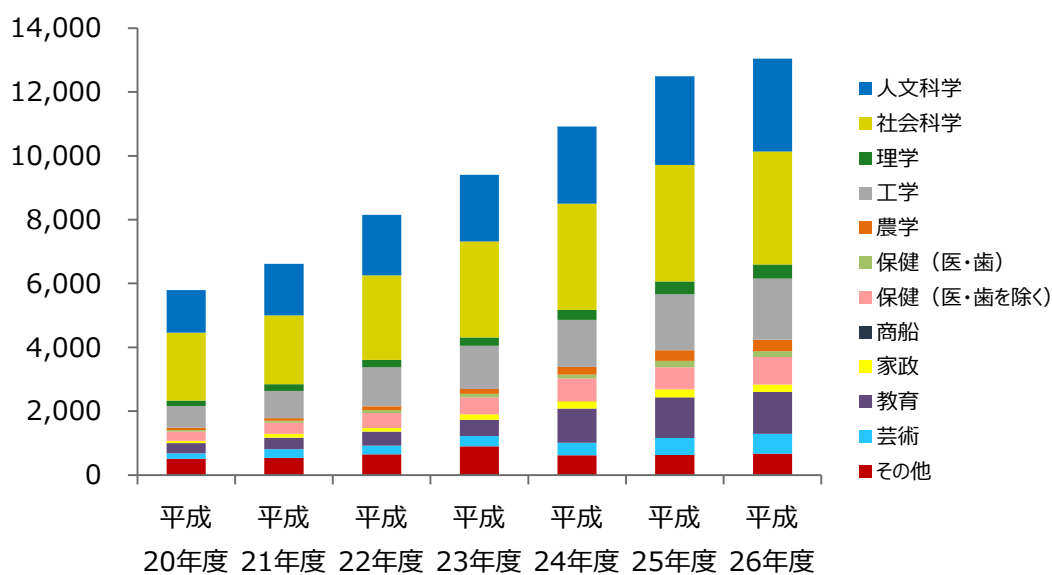


図74 [学科(専攻)別]障害学生数の推移(大学)

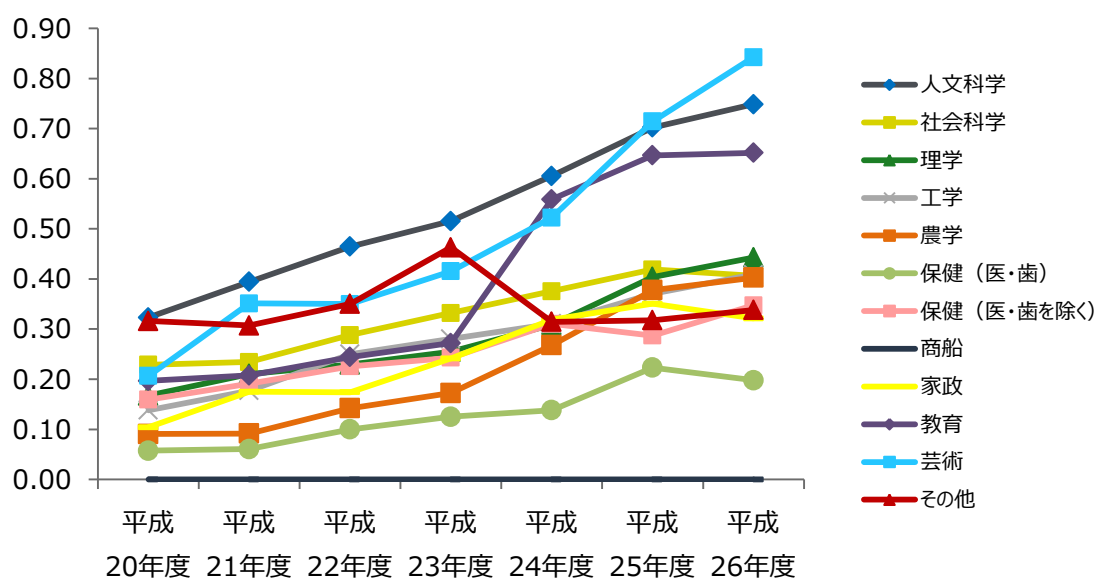


図75 [学科(専攻)別]障害学生在籍率の推移(大学)

短期大学では「教育」(112人)、「家政」(104人)の学科に障害学生が多く在籍している。障害種の内訳では「教育」には「病弱・虚弱」(61人)と「その他」(17人)の障害学生が多く、「その他」の中では「精神疾患・精神障害」(11人)が多い。「家政」にも「病弱・虚弱」(31人)と「その他」(27人)が多く、「その他」の中では「精神疾患・精神障害」(23人)が多い。一方、障害学生在籍率は「人文」(0.84%)、「社会」(0.71%)、「芸術」(0.69%)が高い。

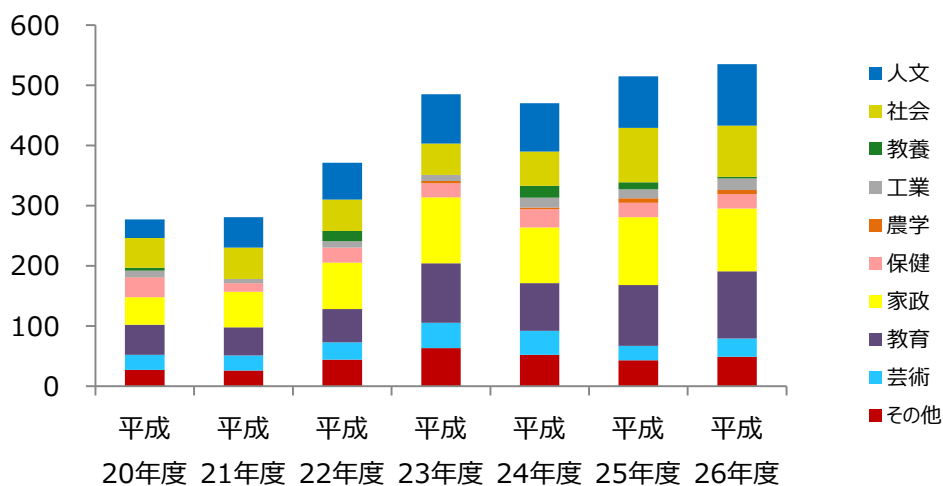


図76 〔学科(専攻)別〕障害学生数の推移(短期大学)

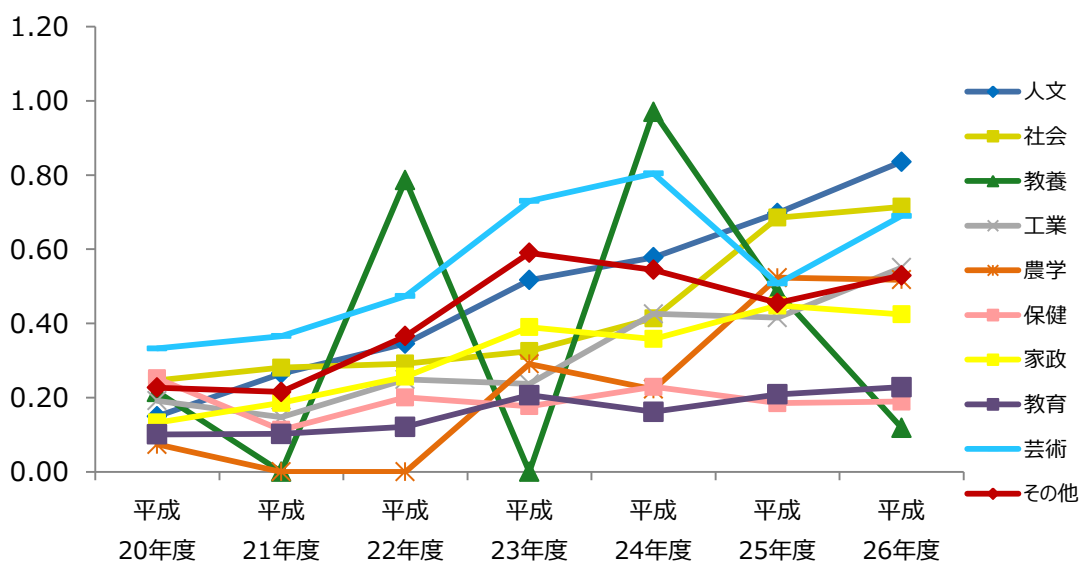


図77 〔学科(専攻)別〕障害学生在籍率の推移(短期大学)

高等専門学校では学科(専攻)別学生数の大半を「工業」が占めるため、障害学生の在籍も「工業」(538人)が多い。「工業」に在籍する障害学生の内訳を見ると「発達障害」(338人)と「病弱・虚弱」(63人)が多く、「発達障害」では「高機能自閉症等」(220人)が多い。また、障害学生在籍率も「工業」(1.02%)が最も高い。

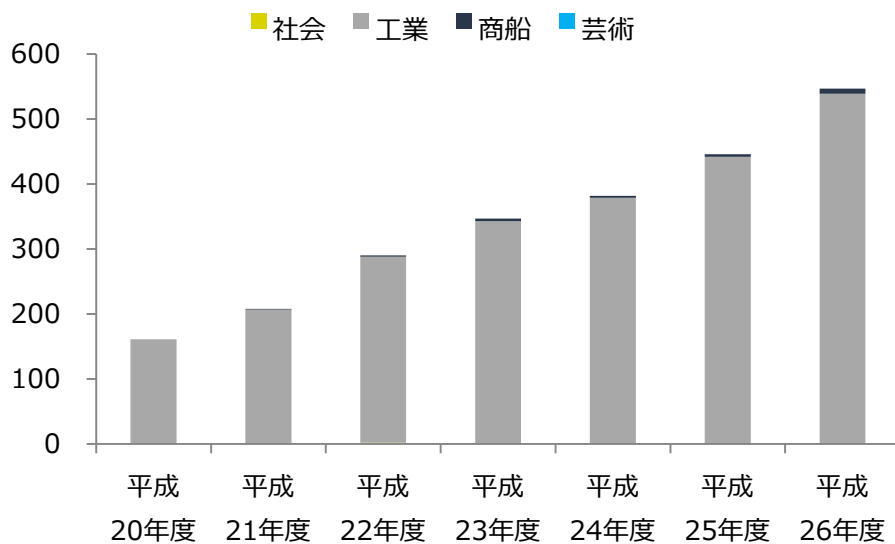


図78 [学科(専攻)別]障害学生数の推移 (高等専門学校)

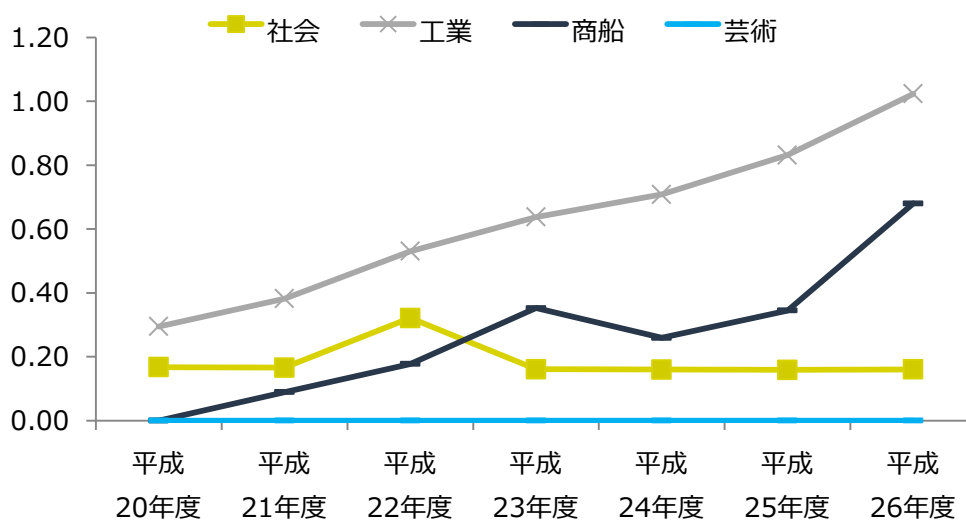


図79 [学科(専攻)別]障害学生在籍率の推移 (高等専門学校)

次に、学科(専攻)別障害学生数の経年変化を平成20年度から平成26年度で見ると、大学では「人文科学」(1,573人増)と「社会科学」(1,416人増)の増加が目立つ。障害種の内訳を見ると、「社会科学」では「その他」(693人増)、「発達障害」(470人増)、「病弱・虚弱」(340人増)増加、「人文科学」でも「その他」(706人増)、「発達障害」(505人増)、「病弱・虚弱」(321人増)が増加している。また在籍率の経年変化について見ると「芸術」「教育」が高い。「芸術」においては、平成20年度が0.21%であったのに対し平成26年度は0.84%であり0.64ポイント増加しており、特に「その他」(201人

増)と「発達障害」(112人増)の増加が目立っている。「教育」においては、平成20年度が0.20%であったのに対し平成26年度は0.65%であり0.45ポイント増加しており、中でも「病弱・虚弱」(262人増)と「肢体不自由」(261人増)の増加が目立っている。

短期大学においては「人文」(71人増)と「教育」(62人増)の障害学生数が増加している。「人文」では「その他」(22人増)と「病弱・虚弱」(22人増)が増加しており、「教育」では「病弱・虚弱」(45人増)が増加している。また在籍率も「人文」が高い。平成20年度が0.15%であったのに対し平成26年度は0.84%であり0.69ポイント増加している。

高等専門学校では学生数の大半を占める「工業」(378人増)の障害学生数が増加しており、そのうち「発達障害」(287人増)の増加が顕著である。また在籍率も「工業」が高い。平成20年度が0.30%であったのに対し平成26年度は1.02%であり、0.73ポイント増加している。

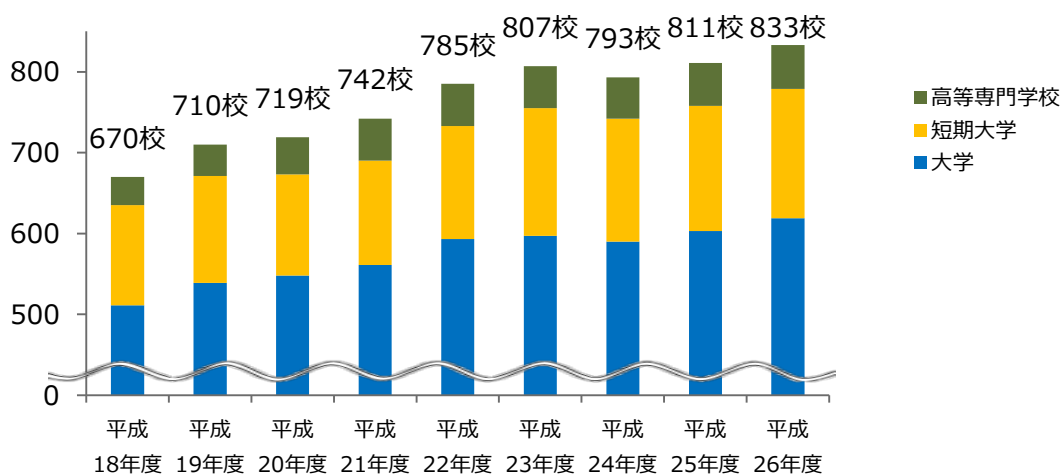


図80 障害学生在籍学校数の推移

2. 障害学生在籍学校数

障害学生在籍学校数及び全学校数に対する障害学生在籍学校数の割合(以下、障害学生在籍学校率)は、障害学生数、障害学生在籍率の増加と同様に平成26年度まで増え続けている。

以下、障害学生在籍学校数、障害学生在籍学校率について、(1)大学・短期大学・高等専門学校全体、(2)学校種別に紹介する。

(1)大学・短期大学・高等専門学校全体

平成26年度、全国の大学、短期大学、高等専門学校のうち障害学生が在籍する学校は833校で、平成18年度(670校)より163校増加している。障害学生在籍学校率は70.3%で平成18年度(57.4%)より12.9ポイント増加している。障害学生在籍学校数、障害学生在籍学校率ともに平成18年度以降増加傾向にある。障害学生在籍学

校の詳細を見ると、平成 20 年度以降「発達障害」(338 校増)や「その他」(318 校増)の増加が目立っている。

障害学生在籍学校数、障害学生在籍学校率の増加と同様に、支援障害学生在籍校数、全学校数に対する支援障害学生在籍学校数の割合(以下、支援障害学生在籍学校率と記述)も増加している。支援障害学生在籍学校数は平成 26 年度は 700 校であり、平成 18 年度(468 校)より 232 校増加している。支援障害学生在籍学校率も平成 26 年度は 59.1%であり平成 18 年度(40.1%)より 19.0 ポイント増加している。特に平成 20 年度以降、「発達障害」(268 校増)と「その他」(242 校増)の増加が目立っている。

(2) 学校種別

1) 大学

大学における障害学生在籍学校数及び障害学生在籍学校率は、平成 18 年度が 511 校(72.7%)であったのに対し平成 26 年度は 619 校(79.4%)であり 108 校(6.7 ポイント)増加している。特に平成 20 年度以降「発達障害」(271 校増)と「その他」(263 校増)の増加が目立っている。

2) 短期大学

短期大学における障害学生在籍学校数及び障害学生在籍学校率は、平成 18 年度が 124 校(30.8%)であったのに対し平成 26 年度が 160 校(46.0%)であり 36 校(15.2 ポイント)増加している。特に平成 20 年度以降「発達障害」(46 校増)と「その他」(39 校増)の増加が目立っている。

3) 高等専門学校

高等専門学校における障害学生在籍学校数及び障害学生在籍学校率は、平成 18 年度が 35 校(56.5%)であったのに対し平成 26 年度が 54 校(94.7%)であり 19 校(38.2 ポイント)増加している。特に平成 20 年度以降「発達障害」(21 校増)の増加が目立っている。

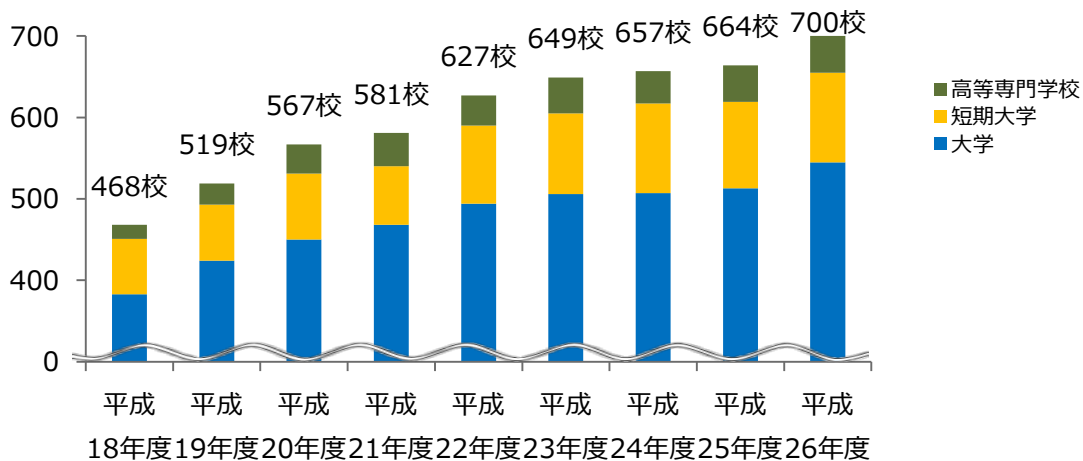


図81 支援障害学生在籍学校数の推移

平成26年度の障害学生在籍学校率を見ると、高等専門学校のほとんど(94.7%)に障害学生が在籍している一方、短期大学は46.0%に留まり半数に至っていない。

3. 障害学生支援に関する体制等

障害学生支援に関する体制等についての調査は、平成19年度に初めて行ない、5年後の平成24年度からは毎年実施している。

以下、障害学生支援に関する体制等について、(1)障害学生支援に関する委員会等の設置状況、(2)障害学生支援担当部署・機関の設置状況、(3)障害学生支援に関する規程等の整備状況、(4)障害学生支援担当者の配置状況により紹介する。

(1) 障害学生支援に関する委員会等の設置状況

平成26年度において障害学生支援に関して組織的な対応をしている学校(専門委員会を設置している学校または他の委員会が対応している学校)は889校で全体の学校数に占める割合は75.0%。平成19年度(70.0%)より5ポイント増加しており、平成24年度以降増加傾向となっている。

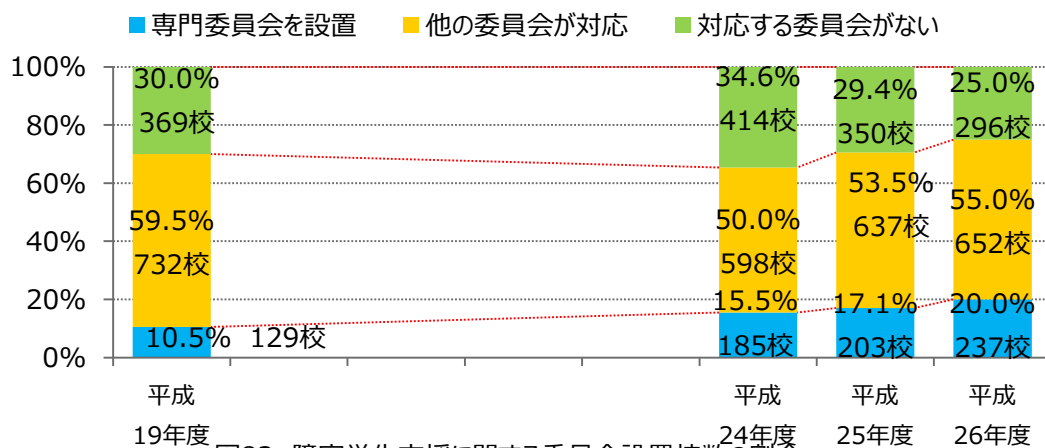


図82 障害学生支援に関する委員会設置校数の割合

内訳をみると、専門委員会設置校は237校で平成19年度(129校)より108校増加している。全体の学校数に占める割合は20.0%で平成19年度(10.5%)より9.5ポイント増えている。一方、対応する委員会がない学校は296校で平成19年度(369校)より73校減少しており、全体の学校数に占める割合(25.0%)は平成19年度(30.0%)より5ポイント減少している。

(2)障害学生支援担当部署・機関の設置状況

平成26年度において障害学生支援を担当する部署がある学校(支援担当部署・機関を設置している学校または他の部署・機関が対応している学校)は1,048校で、全体の学校数に占める割合は88.4%。平成19年度(84.7%)より3.7ポイント増加している。

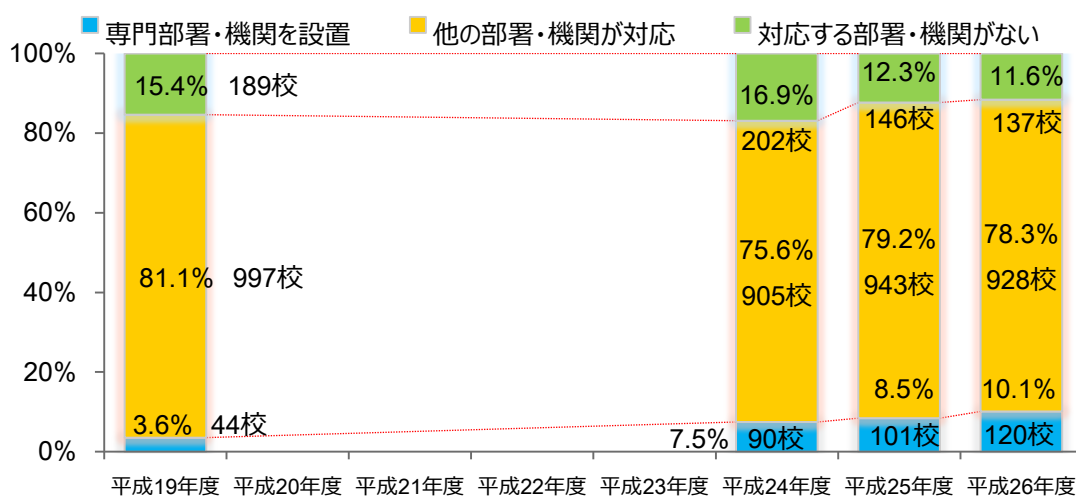


図83 障害学生支援担当部署・機関設置状況の推移

内訳をみると、平成26年度、専門部署・機関を設置している学校は120校で平成19年度(44校)より76校増加している。全体の学校数に占める割合は10.1%で、平成19年度から平成24年度の5年間では3.9ポイント増(年平均0.78ポイント)だったものが平成24年度から平成26年度の2年間では2.6ポイント増(年平均1.3ポイント)と、その増加傾向は加速していると言える。一方、他の部署・機関が対応している学校の割合は78.3%で依然として全体の学校数の大半を占めてはいるが、平成19年度(81.1%)より2.8ポイント減少しており、対応する部署・機関がない学校の減少とともに、専門部署・機関を設置する学校の増加傾向を裏付けている。

(3) 障害学生支援に関する規程等の整備状況

平成 26 年度において障害学生支援に関する規程等が整備されている学校は 218 校で全体の 18.4%となっており、平成 19 年度(97 校、7.9%)より 121 校、10.5 ポイント増加しており、平成 19 年度以降増加傾向である。

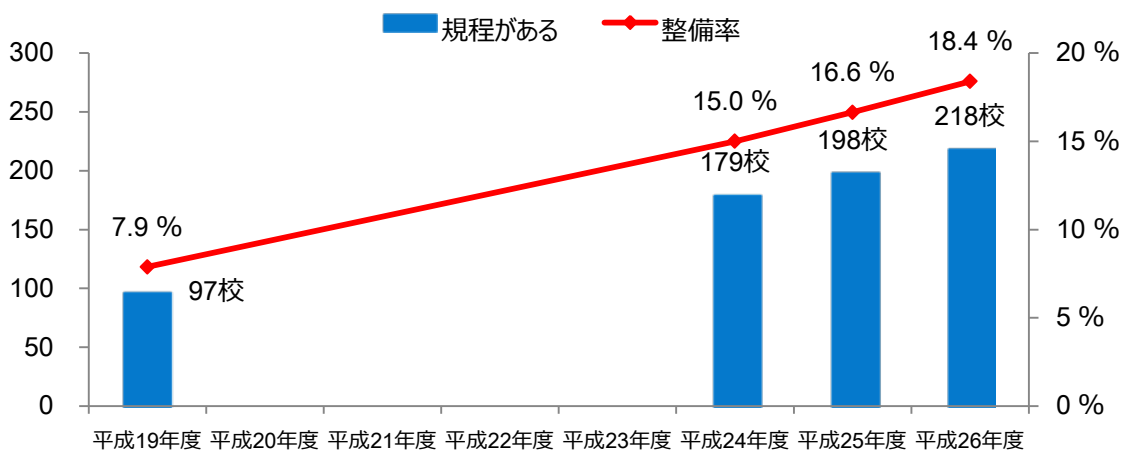


図84 規程等整備状況の推移

(4) 障害学生支援担当者の配置状況

専任、兼任を問わず障害学生支援担当者を配置している学校は、平成 26 年度 1,015 校で全体の 85.6%となっており、平成 19 年度(173 校、14.0%)より、842 校、71.6 ポイントと大幅に増加している。

平成 26 年度の専任スタッフ配置校の割合は、平成 19 年度の 3.75 倍、兼任スタッフ配置校の割合は 6.7 倍となっており、支援担当者がある学校とない学校の割合は 7 年間でほぼ逆転している。

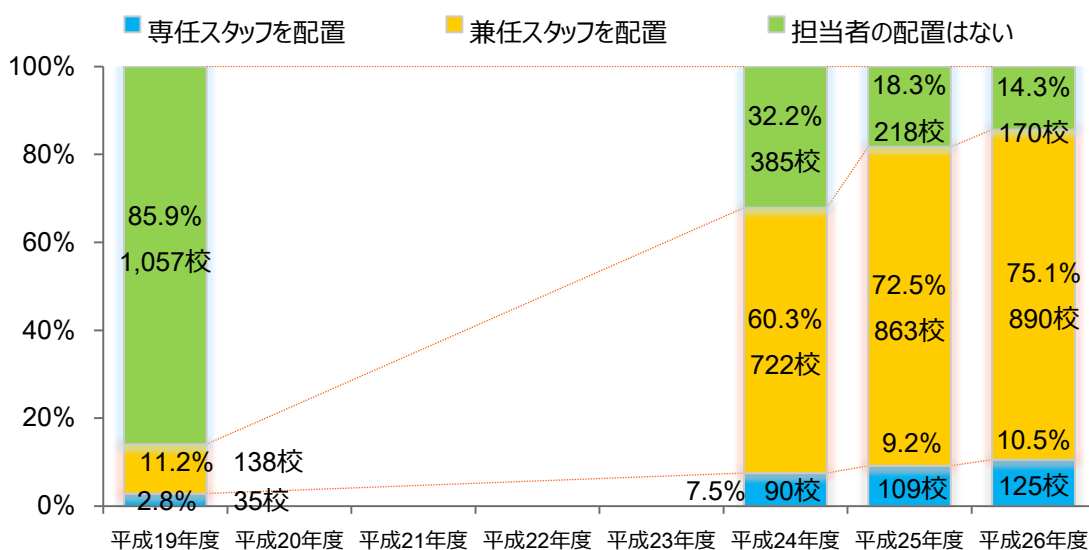


図85 障害学生支援担当者配置状況の推移

4.障害学生の卒業後の進路

(1)卒業障害学生数と卒業率

平成25年5月1日現在、大学、短期大学、高等専門学校の学部(通学課程)の最高学年に在籍する障害学生は2,885人で、このうち平成25年度(平成26年3月31日まで)の卒業障害学生は2,122人である。卒業率は73.6%で、前年度(75.8%)より2.2ポイント減となった。経年変化でみると、平成18年度(82.6%)から平成25年度(73.6%)の7年間で9.0ポイント減となっている。

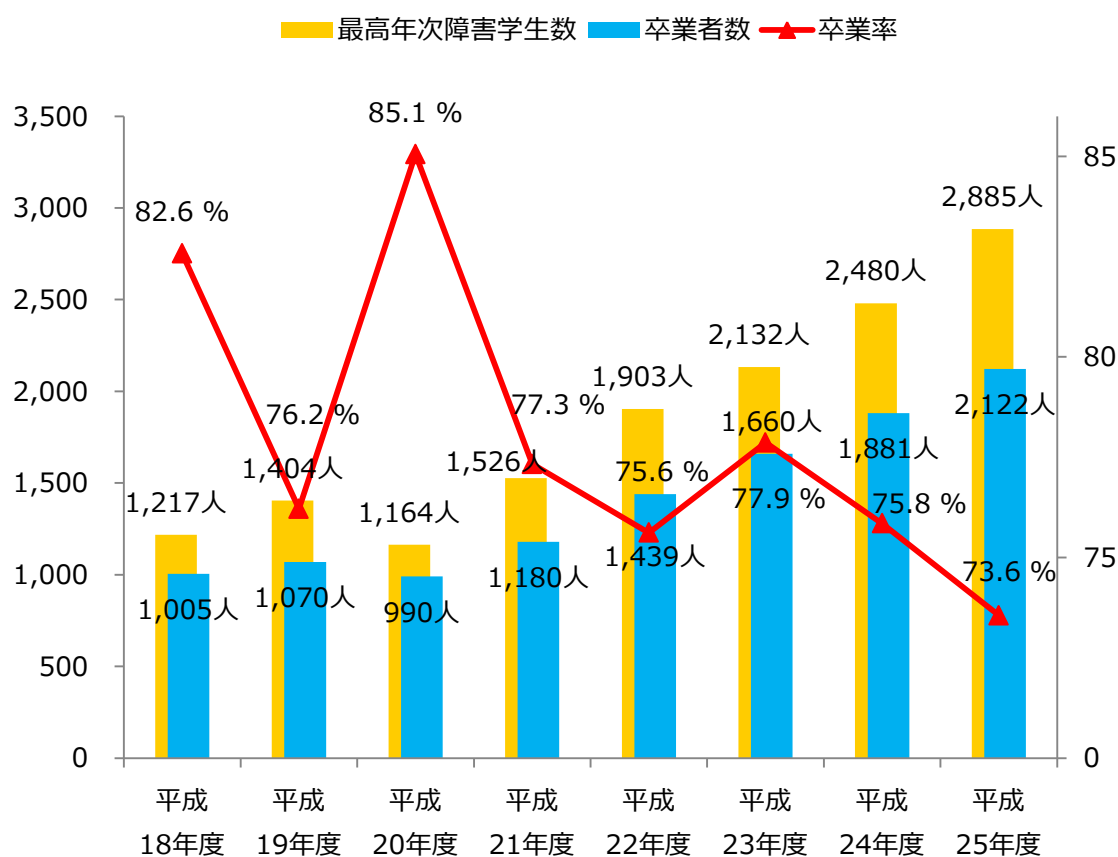


図86 障害のある卒業者数の推移

(2) 卒業後の進路

平成 25 年度の卒業障害学生の進路状況は、就職者数が 1,061 人で前年度(919 人)から 15.5 ポイント増、進学者数が 270 人で前年度(247 人)から 8.4 ポイント増となっている。進路別卒業者数を経年変化で見ると、就職者数は平成 20 年度(529 人)から 532 人増と着実に伸びている。進学者数は平成 19 年度(106 人)から平成 21 年度(235 人)にかけて伸びがみられたがその後は微増となっている。一方、その他(進学でも就職でもない者)の数は平成 20 年度(175 人)から増加傾向にあり、平成 25 年度卒業障害学生の 21.5%にあたる 457 人となっている。

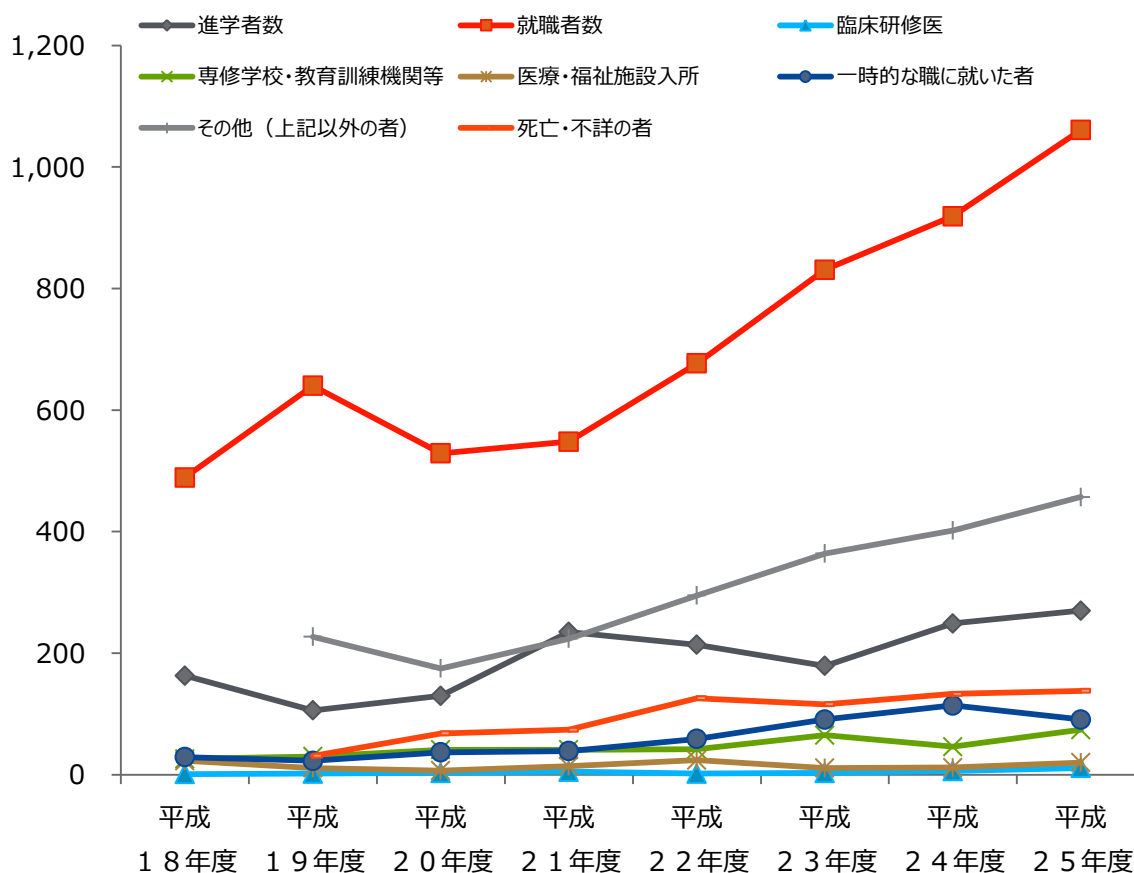


図87 〔進路別〕障害のある卒業生数の推移

※「その他」は進学でも就職でもないことが明らかな者

(3) 障害種別の卒業率の推移

平成 25 年度の卒業率を障害種別にみると、視覚障害が 84.7%、聴覚・言語障害が 85.4%、肢体不自由が 81.8%、病弱・虚弱が 80.2%、重複が 73.6%、発達障害が 68.8%、その他が 58.9%となっている。発達障害及びその他(内訳は主に精神障害)は、障害学生数、卒業者数ともに増加傾向にあるが、卒業率は、他の障害種と比較して低い状態で推移している。

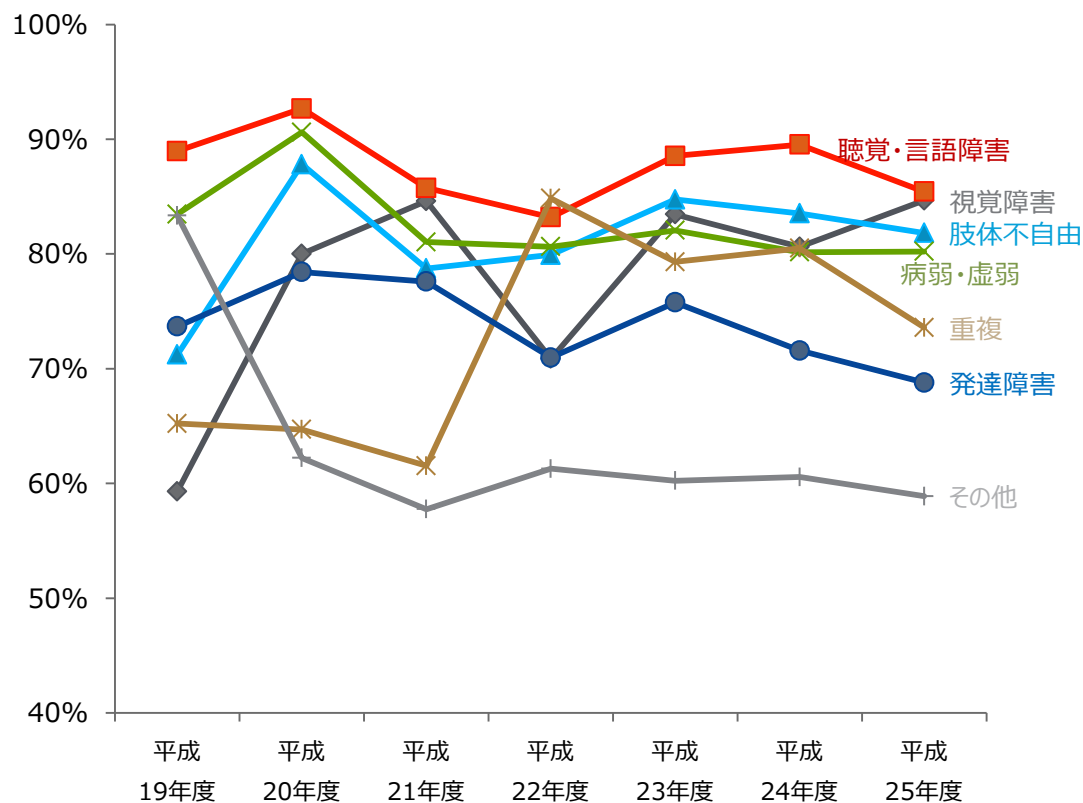


図88 (障害種別)卒業率の推移

第5章 自由記述に見る障害学生支援の課題

—支援体制・学校種・学校規模の違いから修学と就職のあり方を検討する—

日本学生支援機構コーディネーター

奥村真衣子

1. はじめに

日本学生支援機構による「大学、短期大学、および高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書(以下、実態調査)」では、これまで記述統計的な分析により、実数や割合といった数値から修学支援状況を明らかにしてきたが、修学支援の課題をより詳細に把握・理解するためには、より具体的な内容に切り込んで分析していく必要がある。

本機構の実態調査では、修学支援と進路・就労・キャリア教育支援に関する意見・要望欄を設けており、これらの自由記述内容を分析することで、各大学等が抱える課題の具体が明らかにできると考えられる。本章では、①修学支援に関する課題と、②進路・就労・キャリア教育支援に関する課題について、テキスト分析ソフトによる分析を試みた。

2. 障害学生の修学支援に関する課題

(1) 分析の目的

平成25年に障害者差別解消法が成立し、平成28年4月に施行されることを受け、各大学等障害学生の受け入れ体制の整備が急務となっている。このことにより、各大学等が障害学生支援のあり方について意識的に考えるようになったことで、これまで潜在的にあった課題が顕在化してきている状況にあると考えられる。

障害学生の修学支援を考えると、その学校規模や在籍する障害学生の人数や障害種、支援体制等の状況に応じて、適当な支援内容や方法、また抱える問題が異なることに留意する必要がある。そのため、各大学等の状況に応じた支援内容や方法を検討するためには、各大学等の規模や体制整備状況等を考慮に入れ、ニーズや課題を明らかにしていくことが重要である。

本分析では、障害者差別解消法成立の翌年にあたる、平成26年度実態調査における意見・要望欄の修学支援課題の自由記述テキストを対象とした。設問「障害学生の修学支援について、課題と感じられていること、お困りになっていることがありましたら、ご

記入ください。」に対して、全 1185 校中、529 校より回答が得られた。内訳は、大学 373 校(国立 57 校、公立 30 校、私立 286 校)、短期大学 119 校(公立8校、私立 111 校)、高等専門学校 37 校(国立 34 校、公立2校、私立1校)であった。

上記回答校より得られたデータをグループ化して整理し、さらに各大学等の体制整備状況に着目して課題を把握することにより、異なる状況下にある大学等に有効な支援のあり方を検討することを目的とした。

(2) 分析に使用した語

自由記述中に頻出する語をまとめたのが以下の表である。異なる表現で同じ意味を成す語は1つに集約し、全部で 36 語を分析に使用する語として採用した。語の採用の基準は、単語や複合語に集約した後の出現回数が 20 回以上のものとした。

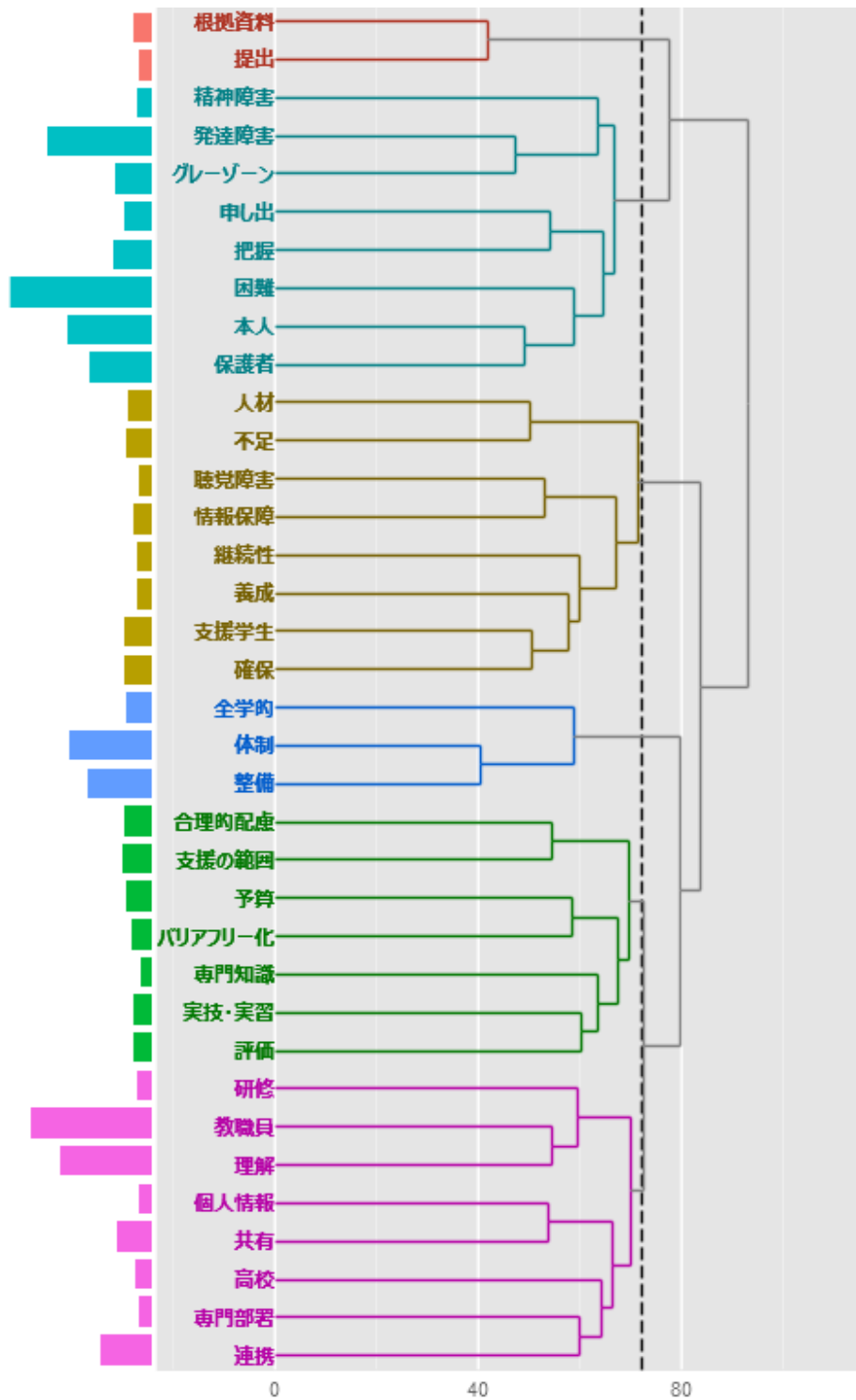
表 17 分析に使用した語

発達障害	グレーゾーン	精神障害	聴覚障害	本人	保護者
教職員	高校	専門部署	専門知識	支援学生	情報保障
個人情報	申し出	把握	合理的配慮	支援の範囲	根拠資料
提出	バリアフリー化	体制	整備	予算	継続性
全学的	評価	実技・実習	研修	確保	養成
人材	不足	理解	共有	連携	困難

(3) 結果

1) 大学等が抱える課題のグループ化による理解

529 校の自由記述について、出現パターンの似通った語の組み合わせにどのようなものがあつたのかを分析し、以下の樹形図を作成した(図 89)。なお、図中の棒グラフはそれぞれの語の出現回数を示している。



階層的クラスター分析(ユークリッド距離、Ward 法)
 図 89 修学支援課題のグルーピング

これにより、修学支援の課題は大きく6つのグループに分類されることがわかった。さらに、それぞれのグループを構成する語を含む自由記述原文を確認したところ、グループ化された課題はさらに2～3つの内容を含んでいることがわかった。

グループ1【把握や支援提供条件としての根拠資料の提出】

〈根拠資料〉〈提出〉により構成されるグループ1は、以下の2つの内容を含んでいる。

- ✚ プライバシーに配慮した根拠資料提出による把握
- ✚ 根拠資料の提出がない学生への対応の仕方

グループ2【発達障害学生の把握と対応の困難】

〈精神障害〉〈発達障害〉〈グレーゾーン〉〈申し出〉〈把握〉〈困難〉〈本人〉〈保護者〉により構成されるグループ2は、以下の2つの内容を含んでいる。

- ✚ 本人・保護者からの申し出がないことによる把握困難
- ✚ 申し出はないが配慮が必要な学生への対応の仕方

グループ3【情報保障の人的確保と質の維持】

〈人材〉〈不足〉〈聴覚障害〉〈情報保障〉〈継続性〉〈養成〉〈支援学生〉〈確保〉により構成されるグループ3は、以下の3つの内容を含んでいる。

- ✚ ノートテイク等支援学生の確保
- ✚ 支援学生の養成と支援の継続性
- ✚ 情報保障を行なう財源の確保

グループ4【全学的な支援体制整備の必要性と課題】

〈全学的〉〈体制〉〈整備〉により構成されるグループ4は、以下の2つの内容を含んでいる。

- ✚ 教職員個人の裁量や部署別による支援の限界
- ✚ 障害学生の受入実績がない学校の課題

グループ5【支援提供にかかる予算や、支援内容・成績評価の基準】

〈合理的配慮〉〈支援の範囲〉〈予算〉〈バリアフリー化〉〈専門知識〉〈実技・実習〉〈評価〉により構成されるグループ5は、以下の3つの内容を含んでいる。

- ✚ 合理的配慮の考え方
- ✚ 予算や立地形態によるバリアフリー化の困難
- ✚ 成績評価や単位認定の基準

グループ6【学内の理解・専門性・情報共有の課題】

〈研修〉〈教職員〉〈理解〉〈個人情報〉〈共有〉〈高校〉〈専門部署〉〈連携〉により構成されるグループ6は、以下の2つの内容を含んでいる。

✚ 教職員の理解向上のための研修

✚ 学内部署間や学外機関との情報共有・連携の難しさ

なお、それぞれのグループに該当する具体的な内容については、表 18 に代表的な回答をまとめた。

表 18 修学支援課題のグループごとの代表的な回答

グループ1 【把握や支援提供条件としての根拠資料の提出】		
構成内容	〔プライバシーに配慮した根拠資料提出による把握〕	<p>学生から、現病歴の申告や診断書の提出がない場合、何か事が起こらない限り把握が出来なく、対処が後手になることがある。現病歴や既往歴の申告、診断書の提出をしっかりと義務づけていきたい。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程無)</p> <p>障害を持っていることにコンプレックスを感じ、大学や就職内定先にも何の連絡もなく、入社してからわかるケースも考えられる。個人のことなので強制的に障害の有無を確認できる書類を提出させることは難しい。(私立大学・窓口無・委員会無・他の部署・規程無)</p>
	〔根拠資料の提出がない学生への対応の仕方〕	<p>診断書が提出されている学生は積極的に支援をする必要があるが、診断書が無い学生(潜在的な発達障害学生)に対して、大学としてどのように対応して行くのか。本人への指導の方法、本人との接触の仕方については非常にデリケートな部分がある為に問題となると考える。(私立大学・窓口有・専門委員会・他の部署・規程有)</p> <p>発達障害で、診断書の提出があり、本人・親が支援を要望しているケースは良いが、疑いがあり、本人たちに認識の無い場合の対応が特に難しい。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程無)</p> <p>発達障害や精神障害の場合、本人との面談時に口頭で病名を伝えられる事も多く、診断書の提出には至らないケースが多い。大学側から診断書の提出を促すことも難しく、思い込みの可能性も否定できず、症状や言動から推測して対応している事もある。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程無)</p>
グループ2 【発達障害の把握と対応の困難】		
構成内容	〔本人・保護者からの申し出がないことによる把握困難〕	<p>学生の障害が発達障害である場合、学生自身からの申し出がない限り、障害を把握することが難しく、どのように判断すればいいのかわからない。(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・規程有)</p> <p>デリケートな問題のため、障害学生と思われる学生に対して踏み込んだヒアリングがしにくいいため、本人からの申し出がない限り、確実な把握ができない。(私立大学・窓口有・委員会無・他の部署・規程無)</p> <p>発達障害では入学時点での申し出がなく、日常生活の様子等から障害(の疑い)がある学生に気づくことが多い。このため、支援が必要となる(可能性がある)学生の把握が後手に回ってしまう。(私立大学・窓口無・委員会無・他の部署・規程有)</p> <p>肢体不自由等はなんらかの申し出があるので把握しやすいが、発達障害に関しては本人や保護者からの申し出がないと把握できないため、発達障害と疑わしい学生は窓口等の対応などで「もしや」と判断する程度である。また、本人が自覚していない場合が多く、現状を把握するのが難しい。(私立大学・窓口無・他の委員会・他の部署・規程有)</p>
	〔申し出はないが配慮が必要な学生への対応の仕方〕	<p>発達障害が疑われる学生はいるが、本人・保護者からの申し出がなく対応に困る場合がある。(公立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程無)</p> <p>何らかの障害が疑われる学生について、保護者からの申し出が無い場合または保護者が障害を認めていないのではないかと考えられる場合、学内での連携および支援を行うことが難しい。入学後の学年途中において何らかの障害が疑われ、支援が困難となることがあるため、入学前の段階で事前に把握できるような取り組みが必要ではないか。(私立大学・窓口有・専門委員会・他の部署・規程無)</p> <p>現在は本人からの申し出による支援が基本になっているが、取得単位が極端に少ない学生など、大学からのアプローチが必要な学生もいる。(私立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・規程有)</p>
グループ3 【情報保障の人的確保と質の維持】		
構成内容	〔ノートテイク等の支援学生の確保〕	<p>基礎的知識を持たない専門外の内容を的確にノートテイクすることは難しい。このため、障害学生の履修する科目によっては、ノートテイクの確保に困難が生じる場合がある。ノートテイクを必要に応じて確保していくシステムを構築することが課題である。(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・規程有)</p> <p>ノートテイクをボランティアの学生に頼っているが、自分の授業もあるため確保することが難しい。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程無)</p> <p>ノートテイク、代筆サポーターの確保が課題。徐々に増加しているが全ての講義に配置するまでには至っていない。(私立大学・窓口有・他の委員会・専門部署・規程有)</p>
	〔支援学生の養成と支援の継続性〕	<p>障害学生の在籍が途切れてしまうと支援体制が崩れてしまう。持続可能な支援体制の構築が課題。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程有)</p> <p>年間2回の養成講座を開講し、ノートテイクの養成に努めているが今後も更なる数的・質的な人員の確保が課題。(私立大学・窓口有・他の委員会・専門部署・規程有)</p> <p>ノートテイクは全学的な組織として活動していますが、常に学生ボランティアの不足やテイクのスキルアップといった課題を抱えています。加えて、現在在学している聴覚障害学生は4回生1名で、このまま利用者の減少をみた場合、組織の継続に問題が生じる懸念があります。(私立大学・窓口無・他の委員会・他の部署・規程無)</p>
	〔情報保障を行なう財源の確保〕	<p>個々の学生に適当な支援は異なるが、対象学生が少数のため優先順位が低く、より効果的な支援のための修学支援機器やノートテイクを配置する財源確保が難しい事。(公立大学・窓口有・委員会無・他の部署・規程無)</p> <p>費用的な問題もあり、ノートテイクの人員不足もあり、十分な支援(ノートテイクなど)ができていない。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程有)</p> <p>学生のボランティア支援(ノートテイクなど)を有償にしたいが予算の問題があり、なかなかできない。また、支援をさせるほどの技術向上が難しい。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程無)</p>

表 18 (つづき) 修学支援課題のグループごとの代表的な回答

グループ4 【全学的な支援体制整備の必要性と課題】		
構成内容	[教職員個人の裁量や部署別による支援の限界]	<p>本来は全学的体制の整備が必要であるが、現在のところ、各キャンパス・各部署における支援体制がそれぞれ異なるため、統一した体制への整備が容易ではないこと。(国立大学・窓口有・専門委員会・他の部署・規程有)</p> <p>“発達障害では”と疑われる学生については各学部の担当教員が対応している。しかし、それは各学部での対応や教員での対応にとどまっており、全学的な修学支援体制づくりはこれからの課題である。(国立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程無)</p> <p>障害者に対する支援は、必要に応じて実施していますが、専門的・組織的な運営母体は無く、所属学科や各部署の好意や努力に頼っているのが現状です。そのため、支援の度合いや内容にも差異が生じ、被支援者にも不満がつのる結果となっていると思われます。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程無)</p> <p>今後、更に障害学生が増加する事が予想され、現場(学部)における個別対応にも限界を感じる。大学全体として組織的に支援する体制づくりが望まれる。(私立大学・窓口無・他の委員会・他の部署・規程無)</p>
	[障害学生の受入実績がない学校の課題]	<p>本学では、今まで授業保障が必要となるような障害学生を受入れた実績が無い。在籍を想定した全学的な体制整備の必要性は認識するものの、圧倒的少数と考えられる障害学生への授業保障等に対する心理的バリアが制度整備上の阻害要因として考えられる。また、継続的に障害学生の入学が見込まれないような大学が単独で、支援制度をコーディネートしていきける専門教職員の配置、支援人材の量的確保と育成等を含め、現実的にサポート体制を継続・維持していきけるのかという点も疑問。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程無)</p> <p>本学においては、過去に障害者から入学に関する問い合わせがなく、また出願もない状況。よって障害者を受け入れた実績がないため、障害者に対する全学的な就学支援体制はまだ整備されていないが今後、障害のある方から入学の問い合わせがあった際には、学内において部会等を設置し、受入の可否や修学支援等について検討する予定です。(私立大学・窓口無・他の委員会・他の部署・規程無)</p> <p>本学は医療や福祉の世界で資格者として従事することを目的に入学しています。そのため、身体障害を持った学生の受け入れ経験が無く、支援体制が全く整備されていません。増加傾向にある発達障害やメンタルに問題をかかえる学生は主に健康支援センター、学生相談室が支援していますが、授業に関しては担当科目の教員が個々に対応している状況です。大学全体で支援をする体制づくりが必要となっています。(短期大学・窓口無・他の委員会・他の部署・規程無)</p>
グループ5 【支援提供にかかる予算や、支援内容・成績評価の基準】		
構成内容	[合理的配慮の考え方]	<p>限られた人的・物的資源の中で、どの程度の修学支援を行えば合理的な配慮を行ったと言えるのかの判断が困難であること。(国立大学・窓口有・専門委員会・他の部署・規程有)</p> <p>受入大学として、合理的配慮を求められることになるが、どこまでが合理的配慮なのか、学生の障害の程度によって様々だと思われる。精神障害の学生への合理的配慮においての線引きが難しい。(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・規程有)</p> <p>合理的配慮として、何をどこまで行う必要があるかについて、整理が不十分であること(例えば、難病により体調不良の学生に対する通院欠席への配慮は合理的といえるのか等)。友人がいない学生や集団の中に入ることが苦手な学生について、それが原因で講義に出られないという場合に支援の限界を感じることもある。修学意欲が低下している学生について、教員・保護者から支援依頼がある場合、支援をしようにも効果が現れず、かといって断ることもなかなか難しい状況にあること。(公立大学・窓口有・専門委員会・他の部署・規程有)</p> <p>学内の講義、演習科目は学内において配慮を検討、工夫できる項目ですが、実習科目については、実習受入先施設の考えもあるため、実習中の合理的配慮に関わる実習先との合意形成には、課題があると感じています。(私立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・規程有)</p>
	[予算や立地形態によるバリアフリー化の困難]	<p>エレベーター、自動ドア、センサーライトの設置など学内のバリアフリー化にかかる費用。(私立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・規程無)</p> <p>教職員の確保、施設の改修に必要な費用。(私立大学・窓口無・委員会無・部署無・規程無)</p> <p>都市型キャンパスとは違い、低層建物でエレベーターなしの講義棟が多いため、バリアフリー化することが難しい。(国立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程有)</p> <p>本大学は丘陵地にあるため、バリアフリーに向けた改修を進めているが、どこまでを合理的配慮として行うのが難しいところがある。(私立大学・窓口無・委員会無・他の部署・規程無)</p>
	[成績評価や単位認定の基準]	<p>工学部・工学研究科では、実験・実習科目が多くあるため、障害の程度によっては単位認定基準との兼ね合いが問題になる可能性がある。本人の同意がない場合、学内でであっても個人情報という縛りにより情報の共有化が難しく、支援が困難な場合がある。(国立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程無)</p> <p>特に学生が授業に出ることができないような場合(パニック障害など)の対応は、授業担当教員やその授業のねらいによって対応できる範囲が異なってくるため(グループワークをねらいにしている授業や実習の要素の強い授業では、授業に出席できない学生の単位取得がきわめて困難)、欠席を前提にどの程度対応できるのか、困っている。(国立大学・窓口有・専門委員・専門部署・規程有)</p> <p>学力認定について(ダブルスタンダードは設けないにしても、特に実験・実習など、実技教科をどうするか)。(高等専門学校・窓口有・他の委員会・専門部署・規程有)</p> <p>単位修得等にかかる当該学生本人への要求はどの程度まで許されるか。当該学生への特別な配慮・合理的支援が単位修得・成績評価に及んだ場合の他の学生の評価との関係。(私立大学・窓口無・他の委員会・他の部署・規程無)</p>

表 18 (つづき) 修学支援課題のグループごとの代表的な回答

グループ6 【学内の理解・専門性・情報共有の課題】	
構成内容	<p>〔教職員の理解向上のための研修〕</p> <p>障害に関する正しい知識と理解及び対応を目的とした教職員対象の学内研修や資料(対応マニュアル等)が不十分である。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程無)</p> <p>障害学生の専門家や専門機関による研修を受け、教職員が障害学生に対しての理解を深め、各該当学生に適した対応策を共有し、継続する事が必要と考えます。教員に、支援の必要性やあり方について意識を高めてもらうことが課題だと感じている。そのために教員研修や教職員向けハンドブック配布など試みているが、まだまだ難しい。(私立大学・窓口無・委員会・他の部署・規程無)</p> <p>障害学生の援助を受ける患者の利益・安全と学生の学習する権利の相反をどう判断するか。看護技術について、学内演習では個別対応が可能だが、病院実習では個別フォローが難しい。専任の学習支援者が必要かどうかの見極め・教員自身が聴覚障害者への教育的ノウハウがないため、専門家を招いて教育研修を行う必要がある。(私立大学・窓口無・他の委員会・部署無・規程無)</p>
	<p>〔学内部署間や学外機関との情報共有・連携の難しさ〕</p> <p>本人の同意がない場合、学内であっても個人情報という縛りにより情報の共有化が難しく、支援が困難な場合がある。(国立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程無)</p> <p>修学支援専門の部署がなく、個々に対応となるため、教職員との連携に限界があり、学生、保護者がたらい回しになる可能性がある。入学前、入学後の受け入れ・学部学科、教学局、事務局等各部署の連携体制の構築、必要に応じて教職員への研修・介護員等の依頼などのシステム作りが必要である。(国立大学・窓口有・委員会無・他の部署・規程無)</p> <p>本人の適正の問題があるため、高等学校等の関係機関との連携体制の構築。このため、現在は、個人情報や守秘義務の問題もあり、情報共有の仕組みがない等、部署間の連携が難しい。(国立大学・窓口有・専門委員会・他の部署・規程有)</p> <p>入学時に、障害学生としての自己申告や出身校からの情報提供が無いと、対応に不備が生じ、教育現場と学生の両者に不利益が生じることとなるので、早期の段階での情報提供が必要と考えます。(私立大学・窓口無・委員会無・他の部署・規程無)</p> <p>昨今は、事前に障害の内容を申請することなく、入学後に修学上の問題が起こってから、大学への支援を要求されるケースも少なくありません。高等教育機関への進学者増加に伴い、発達障害の学生も多く入学してくるようになりました。せっかく入学したにもかかわらず、それらの学生は休学する可能性が高く、ひいては退学につながることもなります。受け入れ大学の組織的な取組みはもとより、出身高校からの情報提供が、大学入学後の情報共有化や支援の取組みを促進させることもあると思われます。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程無)</p>

2) 支援体制の整備状況による課題の傾向

1)の分析では、回答校全体の課題傾向を把握したが、どのような特徴を持つ学校が、どのような課題を持っているかまでは明らかにできていない。そこで、障害学生支援の対応窓口、対応委員会、対応部署の設置状況と、規程の策定状況を分析の切り口に設定し、体制整備状況から課題を探ることとした。体制整備状況を見る視点は次の通りである。

- 🚩 「相談窓口あり」「相談窓口なし」
- 🚩 「専門委員会あり」「他の委員会が対応」「対応委員会なし」
- 🚩 「専門部署あり」「他の部署が対応」「対応部署なし」
- 🚩 「規程あり」「規程なし」

上記項目と自由記述中の語の関係を散布図で示した(図 90)。自由記述中の語の出現パターンに似た特徴がある語は近くに、原点から見て同じ方向に布置され、その特徴が強いほど原点から遠ざかり、その特徴が弱いほど原点に近くなる。なお、図中の語を囲む枠線は、体制整備状況の違いによる特徴的な語として、筆者が付した。

この結果、体制整備状況の違いにより、大きく次の3つの体制ごとに特徴的な課題があることがわかった。

- 🚩 専門委員会や専門部署が設置されている大学等
- 🚩 他の委員会や他の部署が対応している大学等
- 🚩 相談窓口や検討する委員会が未整備な大学等

① 専門委員会や専門部署が設置されている大学等

専門委員会や専門部署が設置されている大学等は、障害学生支援に関する学内の「規程が策定済」である傾向が示された。また、近くに布置された語から、「合理的配慮の考え方」や「支援学生の確保や養成システムの構築・改善」が中心的な課題であることが見て取れる。

② 他の委員会や他の部署が対応している大学等

他の委員会や他の部署が対応している大学等は、「相談窓口はある」ものの「規程は未策定」である傾向が示された。また、近くに布置された語から、「申し出に頼る把握方法と個人情報の扱い方」や「支援に必要な人材の不足」が中心的な課題であることが見て取れる。

③ 相談窓口や検討する委員会が未整備な大学等

相談窓口や検討する委員会が未整備な大学等は、近くに布置された語から、「全学的な支援体制構築と専門部署の必要性」や「バリアフリー化の必要性と困難さ」や「教職員の理解向上のための研修の必要性」が中心的な課題であることが見て取れる。

また、上記3つの体制における具体的な課題内容については、表 19 に代表的な回答をまとめた。

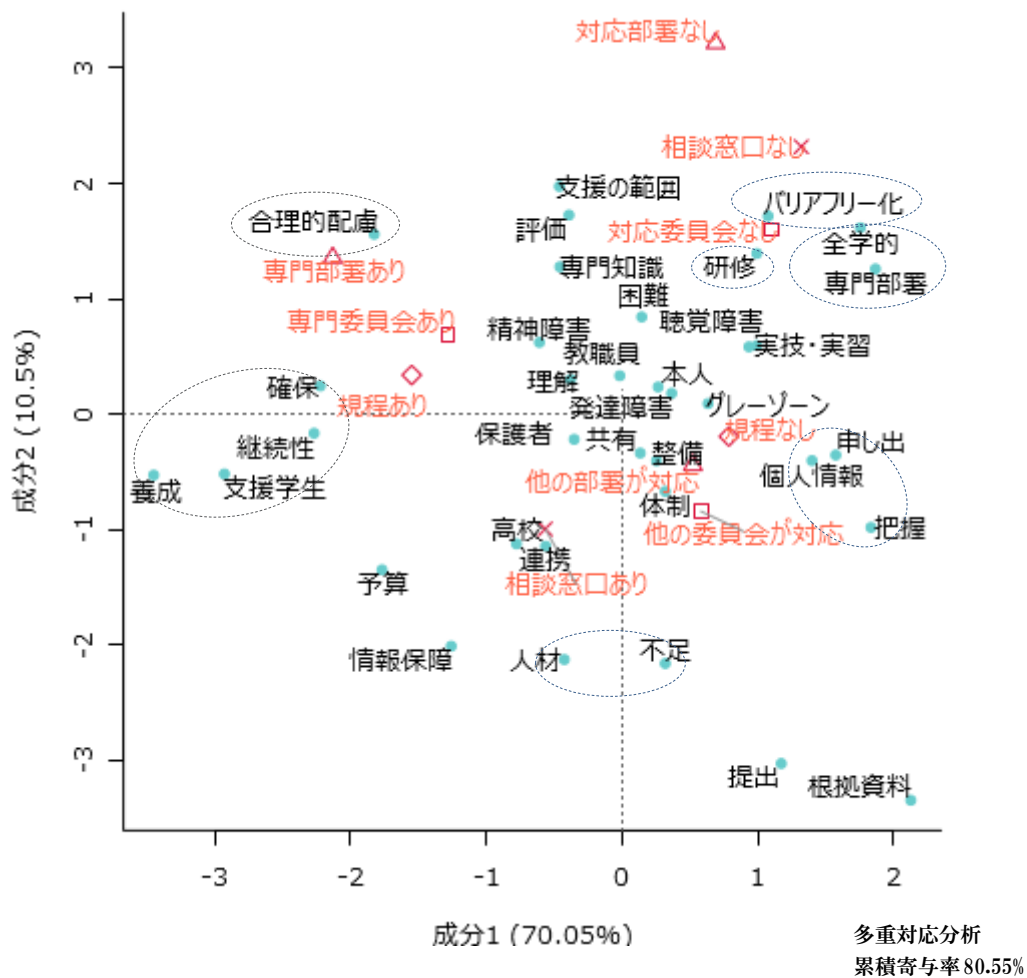


図 90 修学支援課題における体制整備状況と自由記述内容の関係

<補足：分析の説明>

対応分析では、多くの変数が提供していた豊富な情報をできるだけ損なわずに少数の変数に縮約することで、対象の把握や解釈を容易にするものである。元の変数を縮約して得られた新たな変数を成分と言う。第1成分というのは説明力が最大、つまり、情報量が最大の成分のことで、第2成分はその次に説明力の高い成分である。元の変数は、第1成分と第2成分それぞれの原点からの距離（成分得点）の組み合わせによって布置される。

表 19 修学支援課題の体制整備状況ごとの代表的なテキスト

専門委員会や専門部署が設置されている大学等に特徴的な回答		
マッピングからの解釈	〔合理的配慮の考え方〕	合理的配慮の実施（配慮内容の決定、異議申し立てがあった場合の窓口等）をどのように行うのか。（国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・規程有）
		全学障害学生支援室が設置されましたが、障害者認定を受けた学生対応の事例がありません。支援室との連携、教員の特別措置等、合理的配慮に係る具体的シミュレーションができていない現状である。「合理的配慮」としてどこまで配慮すればいいのか、具体例があまりないため困っている。実験、実習への適応に関する問題が多い。どこまで支援したらよいか不明確である。（国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・規程有）
	〔支援学生の確保や養成システムの構築・改善〕	学内の講義、演習科目は学内において配慮を検討、工夫できる項目ですが、実習科目については、実習受入先施設の考えもあるため、実習中の合理的配慮に関わる実習先との合意形成には、課題があると感じています。（私立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・規程有）
		基礎的知識を持たない専門外の内容を的確にノートイクすることは難しい。このため、障害学生の履修する科目によっては、ノートイカーの確保に困難が生じる場合がある。ノートイカーを必要に応じて確保していくシステムを構築することが課題である。（国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・規程有）
他の委員会や他の部署が対応している大学等に特徴的な回答		
マッピングからの解釈	〔申し出に頼る把握方法と個人情報の扱い方〕	学生から、現病歴の申告や診断書の提出がない場合、何か事が起こらない限り把握が出来なく、対処が後手になることがある。現病歴や既往歴の申告、診断書の提出をしっかりと義務づけていきたい。（私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程無）
		肢体不自由等はなんらかの申し出があるので把握しやすいが、発達障害に関しては本人や保護者からの申し出がないと把握できないため、発達障害と疑わしい学生は窓口等の対応などで「もしや」と判断する程度である。また、本人が自覚していない場合が多く、現状を把握するのが難しい。（私立大学・窓口無・他の委員会・他の部署・規程有）
	〔支援に必要な人材の不足〕	障害者本人から届出、申し出がない場合、実態が把握できていない。又、各事務課、学科でプライバシー等の問題もあり、共有していない。今後は、本人の同意を得てどの程度の情報を共有するかも検討し、把握し、支援していきたい。（私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程無）
		個人情報の保護と周囲の学生への発達障害学生への理解（情報共有）において相反しており、対応が困難。（高等専門学校・窓口有・他の委員会・他の部署・規程無）
相談窓口や検討する委員会が未整備な大学等に特徴的な回答		
マッピングからの解釈	〔全学的な支援体制構築と専門部署の必要性〕	教員一人一人は、学生支援を行っているが、障害学生の修学支援に関する専門部署がないため、大学全体としての方針や、情報共有のシステムがない。（私立大学・窓口無・委員会無・部署無・規程無）
		学内の組織的な支援体制が整っておらず、各部署がそれぞれの業務の範囲内で対応しているため部署間での連携も断片的で、一人の学生の全体的な状況を把握しているコーディネーター的役割の支援者が不在である。（私立大学・窓口無・委員会無・他の部署・規程無）
	〔バリアフリー化の必要性和困難さ〕	現在は各部署で連携して学生を把握し、各部署のスタッフと学生で定期的に面談をしながら支援を行っているが、支援学生が増加した場合には専門部署が必要になると思う。（私立大学・窓口無・委員会無・他の部署・規程無）
		発達障害のある学生への支援が大きな課題である。目に見える障害とともに目に見えない障害に対しては、教職員が研修等を通じて理解を深め、組織（大学）全体として取り組むべきである。（私立大学・窓口無・委員会無・他の部署・規程無）
〔教職員の理解向上のための研修の必要性〕	本大学は丘陵地にあるため、バリアフリーに向けた改修を進めているが、どこまでを合理的配慮として行うのが難しいところがある。（私立大学・窓口無・委員会無・他の部署・規程無）	
	施設のバリアフリー化の遅れによる車椅子学生の対応が課題である。（私立大学・窓口無・委員会無・他の部署・規程無）	
エレベーター等の設備の問題で障害者支援が困難である事。（短期大学・窓口無・委員会無・部署無・規程無）		
障害学生の専門家や専門機関による研修を受け、教職員が障害学生に対しての理解を深め、各該当学生に適した対応策を共有し、継続する事が必要と考えます。教員に、支援の必要性やあり方について意識を高めてもらうことが課題だと感じている。そのために教員研修や教職員向けハンドブック配布など試みているが、まだまだ難しい。（私立大学・窓口無・委員会無・他の部署・規程無）		
現在2名の方が在籍しています。今年度のFD・SD研修で専門家の方を招いての学習会を計画しています。（私立大学・窓口有・他の委員会・部署無・規程無）		
入学者受け入れ（入試）に関する研修会などあれば参加したい。（私立大学・窓口無・委員会無・他の部署・規程無）		

(3) 考察

障害学生に対する修学支援の課題に関して、1)自由記述回答のグループ化により課題を整理し、さらに、2)体制整備状況に応じた課題の傾向を明らかにすることができた。これらの課題を踏まえ、今後の支援のあり方について検討する。

1) 大学等が抱える課題のグループ化による理解

グループ1 把握や支援提供条件としての根拠資料の提出

このグループでは、[プライバシーに配慮した根拠資料提出による把握]と[根拠資料の提出がない学生への対応の仕方]が課題であることが示された。何かしらの問題発生を契機に障害学生の把握に至ることがあるため、事前に診断書や手帳等の根拠資料の提出を通して把握する必要性を感じてはいるが、障害学生の中には自分の障害を知られたくない人もおり、学生のプライバシーとの兼ね合いによる把握の困難があると理解することができる。また、発達障害の疑いがあり、配慮が必要と考えられる学生に対して、診断書の取得と提出を促すのは非常にデリケートな問題であり、また、本人に困り感がない場合は支援につなげるまでのアプローチが大きな課題である。

グループ2 発達障害学生の把握と対応の困難

このグループでは、[本人・保護者からの申し出がないことによる把握困難]と[申し出はないが配慮が必要な学生への対応の仕方]が課題であることが示された。発達障害の場合、本人や保護者が障害を申告することに抵抗があったり、入学後の履修登録やレポート課題等の困難や、対人関係面のトラブルにより障害に気づいたりすることもあるため、入学時には障害の申し出に至らない潜在的な発達障害学生が存在する。自己の困難な状況を認識し、自ら支援の必要性を申し出ることができる学生はいいが、本人に障害の自覚はなく、周囲が困っているケースについては対応が難しいようである。状況によっては、本人からの申し出がなくても、配慮せざるを得ない事態も生じている。第1グループにおいても課題として挙げたように、発達障害学生においては、自己の障害認識をはじめ、支援につなげるまでのアプローチを検討することが重要である。

グループ3 情報保障の人的確保と質の維持

このグループでは、[ノートテイク等の支援学生の確保]と[支援学生の養成と支援の継続性]と[情報保障を行なう財源の確保]が課題であることが示された。聴覚障害学生の情報保障は、学生によるサポーターによって成り立っている大学等が多く、そのため、聴覚障害学生の在籍数が多い大学等では支援学生の確保が困難なところもある。学年が上がると専門科目の授業が増え、その分野の専門知識を有していないとノートテイクが困難な授業も出てくるため、その分野に精通している支援学生が必要となる。しかし、

そうなると支援学生の確保はさらに難しくなり、リクルート方法に工夫が必要となるであろう。

聴覚障害学生が多く在籍する大学等では、支援学生の確保が課題となる傾向にあるが、聴覚障害学生の在籍数が少なかったり、断続的な在籍だったりすると、支援体制を維持すること自体が難しくなり、スキルアップのための継続的な養成システムも成立しにくいといった問題がある。さらに、予算的な問題から、ノートテイクの十分な配置が難しかったり、支援学生への対価が払えないため無償でノートテイクにあたってもらったりしている大学等もある。障害学生の支援を担当する部署は、財務担当部署と連携し、支援に充てる財源を確保することが重要である。また、障害学生の受け入れや体制整備の取組に対する補助金制度(詳しくは日本学生支援機構「教職員のための障害学生修学支援ガイド」P.21 参照)を有効活用することで、解決可能な課題もあると考えられる。

グループ4 全学的な支援体制整備の必要性と課題

このグループでは、「教職員個人の裁量や部署別による支援の限界」と「障害学生の受入実績がない学校の課題」が課題であることが示された。全学的な支援体制が整備されていない大学等では、教職員の個人裁量で配慮が必要と思われる学生に支援をしていたり、部署ごとに支援内容が異なるといった不具合が生じたりしている。授業による支援内容の差異は、支援を受ける学生にとっては不利益となることもあり、抗議につながる可能性も考えられる。また、全学的なルールがないがゆえに、教職員が一人で悩みを抱えてしまうなど、個人に負担が集中してしまう可能性も否めない。規模の大きな大学等では、学部間・キャンパス間で共通の認識や基準をもって支援内容を決定・評価できる仕組みが、より重要になってくるであろう。

また、支援が必要な障害学生を受け入れた実績のない大学等では、現実的な必要性に迫られていないこともあり、体制整備にかかる物理的・人的な予算を捻出することが困難なため、なかなか体制整備に着手できないところもある。これらの大学等についても、障害学生の入学があった際に備え、大学としての方針や具体的な対応方法について、取り決めていくことが重要である。

グループ5 支援提供にかかる予算や、支援内容・成績評価の基準

このグループでは、「合理的配慮の考え方」と「予算や立地形態によるバリアフリー化の困難」と「成績評価や単位認定の基準」が課題であることが示された。障害者差別解消法の施行を控え、「合理的配慮」がキーワードとして課題に挙がってきた。合理的配慮の内容を決定する手続きや、配慮内容の妥当性の判断基準や、異議申し立てがあった場合の対応など、十分に理解し整備することが難しいとの意見が多く見受けられた。この合理的配慮に大きく関わってくるのが、成績評価や単位認定の基準である。理工学系の実験や実習、医療系の職場実習、教員養成課程の教育実習などにおいて、実技面やコミュニケーション面の困難さを持つ障害学生に対して、どのような配慮をどの程度行な

えばよいのかといった基準が不明確で、障害の特性をどの程度考慮に入れて成績評価や単位認定をしたらよいのか難しいといった課題が挙げられた。実験や実習がその学部や研究科のカリキュラムの中核的なものの場合、卒業要件に関わってくることは自明である。学部や研究科が求める知識や技能の習得が認められないことによる卒業困難を防ぐために、各大学等は受験者が入学を選択する時点で、その専門分野の修得に適正があるのか判断できる材料を示していくということも、今後は必要になってくると考えられる。

また、予算面で大きな割合を占めるのが、バリアフリー化といった環境整備にかかるものである。広域キャンパスや複数キャンパスの大学等では、全面的にバリアフリー化するのに費用だけでなく時間もかかる。また、歴史の深い大学等では建物が古いといった構造上の問題があったり、大学等が建つ場所が丘陵地や斜面といった立地上の問題があったりする場合、それがバリアフリー化を阻む要因となってしまう。

グループ6 学内の理解・専門性・情報共有の課題

このグループでは、[教職員の理解向上のための研修]と[学内部署間や学外機関との情報共有・連携の難しさ]が課題であることが示された。障害学生への授業支援に直接関わるのは教員であることから、教員の障害理解は修学支援において重要な部分である。特に、昨今増加傾向にある発達障害への理解啓発は中心的課題となっている。また、修学支援の効率的な実施のために、部署間での情報共有や高校からの情報提供の必要性が挙げられている。大学内での個人情報の取り扱いのルールが定まっていない場合、部署間での連携が難しく、必要な支援が受けられないといった事態が懸念されることから、どの立場にある人がどの情報まで把握することができるのかといったような情報共有の仕組みを構築していく必要がある。

2) 支援体制の整備状況による課題の傾向

① 専門委員会や専門部署が設置されている大学等

専門委員会や専門部署が設置されている大学等は、[合理的配慮の考え方]や[支援学生の確保や養成システムの構築・改善]が中心的な課題であることが示された。ここに属する大学等は、支援体制が整備されていると捉えることができ、支援体制や支援方法がある程度成熟した段階での課題と捉えることができる。専門委員会や専門部署があることから、障害者差別解消法成立後の早い段階において、合理的配慮について意識された懸念が挙げられた。また、環境整備等のハード面よりも、支援の水準(質)といったソフト面が課題に挙がる傾向にあり、専門性の高い授業のノートテイカーの確保や、支援学生のスキルアップのための効果的な養成システムのあり方が課題として挙がる傾向にあった。

② 他の委員会や他の部署が対応している大学等

他の委員会や他の部署が対応している大学等は、〔申し出に頼る把握方法と個人情報の扱い方〕や〔支援に必要な人材の不足〕が中心的な課題であることが示された。ここに属する大学等は、専門委員会や専門部署を持たないが、障害学生の修学支援を担当したり、検討したりする機能は有している大学等と言える。相談窓口が設置されているものの、学生本人からの申し出に頼っているため、体系的な把握システムは持っておらず、また、学内規程が未整備なことから、情報共有のルールや方法がないといった課題がある。また、専門部署を持たないため、教務課や学生課、学生相談室、保健管理センターなど教職員が障害学生支援の担当を兼任しているケースが多く、マンパワー不足が課題となっている。そのため、今後、障害学生数が増えた場合には、対応が難しくなることが懸念される。

③ 対応する窓口や検討する委員会が未整備な大学等

対応する窓口や検討する委員会が未整備な大学等は、〔全学的な支援体制構築と専門部署の必要性〕や〔バリアフリー化の必要性和困難さ〕や〔教職員の理解向上のための研修の必要性〕が中心的な課題であることが示された。ここに属する大学等は、障害学生を受け入れた経験がなかったり、在籍障害学生が少なかったり、断続的な在籍だったりするため、組織的な支援体制の構築が進みにくい大学等と考えることができる。バリアフリー化が課題として挙がる傾向にあることから、ハード面の整備を中心とした予測型支援により、障害学生を受け入れる体制を整えている段階と言える。また、障害学生支援について検討する委員会や部署を持たず、教職員の個人裁量により支援がなされている状況にあることから、学内調整を専門的に行なう担当者や専門部署の配置・設置により、組織的な共通ルールに基づいた支援方法に転換していく必要があるだろう。

3. 障害学生の進路・就労・キャリア教育支援に関する課題

(1) 分析の目的

平成 26 年度実態調査によると、障害学生に対する就職支援やキャリア教育支援として、実施校数の多いものから順に、「個別相談対応・カウンセリング(166校)」、「外部機関との連携、支援情報提供(120校)」、「障害者向け求人情報の提供(100校)」、「エントリーシート作成、SST、模擬面接等(48校)」、「ガイダンスの実施(25校)」、「企業との連携(18校)」、「就職支援セミナー等の実施(18校)」、「インターンシップの実施(14校)」が実施されていた。障害学生が在籍する大学等は 833 校(平成 26 年度)であることから、実施校数の多い「個別相談対応・カウンセリング(166校)」でも実施率は 20.0%、「インターンシップの実施(14校)」にいたっては実施率が僅か 1.7%であり、障害学生に対する就職支援の実施率は極めて低い状態にあると言える。

本分析では、平成 26 年度実態調査における意見・要望欄の進路・就労・キャリア教育支援課題の自由記述テキストを対象とした。設問「障害学生の進路・就労・キャリア教育支援について、課題と感じられていることがありましたら、ご記入ください。」に対して、全 1185 校中、425 校より回答が得られた。内訳は、大学 300 校(国立 49 校、公立 20 校、私立 231 校)、短期大学 97 校(公立 7 校、私立 90 校)、高等専門学校 28 校(国立 26 校、公立 2 校)であった。

上記回答校より得られたデータをグループ化して整理し、さらに学校種や学校規模に着目して課題を把握することにより、異なる状況下にある大学等の就職支援の実情を把握するとともに、今後のよりよい支援のあり方を検討することを目的とした。

(2) 分析に使用した語

自由記述中に頻出する語をまとめたのが以下の表である。異なる表現で同じ意味を成す語は 1 つに集約し、全部で 30 語を分析に使用する語として採用した。語の採用の基準は、単語や複合語に集約した後の出現回数が 20 回以上のものとした。

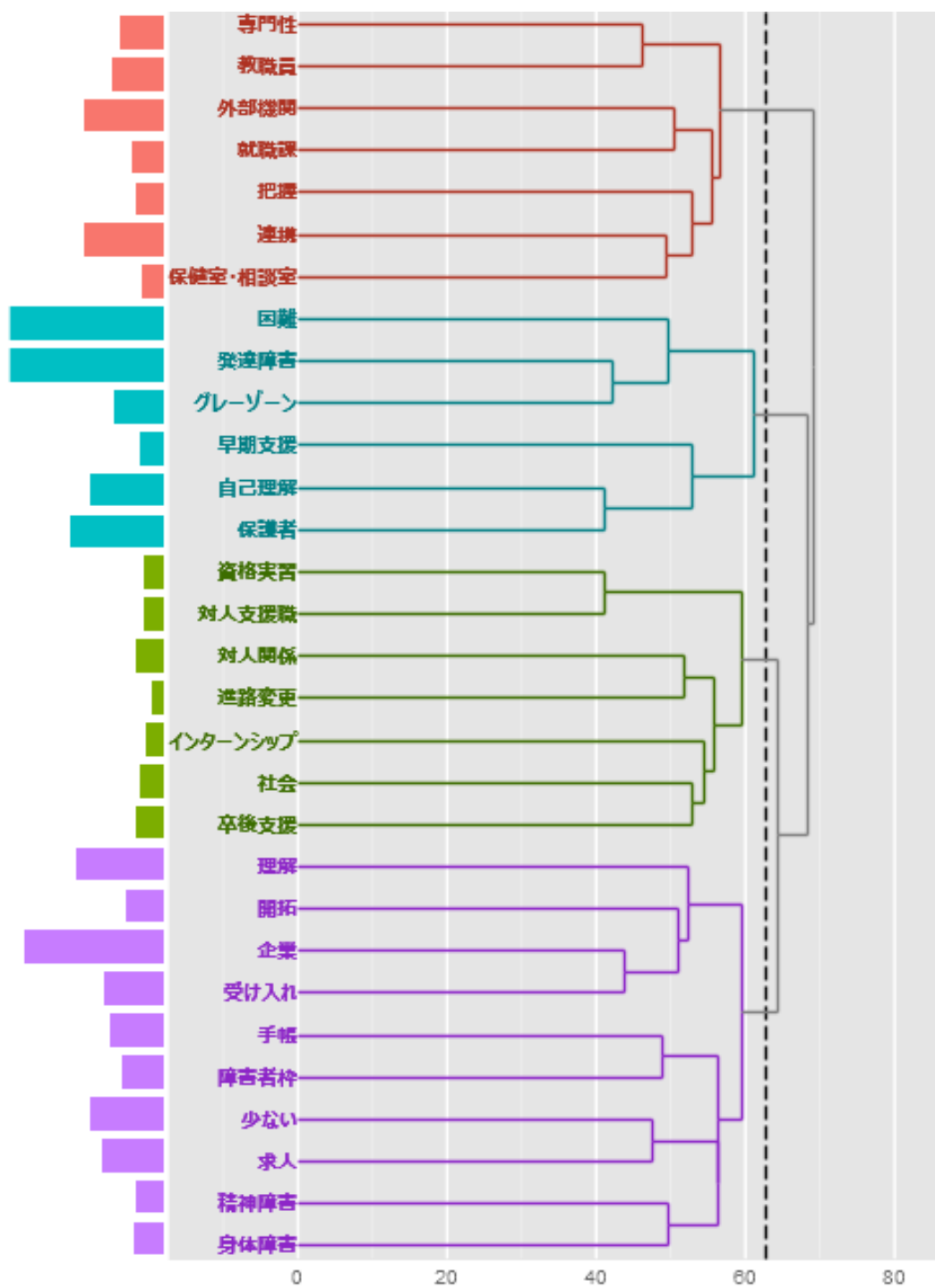
表 20 分析に使用した語

発達障害	グレーゾーン	身体障害	精神障害	保護者	教職員
就職課	保健室・相談室	企業	外部機関	連携	把握
開拓	理解	困難	少ない	受け入れ	求人
障害者枠	手帳	専門性	自己理解	早期支援	卒後支援
インターンシップ	資格実習	対人支援職	対人関係	進路変更	社会

(3) 結果

1) 大学等が抱える課題のグループ化による理解

425校の自由記述について、出現パターンの似通った語の組み合わせにどのようなものがあったのかを分析し、以下の樹形図を作成した(図 91)。その結果、4つのグループに分類された。なお、図中の棒グラフはそれぞれの語の出現回数を示している。



階層的クラスター分析(ユークリッド距離、Ward 法)

図 91 進路・就労・キャリア教育支援課題のグルーピング

これにより、進路・就労・キャリア教育支援の課題は、大きく4つのグループに分類されることがわかった。さらに、それぞれのグループを構成する語を含む自由記述原文を確認したところ、グループ化された課題はさらに2～3つの内容を含んでいることがわかった。

グループ1 学外連携による専門的支援と部署間連携

〈専門性〉〈教職員〉〈外部機関〉〈就職課〉〈把握〉〈連携〉〈保健室・相談室〉により構成されるグループ1は、以下の2つの内容を含んでいる。

- ✚ 教職員の専門性向上と専門性を補完する外部機関との連携
- ✚ 保健室・相談室との連携による把握や支援

グループ2 発達障害学生の障害認知と早期支援

〈困難〉〈発達障害〉〈グレーゾーン〉〈早期支援〉〈自己理解〉〈保護者〉により構成されるグループ2は、以下の2つの内容を含んでいる。

- ✚ 本人・保護者の障害理解の困難
- ✚ 障害理解のための早期支援

グループ3 学外実習の困難や卒後に及ぶ移行支援

〈資格実習〉〈対人支援職〉〈対人関係〉〈進路変更〉〈インターンシップ〉〈社会〉〈卒後支援〉により構成されるグループ3は、以下の2つの内容を含んでいる。

- ✚ 対人スキルを要する資格実習の困難
- ✚ 社会移行を支えるインターンシップや卒後支援

グループ4 発達障害学生の障害者枠利用への葛藤と企業とのマッチング困難

〈理解〉〈開拓〉〈企業〉〈受け入れ〉〈手帳〉〈障害者枠〉〈少ない〉〈求人〉〈精神障害〉〈身体障害〉により構成されるグループ4は、以下の3つの内容を含んでいる。

- ✚ 企業の理解や受入先の開拓
- ✚ 手帳取得や障害者枠利用の躊躇
- ✚ 発達障害や精神障害向けの求人の少なさ

なお、それぞれのグループに該当する具体的な内容については、表 21 に代表的な回答をまとめた。

表 21 進路・就労・キャリア教育支援課題のグループごとの代表的な回答

グループ1 【学外連携による専門的支援と部署間連携】		
構成内容	〔教職員の専門性向上と専門性を補完する外部機関との連携〕	<p>代表的な自由記述原文</p> <p>障害の状況が多様化し、卒業後に必ずしも就労に結びつくとは限らないケースが出てきました。個々の障害の状況、適性に応じた進路や生き方を提案するなど、学内外の専門機関との連携の必要性も感じます。そのためにも、学生の状況を把握し、キャリア教育に関する知識、情報を得て、専門性を高めることが教職員に求められると思います。(私立大学・大規模)</p> <p>大学の就職支援担当者では、障害学生の就労について専門的な知識が不足していることもあり、外部機関(障害者就労支援機関)との連携についても今後必要性が高まっていくと感じております。(私立大学・小規模)</p> <p>身体障害学生の支援に関しては充足していると考えられるが、発達障害学生に関しては、各学科による個別的な支援はなされていないが、専門的な視点からの学内的な取り組みには着手できていない。(短期大学)</p> <p>障害学生のインターンシップや就労支援に関しては、昨年よりハローワークとの連携を始めたところだが個別支援までは至っていない。専属の支援コーディネーターや専門的に支援するポジションの確立が望まれる。(高等専門学校)</p>
	〔保健室・相談室との連携による把握や支援〕	<p>保健管理センター等で把握している障害学生情報について、個人情報の問題に配慮しながら、いかに就職担当と情報共有していくかが課題である。(国立大学・中規模)</p> <p>現状では、障害者手帳の有無に関わらず、障害の状況に応じて、保健管理室及び学生相談室と連携し、対象者の把握、求人情報の提供、ノートテイクの配置等を行っている。(私立大学・大規模)</p> <p>学内での情報共有や、カウンセリングセンターや学外の専門機関へのリファラーの仕方やタイミングが難しい。(私立大学・大規模)</p> <p>現在は、キャリア支援部署や学生相談室などそれぞれが実施して、情報共有もなかなかできていない状況である。(私立大学・中規模)</p>
グループ2 【発達障害学生の障害認知と早期支援】		
構成内容	〔本人・保護者の障害理解の困難〕	<p>代表的な自由記述原文</p> <p>障害学生が進路や就労に関して取り組むためには、本人の障害受容・障害理解が必要であり、それをどのように支援していくか。親の障害受容が本人の希望する進路、就労に大きく影響する。(国立大学・大規模)</p> <p>確定診断がつき障害手帳を在籍中に取得することで、手帳による就労をする学生が少しずつ出てきたが、本人の自己理解と納得、家族の障害理解といったハードルがとても高い場合がある。(私立大学・大規模)</p> <p>学生本人は発達障害を有することを前提に就労支援を必要としているが、両親の理解を得られず就職が難しくなることがある。また逆に、学生本人が障害等を認識しておらず、支援を求めない場合がある。(私立大学・小規模)</p>
	〔障害理解のための早期支援〕	<p>実際には発達障害の診断がある学生や疑いのある学生の就職は厳しく、何十社と不合格を出され、二次被害(うつなど)を引き起こしてしまうこともあるので、自分の特徴を理解することを促すことがまず必要である。早期に気づき、得手不得手を本人および父母、スタッフがお互いに理解、受容することで、支援の幅が広がっていくと思われる。(私立大学・大規模)</p> <p>発達障害の場合、本人に自覚がない場合や、自覚があっても保護者の理解がない場合、進路に関する本人・保護者の意見・希望と大学側の所見との間に乖離があることがある。発達障害に早期に気づき、保健管理センター医師や指導教員及び保護者と連携し、早い学年から相談に応じるなど支援体制を築いていく必要がある。(国立大学・中規模)</p> <p>本学では、対象学生の強みを共有しフィードバックしつつ、希望している進路がふさわしいかどうか、よく話し合いをもつこととしているが、モニタリングの力が乏しい場合には、それらの協議も進行が難しい。診断を受けるということについても、女子の場合、特に保護者の抵抗も強いように感じる。保護者も含め、対象学生本人の自己理解を促すためのサポートが必要であると感じる。(短期大学)</p>
グループ3 【学外実習の困難や卒業後に及ぶ移行支援】		
構成内容	〔対人スキルを要する資格実習の困難〕	<p>代表的な自由記述原文</p> <p>発達障害の疑いがある学生の就労支援がとても困難。看護師というライセンスを取得するコースであるため、学生の障害が本職種の特殊性に鑑みて困難となる(コミュニケーション、看護技術、患者の理解等の欠如)。高機能自閉症(アスペルガー)学生の就職について、免許取得が必要な看護学専攻等では、テストに合格しても対人間関係等で困難。(国立大学・大規模)</p> <p>医療や福祉の現場で資格者として働くことは、障害を持った学生にとっても周囲にとっても大きな負担があります。そのため、学科の教員が学外実習の様子を見て、適応可能な分野への進路を勧めることもあります。(短期大学)</p> <p>幼稚園免許状・保育士資格の取得を目標に入学してくるが、それらは基本的に対人関係能力が必要とされる免許・資格であり、発達障害の疑いのある学生は、実習でつまづき、進路変更せざるをえない状況がある。(短期大学)</p> <p>実習が困難だと判断した場合の保護者対応(保護者の理解)、又実習不合格等による資格取得困難、資格取得できたとしても、本当にその職が適しているかなど、日々課題を感じることは多い。(短期大学)</p>
	〔社会移行を支えるインターンシップや卒業後支援〕	<p>就職を保留にして卒業した学生が、卒業後に就職についての相談に訪れた。一般雇用にするか、障害者雇用にするか、ジョブトレーニングを受けるか、など卒業時には十分な検討をしていなかったため、障害学生支援担当部署と就職支援課が連携して、外部の支援機関を何箇所か同行する支援をした。在籍中に、外部の支援機関につなげる動きをしておくべきだったと思っている。(国立大学・大規模)</p> <p>自己理解があっても卒業後すぐに就労することが難しい場合もあるので、卒業後の中間点(自助グループ、就労支援グループ、対人関係訓練グループ)などの充実が必要だと思う。(私立大学・大規模)</p> <p>身体障害学生については、就労までの道筋がある程度ついてはいるが、精神障害、特に発達障害学生については、難しい状況が続いている。卒業後の受け皿がない状況で、修学支援することは、学生にとっても希望が見えない。社会への働きかけに力を入れる必要があると思われる。(私立大学・大規模)</p> <p>大学生の発達障害のインターンシップを提供してくれる支援センターも増えてきましたが、障害受容含めてそこまでつなげることも難しいのが現状です。アルバイトを含め体験が少なく、人と話をすることの苦しさもあり、いかに人と係わる経験を増やし、社会と関わることを考える機会を設けるかが課題と感じています。(私立大学・中規模)</p> <p>インターンシップのような機会があれば具体的な体験ができるので支援に結び付けることもできるがその機会がないこと。企業側や就労支援機関がもっとフレキシブルに動いてほしい。(私立大学・中規模)</p>

表 21 (つづき) 進路・就労・キャリア教育支援課題のグループごとの代表的な回答

グループ4 【発達障害学生の障害者枠利用への葛藤と企業とのマッチング困難】		
構成内容	[企業の理解や受入先の開拓]	発達障害の学生を受け入れる企業が少なく及び企業とのマッチングの難しさ。早い段階での進路変更。就職する企業の方の障害学生に対する理解・知識が不足している。(国立大学・中規模)
		就職後の職場での支援体制があるのか。(経験上ですが、企業では発達障害に対する理解が乏しく、他の新入社員はできるのに、君はできないのか。なぜ早くできないのか。など障害に対する理解不足により離職につながるケースが多いこと。)(公立大学・小規模)
		教職員、保護者、本人の発達障害についての理解が充分とは言えず、充分な支援が行えていません。また、受け入れ側である企業の理解はさらに不十分で、せっかく能力があってやる気があっても受け入れてもらえないのが現状です。(私立大学・小規模)
		発達障害を抱え、手帳や診断のない学生の場合、就職活動が困難であり、企業開拓が難しい。(短期大学)
	[手帳取得や障害者枠利用の躊躇]	最近では、障害者枠での就職を目指すため、在学中に精神障害者福祉手帳を申請・取得してもらうケースが増えているが、本人の意志確認や家族への説明努力を要する。(国立大学・大規模)
		障害があっても就職への高い意識・意欲を持っている学生が多い。しかし、障害者の求人には雇用形態、勤務地、給与、昇進等の条件面が十分に整っていないものも多く、学生との間にミスマッチが生じている。障害者雇用における、企業の意識改革及び雇用条件改善の必要性を感じる。(私立大学・中規模)
		障害学生の中でも、身体障害学生は毎年内定を得ているが、発達障害学生(疑いも含め)については、手帳を取らずに、あるいは受容せずに一般枠で応募している者が多く、内定を得るのが難しい状況が続いている。受容していない学生をしかるべき専門機関につなぐためにはどうしたらよいか対応に苦慮している。(私立大学・小規模)
	[発達障害や精神障害向けの求人の少なさ]	精神障害及び発達障害以外の障害を持つ学生の就労については、健全な学生に比べて遜色がないが、精神障害及び発達障害を持つ学生については、求人が少なく就労先が制限されている状況にある。(国立大学・大規模)
		障害学生求人の中でも、精神障害、発達障害は未だ圧倒的に少なく、発達障害とわかった段階で断られているのが現状。大学から企業に向けて、精神障害や発達障害学生の特性や長所について、研修を行う必要がある。(私立大学・大規模)
障害者への求人と言ってもそのほとんどは対象が身体障害者で、発達障害者や交通事故等の後遺症による知的障害者が対象になっているのはわずかです。そんな中で、企業が職域を拡大させ、発達障害者を雇用することによって他社員の時間捻出に貢献し、結果、生産性向上に大きく寄与したというNPOからの報告があるので、企業側にはそうした成功例を参考にしてもらいたと思います。(私立大学・中規模)		
障害の種類によって求人数に差がある(発達障害を持つ学生を受け入れてくれる企業が少ない)。正職員や常勤など安定した求人が少ない。(短期大学)		

2) 学校種・学校規模による課題の傾向

1)の分析では、回答校全体の課題傾向を把握したが、どのような特徴を持つ学校が、どのような課題を持っているかまでは明らかにできていない。就職支援においては、入学から就職までの在籍年数や年齢の違い、学修内容の特色等を考慮する必要があると考えられるため、大学・短期大学・高等専門学校の学校種を分析の切り口に採用した。また、大学においては学校規模の差が大きいいため、大規模・中規模・小規模に分類した。学校種と学校規模による分類は以下の通りである。

- 大規模大学(在籍学生数が 5,000 人以上)
- 中規模大学(在籍学生数が 2,000～4,999 人)
- 小規模大学(在籍学生数が 2,000 人未満)
- 短期大学
- 高等専門学校

上記項目と自由記述中の語の関係を散布図で示した(図 92)。自由記述中の語の出現パターンに似た特徴がある語は近くに、原点から見て同じ方向に布置され、その特徴が強いほど原点から遠ざかり、その特徴が弱いほど原点に近くなる。なお、図中の語を囲む枠線は、各学校種・学校規模に特徴的な語として、筆者が付した。

この結果、学校種・学校規模の違いにより、次のような課題があることがわかった。

① 大規模大学

大規模大学では、[障害学生の把握]、[社会への啓発]、[卒後支援の必要性と困難さ]、[精神障害学生の支援ならびに就職の困難]が特徴的な課題であることが見て取れる。

② 中規模大学

中規模大学では、「就職課と保健室・相談室の連携による早期発見・早期支援」が特徴的な課題であることが見て取れる。

③ 小規模大学及び短期大学

小規模大学及び短期大学では、「対人関係困難に起因した資格実習や進路変更の問題」が特徴的な課題であることが見て取れる。

④ 高等専門学校

回答校ごとに課題が分散しており、特徴的な傾向は見られなかった。回答には、発達障害学生の問題、診断がない学生への対応、保護者の理解と連携、外部機関との連携、障害者枠を利用した就職活動のノウハウ、学内の専門的人員の必要性、就職試験における面接の失敗、コミュニケーションスキルや社会性の涵養、就職先との連携・情報交換、障害者受け入れ可否がわかる求人情報の取得、などが挙げられた。

また、それぞれの学校種・学校規模における具体的な課題内容については、表 22 に代表的な回答をまとめた。

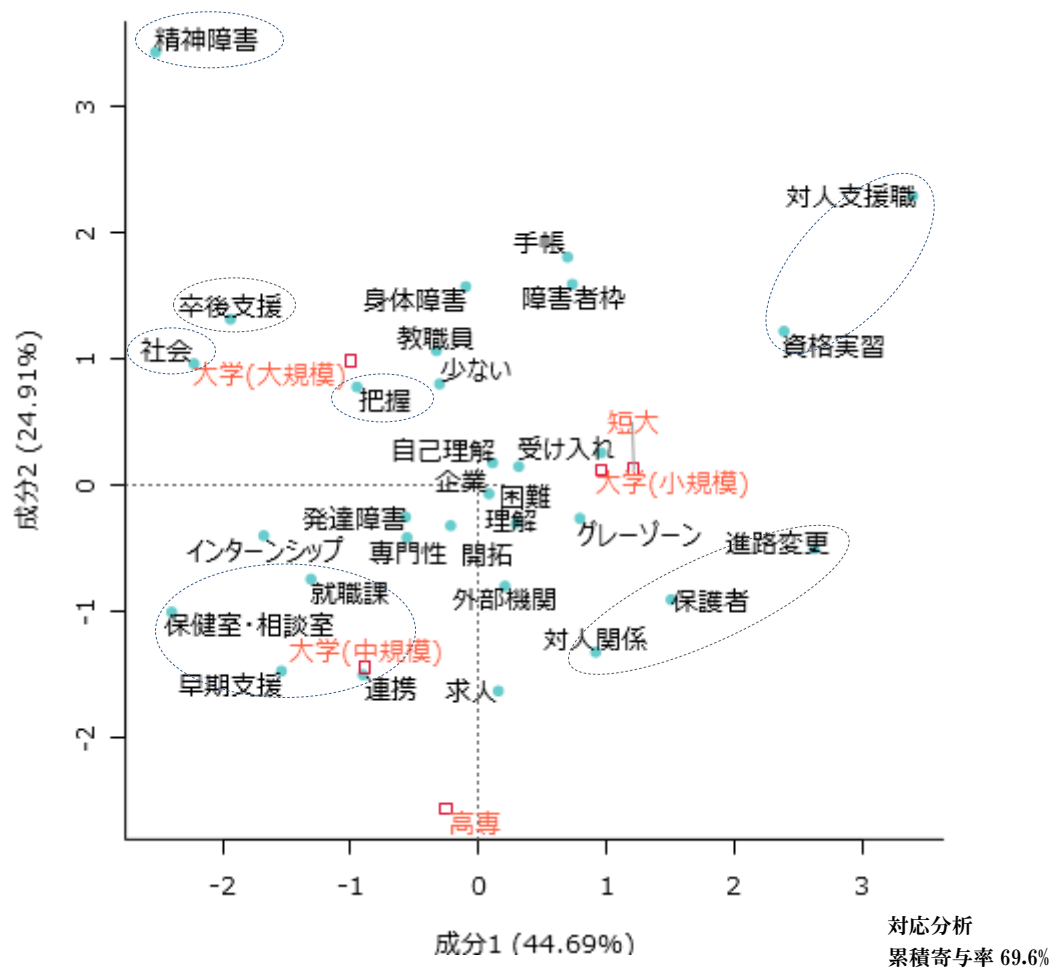


図 92 進路・就労・キャリア教育支援課題における学校種・学校規模と自由記述内容の関係

表 22 進路、就労、キャリア教育支援課題の学校種・規模ごとの代表的なテキスト

大規模大学に特徴的な回答		
マッピングからの解釈	〔障害学生の把握〕	障害を持つ学生は、自らが障害者であることを申告しないことが多いため、その把握が非常に難しい状況である。発達障害等の学生が窓口に来て、担当者が把握していないために適切な対応が取れないことがある。(私立大学)
		障害学生がどの学部へ何名いるのか把握ができないため、就職等の支援もキャリアサポートセンターに来た学生のみとなっている。(私立大学)
	〔社会への啓発〕	キャリアセンターでは障害者の採用枠での就職活動を希望する学生に対して、1対1の面談を核とした個別支援を行っている。支援対象学生把握は、就職活動開始時に提出する登録カード(進路登録票)での、学生からの自己申告に頼っている状態である。部署間での学生情報(障害の情報)共有は非常にデリケートな事案であり、慎重に進めていく必要があるが、支援が必要な学生全員に対して、就職活動の序盤からサポートを実現する、学生情報把握の枠組みが必要であると感じている。(私立大学)
		障害学生の臨床像・ニーズ・現状に対する教職員の理解不足。障害学生の就労に関する社会全体への啓発(障害理解・受け入れ態勢の充実)。(国立大学)
〔卒後支援の必要性和困難さ〕	障害学生の就労等において、就労先である職場の理解が不可欠だと思う。そのためにも、一般企業、官公庁、研究機関などへの啓発活動を行うことが必要だと考えられる。(国立大学)	
	障害の事実と真正面から向き合える社会、ありのままを全面的に肯定できる社会になることで、はじめて障害学生のさまざまな問題も受け入れ、そして解決に近づけるであろう。そうした社会の実現に向けて、大学での教育を通じて粘り強く働きかけていく以外ないであろう。(国立大学)	
〔精神障害学生の支援ならびに就職の困難〕	卒業後・退学後必要となる社会資源への橋渡し。一般就労が困難あるいは日常生活を独立して営むことに困難が生じるような学生を大学卒業、あるいは退学時に、学外の相談窓口や就労支援機関などの社会資源につなぐ連携体制を整えていくことが課題である。(国立大学)	
	就職を保留にして卒業した学生が、卒業後に就職についての相談に訪れた。一般雇用にするか、障害者雇用にするか、ジョブトレーニングを受けるか、など就職時には十分な検討をしていなかったため、障害学生支援担当部署と就職支援課が連携して、外部の支援機関を何箇所か同行する支援をした。在籍中に、外部の支援機関につなげる動きをしておくべきだったと思っている。(国立大学)	
	就労支援について、卒業後も必要なのか、必要であれば卒業後何年までなのか。現状のスタッフ数では、とても厳しい状況である。(国立大学)	
中規模大学に特徴的な回答		
マッピングからの解釈	〔就職課と保健室・相談室の連携による早期発見・早期支援〕	障害学生の進路、就労、キャリア教育等に関して、キャリアセンターで受け入れており、専門的な支援(相談等)においては、保健室と連携しながら対応したり、地域の社会福祉法人と提携して求人紹介等を行っている。課題としては、本件においてはより専門的な知識や経験が必要であることに加えて、入学した時点から卒業するまで継続した時間を掛けた特別な支援が必要な場合もあるが、その点において現状は人も含めて、十分な体制が整っていないことがあげられる。(私立大学)
		発達障害に早期に気づき、保健管理センター医師や指導教員及び保護者と連携し、早い学年から相談に応じるなど支援体制を築いていく必要がある。(国立大学)
		保健管理センター等で把握している障害学生情報について、個人情報の問題に配慮しながら、いかに就職担当と情報共有していくかが課題である。(国立大学)
		現在は、キャリア支援部署や学生相談室などそれぞれが実施して、情報共有もなかなかできていない状況である。(私立大学)
		障害者認定とならない学生(軽度・中度の精神疾患等)は、就職担当の窓口に来室しても、多くの場合ただ話を聞くことしかできず、これは就職支援ではないというジレンマがある。保健室・相談室・医療機関を勧めることは、場合によっては逆効果になるため、実際のところどう対応してよいのか分からない。(公立大学)
キャリアサポート、学生支援センター、健康管理センターと連携を図りながら対応しており、障害学生に対しての就職サポートは充実している。(私立大学)		
小規模大学や短期大学に特徴的な回答		
マッピングからの解釈	〔対人関係困難に起因した資格実習や進路変更の問題〕	保健科学部医療検査学科、看護学科においては専門性の高い職種であり、支障なく業務を行うのは困難であるため、就労は極めて難しく、求人確保の見通しが立たない。それに伴う進路変更等の相談、カウンセリングなど体制を整える必要がある。(私立大学)
		看護師、管理栄養士の養成施設であるので、対人コミュニケーションが難しいとなると、国家試験を通ったとしても仕事の現場では難しい。進路変更などを提案するが受け入れてもらえない。(私立大学)
		医療や福祉の現場で資格者として働くことは、障害を持った学生にとっても周囲にとっても大きな負担があります。そのため、学科の教員が学外実習の様子を見て、適応可能な分野への進路を勧めることもあります。しかし、本人や家族の希望と合わないケースもあり、また対人コミュニケーションを苦手とする発達障害の要素を持った学生が対人業務が主となる分野で従事するのは受け入れ側、本人いづれにも負担となることが予想されます。卒業後を見据えた指導の難しさが課題となっています。(短期大学)
		幼稚園免許状・保育士資格の取得を目標に入学してくるが、それらは基本的に対人関係能力が必要とされる免許・資格であり、発達障害の疑いのある学生は、実習でつまづき、進路変更せざるを得ない状況がある。(短期大学)
		本学は保育者養成の単科大学であるため、ほとんどの学生は幼稚園、保育所、児童福祉施設に就職する。発達障害によってコミュニケーション、社会性に困難さのある学生は、子ども、親への支援、職場の同僚との協働がうまくいかない場合が多く、他の進路や就職先を勧める必要があるが、本学にはノウハウがないことが課題となっている。(私立大学)
		本学は、対人支援の職業ライセンスを取得(国家試験受験資格取得)のための大学であるため、卒業できても、就業が困難であったり、早期離職が懸念される。入学後、早期に就業適性を判断する必要を感じている。(短期大学)
実習が困難だと判断した場合の保護者対応(保護者の理解)、又実習不合格等による資格取得困難、資格取得できたとしても、本当にその職が適しているかなど、日々課題を感じることはばかりである。(短期大学)		

(4) 考察

障害学生に対する進路・就労・キャリア教育支援の課題に関して、①自由記述回答のグループ化により課題を整理し、さらに、②学校種・学校規模による課題の傾向を明らかにすることができた。これらの課題を踏まえ、今後の支援のあり方について検討する。

1) 大学等が抱える課題のグループ化による理解

グループ1 学外連携による専門的支援と部署間連携

このグループでは、[教職員の専門性向上と専門性を補完する外部機関との連携]と[保健室・相談室との連携による把握や支援]が課題であることが示された。就職支援担当部署の教職員が障害学生の就職支援に関する専門知識を有しておらず、特に発達障害学生に対する就職支援は草創期ということもあり、何をどのように行なえばよいのか、その支援ノウハウを持たずに苦慮しているケースが多いことがうかがえる。学内で対応しきれない部分は、ハローワークや民間の就職支援機関などの外部の専門機関と連携し、適切な対応を取っていくことが必要であろう。

また、就職支援担当部署への相談は、就職活動が立ち行かなくなってから訪れるケースもあり、結果、対応が後手に回ってしまうことが多いようである。障害学生の就職サポートを行なうためには、就職支援部署で障害学生を把握する必要があるが、その把握ルートが体系的に整備されていないことで、支援開始が遅れる、あるいは必要な支援を提供できないという事態が発生しているのであろう。発達障害や精神障害の学生は、保健管理部門や学生相談室で把握されるケースも多いが、個人情報取り扱いのルールが定まっていない場合、就職支援部署との連携・共有が困難な場合もあり、そうした場合、就職支援の対象が就職支援部署に自己申告してきた学生に限定されてしまうことがある。部署間での連携を可能にし、早期から支援するためにも、個人情報の取り扱いや守秘義務の考え方について各大学等で決まりを設け、共有できる情報の範囲を限定するなど、個人のプライバシーに配慮した仕組みを構築する必要があるだろう。

グループ2 発達障害学生の障害認知と早期支援

このグループでは、[本人・保護者の障害理解の困難]と[障害理解のための早期支援]が課題であることが示された。〈発達障害〉についての記述があった大学等は 425 校中 152 校 (35.8%) であり、「精神障害 (30 校, 7.1%)」や「身体障害 (35 校, 8.2%)」に比べ、課題と感じている学校が多い。また、発達障害の予備群として〈グレーゾーン〉に関する記述も 51 校 (12.0%) あり、対応に苦慮している状況がうかがえる。

発達障害学生の対応に困難が生じるのは、発達障害学生自身が自己の障害に気づいたり、あるいは周囲が気づいたりする時期が大学等入学後のことが多いことが大きく影響していると考えられる。特に支援を難しくするのは、学生本人が発達障害を自覚し

ていなかったり、保護者が受容できなかつたりする場合であり、そのような場合は、一般的な就職支援の範囲に限定された対応に留まってしまう。

発達障害学生を適切な就職支援につなげるためには、まず、自己理解や保護者理解のための支援を早期に講じる必要がある。就職支援担当者は、学生が自己の障害を理解したり、必要な援助を要求したりするセルフ・アドボカシースキルの涵養が重要なことを認識しつつも、実際にどのような手順を踏んで支援を行えばよいのか分からないことも課題として挙がっている。支援が先延ばしになると、外部機関との連携や障害者向け求人情報の提供などの具体的支援が提供できないこともあり、就職が決まらないまま卒業していくケースが多いことも問題となっている。就職支援部署による発達障害学生の早期把握・早期支援のために、入学から卒業後までを見据えた体系的な就職支援の方法を構築していく必要があるだろう。

グループ3 学外実習の困難や卒後に及ぶ移行支援

このグループでは、[対人スキルを要する資格実習の困難]と[社会移行を支えるインターンシップや卒後支援]が課題であることが示された。保育や医療・福祉系の学校では、その職に従事するために必要な資格を取得し、その専門領域での就職を目標としている。この資格を取得するためには学外実習が必要であるが、実習先の理解と確保が難しいことや、対人関係スキルの未熟さから実習が上手くいかないケースがあり、やむなく進路変更を勧める場合もある。今後、実習先の理解を得て、障害学生が必要な支援を受けながら実習に参加できる体制を整えていく必要がある一方で、大学側は実習に参加できる条件を明確にし、保育や医療・福祉の職業に必要とされる知識やスキルに対して一定の基準を設け、その基準以上の資質を持った学生を育成するよう努める必要があるだろう。また、進路変更を余儀なくされる事態を防ぐために、入学以前にカリキュラムや卒業要件を具体的に提示することで、適性に応じた進路選択を可能にすることや、自己や職業適性の理解を支えるキャリア発達支援のあり方を検討していくことが重要であると考えられる。

このグループのもう一つの課題は、社会移行に向けたインターンシップ機会の提供や、就職先が決まらずに卒業に至った学生への支援の困難である。特に、発達障害学生を対象としたインターンシップの受入先が少ないことや、あったとしても、学生本人の障害理解や受容が進んでおらず、インターンシップ参加にまで至らないケースもある。また、発達障害学生の中には、卒業研究と就職活動の同時並行が苦手で、卒業はできても就職先が決まらないケースもあり、卒業後に就職支援を行なう必要性が生じている。発達障害学生が自己の職業適性を認識し、計画的に卒業と就職活動が進められるように、入学後早期からの就職・キャリア教育支援の重要性が増してきていると言えよう。

グループ4 発達障害学生の障害者枠利用への葛藤と企業とのマッチング困難

このグループでは、[企業の理解や受入先の開拓]と[手帳取得や障害者枠利用の躊躇]と[発達障害や精神障害向けの求人の少なさ]が課題であることが示された。発達障害学生の就職活動における大きな壁は、精神障害者保健福祉手帳を取得し、障害者枠を利用して就職するかどうか選択するところにある。発達障害学生の多くは、手帳を取得し、障害者枠での就職活動を進めることへの葛藤が大きく、さらに学生本人だけではなく保護者の意向も大きく関わってくる問題である。また、障害者枠での就職を決意したところで、発達障害や精神障害向けの求人は身体障害に比べて少なく、またその雇用条件が低賃金、単純作業のものが多いため、学生の希望と受入企業とのマッチングが難しい状況にある。企業側の発達障害への理解を促進し、発達障害学生が得意とする部分を生かせる勤務内容や職場環境の構築が求められており、そのためにも大学側から発達障害に対する理解啓発を行なうなど、受入側に積極的にアプローチしていくことも今後の重要な就職支援になっていくと考えられる。

2) 学校種・学校規模による課題の傾向

① 大規模大学

大規模大学は、[障害学生の把握]や[社会への啓発]や[卒後支援の必要性和困難さ]や[精神障害学生の支援ならびに就職の困難]が特徴的な課題であることが示された。大規模大学に特有の課題として、在籍障害学生数の多さから、体系的に把握や情報共有・連携システムを構築しなければ、就職サポートにつなげることが困難な状況にあることがうかがえる。また、就職できずに卒業した学生や、就職後早期に離職してしまった学生の相談が増加していることもあり、卒後支援のあり方を検討する必要性に迫られている。

近年、発達障害学生の増加も著しいが、精神障害学生も増加の一途を辿っている。在籍障害学生数の多い大規模大学では、精神障害学生の就職支援の困難が大きいことが汲み取れる。また、発達障害や精神障害学生の就職状況を改善するためには、受入先企業等の社会全体の理解が不可欠であることから、在籍障害学生を多く抱える大規模大学においては、社会への理解啓発の役割を牽引していくことが求められていると考えられる。

② 中規模大学

中規模大学は、[就職課と保健室・相談室の連携による早期発見・早期支援]が特徴的な課題であることが示された。中規模大学では、保健管理部門や学生相談室で把握している障害学生を就職支援部署につなげたり、逆に、就職支援部署で対応できない精神衛生面のサポートを保健管理部門や学生相談室に委ねたりする等、学内における部署間連携の必要性が課題に挙がっているが、個人情報の問題もあり苦慮していることがうかがえる。在籍障害学生数が増加した場合は、部署ごとに把握し、共有・連携していく

体制は効率性に欠く上、障害学生への支援提供が遅れることが懸念される。大規模大学同様、把握方法の体系的整備を行ない、部署ごとによる把握から全学的な把握へ移行することで、早期支援が実現していくと考えられる。

③ 小規模大学及び短期大学

小規模大学及び短期大学は、「対人関係困難に起因した資格実習や進路変更の問題」が特徴的な課題であることが示された。小規模大学や短期大学には、看護師、介護士、保育士等の資格取得に特化した学校が他規模の大学に比べると多く、これらの学科では現場実習においてコミュニケーションスキルが必要となることから、発達障害学生の中には資格取得が困難なケースが生じる。保育系の学科については短期大学に多く、短期間でいかに実習に必要な知識とスキルを身につけるのか、またその職種への適性が見込めない場合に、いかにして学生の希望や適性に合った進路変更および就労へとつなげていくのかが大きな課題と言える。また、進路変更は本人の意思のみでなく、保護者の意向も大きく関わってくることから、保護者の理解と納得が得られない場合は、進路変更が難しくなることが懸念される。このように、対人支援職を養成する大学および短期大学は、他学科とは異なる課題を有することから、これらの学科の特徴に応じた独自の支援モデルの構築が求められる。

4. 最後に

本分析では、体制整備状況に応じた修学支援の課題と、学校種・学校規模に応じた就職支援の課題を把握することができた。似たような状況下にある大学等は、類似した課題を抱える傾向にあることが明らかになったことから、より適切で効果的な支援を実施するためには、今後も学校種・学校規模や支援体制等に注目して、支援方法を検討していくことが重要になると考えられる。

今回、高等専門学校については、課題の把握と検討が十分にできなかった。高等専門学校の修学について4年制大学と比べたとき、その学修内容や入学年齢、修学年数、就職活動の方法に違いがあるため、高等専門学校の状況に焦点を当てた支援モデルの構築が必要であろう。そのためにも、今後、高等専門学校について、より詳細に実態を把握していく必要がある。

【分析方法について】

本分析においては、樋口耕一が開発した計量テキスト分析のためのソフトウェアである KH Coder を用いた。分析の手順として、まず、KH Coder に同梱の茶釜を使用して形態素解析を行ない、自由記述テキストを単語やフレーズ毎に切り分ける処理を行なった。次に、形態素解析により得られた単語やフレーズから、同様の意味や概念を成すものと同じコードを付けるコーディングを行ない、単語の表記上の共通性にとらわれない、内容を重視した分析を可能にした。これらコーディング後のコードを用いて、階層的クラスター分析と対応分析を実施し、回答文中に同時に出現する傾向のある語のまとまりを樹形図で示し、さらに同じ特徴を持つ大学等の傾向を散布図で示すことで、非構造的なデータの探索的な検討を試みた。

【参考文献】

樋口耕一(2014)社会調査のための計量テキスト分析—内容分析の継承と発展と目指して—。ナカニシヤ出版。

まとめ

独立行政法人日本学生支援機構 学生生活部障害学生支援課

監修：障害学生修学支援実態調査・分析協力者会議議長

日本学生支援機構 客員研究員(筑波大学 講師)

名川 勝

日本学生支援機構では、平成 17 年度より開始した「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」(以下、実態調査)について、平成 26 年度に、初めてこれまでの調査結果を経年で整理・分析し、結果を公表した。本報告書は、これに続く平成 27 年度における整理・分析結果を報告するものである。

「はじめに」でも記載したとおり、平成 28 年 4 月に障害者差別解消法の合理的配慮規定等が施行され、各大学等の障害学生支援は法に基づいた適切な対応を求められることとなった。文部科学省は、法整備に先駆け、「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告(第一次まとめ)」を策定し、大学等における障害学生の範囲、合理的配慮の定義、取り組むべき課題等を明らかにしている。これに基づき、日本学生支援機構は、全国障害学生支援セミナーの一環として体制整備支援セミナーを実施する等、各大学等における体制構築への支援に努めてきた。

こうした中、本報告の分析対象最終年度にあたる平成 27 年度調査は、障害者差別解消法施行以前の最後の調査であり、各大学等における障害学生の現状、体制整備の進捗状況や取り組むべき課題等について、注目すべき資料の作成、提供の機会になったと考えている。

本分析にあたっては、平成 26 年度分析同様に「障害学生修学支援実態調査・分析協力者会議」を設置し、前年度委員の方々に引き続きご協力を賜り、当機構の研究員が取りまとめにあたった。平成 26 年度分析において把握した、平成 17 年度以降の障害学生支援の状況を踏まえながら、「支援体制の構築について(第 1 章)」「支援の水準について(第 2 章)」「発達障害学生支援の課題(第 3 章)」「障害学生支援の経年推移(第 4 章)」「自由記述に見る障害学生支援の課題(第 5 章)」の 5 つのテーマを中心に、数値の経年変化や自由記述のテキスト分析等を行なったほか、個別の大学等における体制の構築や支援の状況の参考とするため、学校規模、設置形態、支援体制等の異なる 13 の大学等のご協力を得て訪問調査を実施し、各章における分析の参考とさせていただいた。

訪問調査を通じて見えてきた支援体制には、総合支援センター内に位置付けられた専門委員会が主体となって障害学生支援を実施している「総合型」、専門部署・機関が主として障害学生支援を担当している「専門型」、障害学生支援担当部署と他の部署が連携して障害学生支援を進める「連携型」、学内の各学部やキャンパスがそれぞれ独自に障害学生支援を実施する「独立型」の大きく4つがあり、また「連携型」における連携のあり方も、学生支援部署が主体となり他部署と連携する「統括支援型」、学内各部署の障害学生支援担当者が連携して支援を行なう「プロジェクトチーム型」、個々の障害学生のニーズに応じて各部署から選出された支援チームを設置する「時限プロジェクト型」など様々だった。各大学等が今後、体制を整備していくにあたって、それぞれの規模や学内組織の構成等に合わせ、自校においてはどのような体制がより良く機能するかの参考としていただければ幸いである。

個別の分析結果については各章を参照いただき、ここでは平成 26 年度分析との相違や留意される点などに触れる。

全体的な支援のあり方については第 1 章、第 2 章に示した。平成 26 年度分析では、全体的な傾向に加えて、学校種や障害学生数による相違に着眼点をおいたが、本分析においては、設置形態(国立、公立、私立)や学校規模(全体の学生数)による相違に着目した。支援体制の整備においては、障害学生支援に関する委員会や支援担当部署・機関の設置数は全体的に増加傾向にあるが、その整備状況を設置形態や学校規模でみると、設置形態別には国立大学が、学校規模別には大規模校が、圧倒的優位にある。しかし、大学等全体(1,185校)の 51.8%(614校)は学生数 1,000 人未満の学校であり、こうした小規模校における支援体制の整備は今後の課題である。

支援の水準という視点においても、小規模校は障害学生の把握や関連部署との連携、学生との合意形成等において、学生と教職員の距離が近く小回りが利く等のメリットもあるが、専門的リソースとの連携等に課題があり、大規模校は関連部署との連携や学部間の温度差等に課題がある現状が見えてきた。

障害学生数、障害学生在籍学校数等の実態については第 4 章に示しているが、平成 26 年度調査においては、障害学生数の障害種別の内訳のうち最も多い障害種が「その他」3,144 人となった。障害学生数は平成 17 年度以降すべての障害種で増加しているが、中でも「その他」「発達障害」「病弱・虚弱」の増加は顕著であり、「その他」の 89.9%を占めるのは「精神疾患・精神障害」に相当する学生である。また「発達障害」や「その他」の学生については、卒業率(卒業生数/最高年次学生数)の低迷も、今後の修学支援、進路指導、就職支援等の課題となってくると思われる。

発達障害学生への支援については第 3 章に示しているが、近年、発達障害学生への授業支援が増加傾向にある。これまで相談、治療、訓練といった授業以外の支援が主体となってきた発達障害学生支援が、今後は障害学生支援の枠組みでの、授業や試験における合理的配慮提供の部分で増加していくことが予想される。また、大学等が挙げる発

達障害学生支援の課題の中では、学生の修学上の困難が発達障害によるものかどうかの把握、支援体制や部署間の連携、就職支援などが多くを占めている。第3章では発達障害学生への具体的な支援内容や工夫についても触れられているので参照いただきたい。

また、本分析では、修学支援と進路・就労・キャリア教育の課題に関する自由記述テキストを分析し、第5章に示した。修学支援の課題を支援体制の整備状況別にみると、専門委員会や専門部署が設置されている大学等では合理的配慮の考え方や支援学生の確保や養成システムの構築・改善が中心的な課題となっている。他の委員会や部署が対応している大学等では申し出に頼る把握方法と個人情報扱い方や、支援に必要な人材の不足が中心的な課題である。また、対応する窓口や検討する委員会が未整備な大学等では全学的な支援体制構築と専門部署の必要性やバリアフリー化の必要性と困難さ、教職員の理解向上のための研修の必要性などが課題として挙げられていた。

以上、本分析の各章について簡単に振り返り、今後の課題について触れた。各大学等における今後の障害学生支援の参考としていただければ幸いである。

障害学生修学支援実態調査・分析協力者会議

障害学生修学支援実態調査・分析協力者会議設置要項

平成 26 年5月 12 日

(目的)

第1条 この要項は、独立行政法人日本学生支援機構が「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」(以下「実態調査」という。)の結果を実際の修学支援の充実に資するために分析・検討を行なう外部有識者からなる協力者会議(以下「会議」という。)の設置に関して、必要な事項を定める。

(会議の役割)

第2条 会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 実態調査の結果を基にした障害学生の現状把握及び推移、支援状況等の分析について
- (2) 実態調査の調査方法・調査項目等の改善について
- (3) その他必要な事項

(会議の組織及び協力者の委嘱)

第3条 会議は、5名程度の協力者をもって組織する。

- 2 協力者は、理事長が委嘱する。
- 3 協力者の任期は、委嘱を受けた日から同年度の3月 31 日までとし、再任を妨げない。
- 4 会議は、必要に応じて、協力者以外の者の協力を得ることができる。

(会議の運営)

第4条 会議に必要なに応じ議長を置き、協力者の互選によってこれを定める。

- 2 議長は、会議を総理する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する協力者がその職務を代行する。
- 4 議長の任期は、選任された日から同年度の 3 月 31 日までとし、再任を妨げない。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、学生生活部において処理する。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、平成 26 年5月 12 日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

平成27年度 協力者及び執筆者一覧

第1章 支援体制の構築について

日本福祉大学 社会福祉学部 教授 障害学生支援センター長 柏倉 秀克

第2章 支援の水準について

京都大学 学生総合支援センター障害学生支援ルーム チーフコーディネーター(助教) 村田 淳

第3章 発達障害学生支援の課題

信州大学 教育学部教育科学講座 教授 高橋 知音

第5章 自由記述に見る障害学生支援の課題

日本学生支援機構 コーディネーター(筑波大学) 奥村 真衣子

監修

日本学生支援機構 客員研究員(筑波大学 講師) 名川 勝

※第4章及びまとめについては、前回の分析報告(平成27年3月)をもとに、平成26年度調査結果を加え、事務局において編集した。

